

「障害者差別解消法」施行に伴う 障害学生に関する 紛争の防止・解決等事例集

平成 28 年度収集事例



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

目次

はじめに	1
紛争の防止、解決等のための基礎知識	
(1) 大学等における基本的な考え方	
1.対象となる「障害のある学生」とは	2
2.対象となる学生の活動の範囲	4
3.不当な差別的取扱いとは	4
4.合理的配慮とは	5
5.体制の整備	10
6.合理的配慮内容の決定手順	12
7.紛争解決のための第三者組織	15
8.意識啓発・理解促進	17
9.情報公開	19
(2) 大学等における主な課題	
1.教育方法	19
2.高大連携	22
3.就労支援	24
4.関係機関との連携	27
5.人材の育成・配置	29
平成 28 年度調査及び事例収集	32
事例紹介	
視覚障害	35
聴覚・言語障害	43
肢体不自由	89
病弱・虚弱	115
重複	126
発達障害	131
精神障害	158
その他の障害	190
相談機関の事例	201
協力者会議	221
索引（支援の場面別）	223

はじめに

平成 29 年 7 月

平成 28 年度に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」は、高等教育機関（以下、大学等）に障害者差別解消の推進を求めています。大学等は障害等がある学生の個々のニーズに配慮しつつ学生の相談に的確に応じる必要があります。学内における差別解消を効果的に行なうためには、相談窓口の明確化、相談や紛争に対応する職員の業務の明確化、専門性の向上を図ることが求められています。

このような状況をふまえ、当機構はこのたび、「平成 28 年度 紛争の防止・解決等に関する事例調査」を実施しました。大学等 1,180 校（大学：782 校、短期大学：341 校、高等専門学校：57 校）、人権及び障害者差別解消法に関する相談機関等 2,013 機関（国の相談機関：2 機関、地方自治体の相談機関：2,007 機関、障害学生支援機関：4 機関）に対し実施し、調査対象とする期間は過去 10 年程度までとしました。回収率は大学等が 58.6%、相談機関等が 21.5%です。

本調査では、紛争事例を「合意形成の有無に関わらず、学校または外部機関等に不服、不満の申し立てがあった事例」と広義に位置付け、紛争事例及び紛争の防止、解決等の参考となる事例の収集を目的としました。なお協力いただいた事例は提出元の了解を得た上でできるだけ多く掲載できるようにしました。

提出された事例を「平成 28 年度 紛争の防止・解決等事例集協力者会議」において分析した結果、「紛争」「合意形成」「合理的配慮」といった主要な概念、さらに紛争解決に向けたプロセスへの理解が各大学等間で共通認識となっていないことが明らかになりました。そこで事例を公開するにあたり、協力者会議の委員が各領域における主要な概念を解説するとともに、大学等を特定しない形で代表的な事例を取り上げ、障害者差別解消法の趣旨に沿ったコメントを掲載しています。

紛争事例等を蓄積していくことで、紛争の防止や解決に向けた一助となることを期待しています。

事例調査に協力いただいた高等教育機関の皆様、相談機関等の皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。

平成 28 年度 紛争の防止・解決等事例集協力者会議
柏倉秀克（日本福祉大学）

紛争の防止、解決等のための基礎知識

「障害者差別解消法」施行に伴い、増加が懸念される紛争を、大学等において防止、解決するために必要な基礎知識を、理解のポイントとなるキーワードから解説します。ここで紹介する事例には【参照】として関連するキーワードを表示しています。個々の事例もご参照いただき、紛争の防止、解決等に関する取組の参考としていただければ幸いです。

なお、内容については、「文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会二次まとめ」（以下「二次まとめ」）を基に作成していますので、「二次まとめ」も併せてご確認ください。

（１）大学等における基本的な考え方

1. 対象となる「障害のある学生」とは

【学生とは】

我が国における大学等に入学を希望する者及び在籍する学生。学生には、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含まれます（「第一次まとめ」、「第二次まとめ」）。

【障害のある学生（以下、障害学生）とは】

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（「第一次まとめ」、「第二次まとめ」）。ここでいう障害は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を意味します。「その他の心身の機能の障害」には難病に起因する障害などが含まれます。また、「継続的に」には、断続的に又は周期的に相当な制限を受ける状態にあるものも含まれます（平成 24 年版『障害者白書』）。

【社会モデル】

障害学生の定義は、障害学生が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れています。社会的障壁を除去するための手段のひとつが合理的配慮の提供です（平成 24 年版『障害者白書』、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」、「第二次まとめ」）。

【障害学生以外の障害者】

「第二次まとめ」は次のように記しています。「障害者差別解消法等において、大学等に不

当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等の提供が求められている障害者の範囲は、例えば、障害学生以外の、大学等が主催するシンポジウムや学会への参加者、附属学校に在籍する児童生徒、病院等の附属施設への訪問者等も含まれ、本検討会の対象範囲よりも広がっている。このため、実際には本まとめの内容よりも広い範囲での対応が求められることに十分留意することが必要である。」

事例講評

平成 28 年度「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集」（以下、平成 28 年度事例集）に所収された事例は 209 件あります。このうち大学等の事例が 181 例で、これを障害種別に分類すると、視覚障害 7 件、聴覚・言語障害 48 件、肢体不自由 33 件、病弱・虚弱 11 件、重複 3 件、発達障害 31 件、精神障害 36 件、その他の障害（発達障害と精神障害の重複等）12 件となります。重複とその他の障害を除くと、視覚障害と病弱・虚弱の件数が比較的少ないことがわかります。

障害学生の範囲は、障害者手帳や診断書の所持者に限られず、より広い対象者を含むことがあります。この点につき、「第二次まとめ」は、次のように記しています。「障害の内容によっては、これらの資料〔手帳や診断書など〕の提出が困難な場合があることに留意し、障害学生が根拠資料を取得する上での支援を行なうことや、下記の建設的対話等を通じて、学生本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。」この記述は、障害者手帳や診断書の有無ではなく、むしろ社会的障壁の問題性（とそれを除去する合理的配慮の必要性）を特に強調する「社会モデル」の視点を採用している、と考えられます。平成 28 年度事例集においても、発達障害・精神障害のある学生が手帳や診断書を有しているかどうか定かではない事例が含まれています。

また、今日では、LGBT の人が精神障害のある人のなかに含まれるべきか否かという議論もなされていますが、より大切なのは LGBT の学生をとりまく社会的障壁の問題性に目を向けることです。「社会モデル」の視点を応用していえば、「障害学生に該当するか否か」はいったんカッコに入れた上で、LGBT の学生の直面する社会的障壁を除去し（合理的配慮を提供し）、就学機会を平等に保障していくことが重要です。この点、平成 28 年度事例集には、たとえば性別違和により学内ロッカールームを使用できず、着替えや教材の管理に苦慮した学生に対して、大学側が一定の配慮をした事例なども含まれています。この事例を含む LGBT の学生の事例は、さしあたり平成 28 年度事例集では「精神障害」の項目に分類されています。

2. 対象となる学生の活動の範囲

【教育に関する事項】

入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業 授業、課外授業、学校行事への参加等

【学生の活動や生活面に関する事項】

通学、学内介助（食事、トイレ等）等

3. 不当な差別的取扱いとは

【不当な差別的取扱い】

障害のある学生（以下、障害学生）に対して、正当な理由なく、障害を理由として、

- ・財・サービスや各種機会の提供を拒否する、
- ・財・サービスや各種機会の提供に当たって場所・時間帯などを制限する、又は
- ・障害のない学生に対しては付さない条件を付ける

（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」）、「第二次まとめ」）

【不当な差別的取扱いが禁止される場面】

不当な差別的取扱いは、入学前相談、入試、授業・ゼミ・研究室の選択、試験、評価、単位認定、実習・留学・インターンシップ・課外活動への参加等、修学や学生生活のあらゆる場面で発生する可能性があります（「第二次まとめ」）。

【「不当な」の意味】

「不当な」というのは、当該取扱いに正当な理由がある場合には、本法（障害者差別解消法）により禁止される不当な差別的取扱いには該当しないとの意味内容をもった文言です（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q & A集＜地方公共団体向け＞」）。

【正当な理由の判断】

正当な理由に相当するのは、障害学生に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です（「基本方針」）。

正当な理由に相当するかどうかは、個別の事案ごとに、障害学生や大学等や第三者の権利利益（＊）の観点から総合的・客観的に判断します。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づく対応は適当ではありません（「基本方針」、「第二次まとめ」）。

大学等は、「正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものと

し、理解を得るよう努めることが望ましい」でしょう（「基本方針」）。

＊権利利益の例：安全の確保、財産の保全、教育の目的・内容・評価の維持、損害発生の防止等

事例講評

不当な差別的取扱いの事例では、合理的配慮の概念を考慮に入れるべき場合もあります。このような場合に該当する事例を以下では2点取り上げます。

まず、ある障害学生が入寮を希望した際に、寮でヘルパーを利用することを求めたため、入寮を断られた事例があります。この事例で、大学側が入寮の拒否を正当化するために用いた理由というのが、寮内へのヘルパーの立入が許可できないことと、この学生が掃除や行事参加など寮生としての役割を果たすことが難しいことでした。この点、大学側が寮内へのヘルパーの立入を許可することや、掃除や行事参加を免除することは、合理的配慮の問題として理解することができます。ただし、もしも過重な負担があるようであれば、大学側はヘルパーの立入許可や掃除免除といった配慮を行なう義務を負いません。また、過重な負担という正当な理由があれば、大学側が学生の入寮を断ったとしても不当な差別的取扱いにはあたりません。

別の事例として、聴覚障害のある学生が、卓球とバレーボールの授業を履修したいとの希望を有していたにもかかわらず、障害を理由にこの履修を認められなかった、というものがあります。この事例で、大学側は合理的配慮の提供可能性を検討しましたが、「体制の不足」等を理由に当該授業の履修を認めませんでした。もしもこの「体制の不足」が過重な負担にあたるのであれば、大学側は当該授業の履修に関する配慮を提供する義務を負わず、また大学側が障害を理由に当該授業の履修を認めなかったことは正当な理由があるため不当な差別的取扱いに該当しません。

なお、以上の2つの事例において実際に過重な負担があった（正当な理由があった）かどうかは、必要な情報を欠くため、この講評では評価していません。

4. 合理的配慮とは

【合理的配慮】

・障害のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保

- するために、大学等が行う必要かつ適当な変更・調整で、
- ・大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、
 - ・大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担（以下、過重な負担）を課さないもの
- （「第一次まとめ」「第二次まとめ」）

【合理的配慮の対象事項】

合理的配慮は、教育に関する事項（入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業 授業、課外授業、学校行事への参加等）のみならず、学生の活動や生活面に関する事項（通学、学内介助（食事、トイレ等）等）に関しても提供されなければなりません。

【過重な負担の有無】

大学等は、ある配慮が過重な負担となるか否かは、個別の事案ごとに、以下の諸要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」））。

- ・事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度
- ・事務・事業規模
- ・財政・財務状況

大学等は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましく、他の実現可能な措置を検討・提案する必要があります（「基本方針」、「第二次まとめ」）。

【本来業務付随、同等の機会、本質変更不可】

以下の 3 つの要素は、過重負担の文脈において判断されるべきであるか、あるいは過重負担の文脈とは独立して判断されるべきか定かではありませんが、いずれにしても、ある配慮が合理的配慮だといえるためには、これらの要素も満たす必要があります（「基本方針」）。

- ・本来業務付随（事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること）
- ・同等の機会（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること）

- ・本質変更不可（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと）

【性別と年齢】

障害者差別解消法は、「障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」合理的配慮を提供しなければならない、と定めています。合理的配慮を提供する際には、障害の状態に加えて、性別や年齢を考慮に入れることも必要です。

事例講評

障害者差別解消法の下で、大学等は合理的配慮を提供する義務を負っています（私立の大学等の場合は努力義務）。ただし、大学等は、過重な負担を伴う配慮を提供する義務を負わず、本来業務付随、本質変更不可、同等の機会という要件を満たさない配慮を提供する義務も負いません。また、大学等は、障害者の意向を尊重した配慮を提供する必要があります。以下においては、これらの概念を見ていきたいと思います。

過重な負担

まず、過重な負担の例を 2 つ紹介します。ひとつは、公共交通機関および自転車による通学のみを認めている大学で、両下肢機能障害の学生が自動車による通学与大学敷地内の駐輪場の利用とを希望した事例です。この事例で、大学側は自動車通学を認めたものの、「大学敷地内に貸出可能な駐車場がないこと」などを理由に、大学敷地内の駐車場の貸出を認めませんでした。ここでは、「大学敷地内に貸出可能な駐車場がない」という「実現（不）可能性の程度」の観点から、過重な負担が判断されています。

もうひとつは、聴覚障害のある学生が、手話通訳や同時通訳を可能にする機材等の導入を希望した事例です。この事例では、「可能な限り本人が希望する授業・学会等へ参加の際は手話通訳者や同時通訳が可能な機材等の導入をするようにしているが、金銭的な理由により、全ての対応は難しい」とされました。ここでは、「金銭的な理由」という「費用・負担の程度」の観点から、本人の希望に全て対応することは過重な負担になる、と判断されています。

本来業務不随

本来業務付随に関する例としては、ある企業の採用内々定を受けた学生が、同社から色覚検査と操作技術のテストを求められた後に、内々定を取り消されたため、同社への採用内々定の履行を求めることを大学側に要求した事例があります。大学側は、これを「大学が行使しうる内容を超えた要求」としました。この事例をどう位置付けるべきかは難しい

ですが、大学側は採用内々定の履行を企業に求めることが大学の本来業務に付随しないものと判断した、と解することもできるでしょう。

本質変更不可

本質変更不可の例を 3 つ紹介します。第 1 に、得意科目で習得した単位を、不得意な語学系科目・情報系科目の単位として認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）という学生の要望が、「本学のディプロマ・ポリシーに関わることであるため」、認められなかった事例があります。この事例では「ディプロマ・ポリシー」の観点から教育の本質部分が判断されています。

第 2 に、文系学部の受験を希望する学生が、聴覚障害のためにリスニングが難しいことから外国語科目に関する支援を問い合わせた事例です。この事例で、大学側は「リスニングやスピーキング以外の手段で学ぶということでは、学部の教育目標の到達を保障できず、リスニングやスピーキングはカリキュラム上は避けて通れないため、代替措置等の個別支援は不可能である、と判断しました。ここでは、「学部の教育目標」（カリキュラム・ポリシー）の観点から教育の本質部分が判断されています。

第 3 に、ワクチンの接種による後遺症により、学習障害や記憶障害があるため、試験科目や問題の変更をして欲しいとの申出に対して、大学側が「試験科目や問題内容を変えることは、本学の教育内容を踏まえた入学試験として提供できないと」判断した事例です。この事例では、「本学の教育内容を踏まえた入学試験」（アドミッション・ポリシー）の観点から教育の本質部分が判断されています。

本質変更不可に関しては、大学等は、何が変更可能であり、何が変更不可能であるかを明確にしておく必要があります。この点も含めて、「第二次まとめ」が、大学等が取り組むべき主要課題を以下のように記していることが重要です。

「3 つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）やシラバス等の公開・明確化により、教育の本質を可視化することで、大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にすることにつなげる。」

「学外実習において、参加要件を設定する場合は、障害があることをもって参加を妨げることがないようにするとともに、成績評価においても能力要件を定めるなど、適切な単位認定ができるようにする。また、実習機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ、実習授業の目的・内容・機能の本質的変更をしないような配慮のあり方を検討する。

その際、大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行なうことが重要である。」

「レポートや発表等、試験以外の課題においても、課題の目的や評価基準を明確に示すことが望ましい。また、その目的を損なわないようにしながら、学生の学習成果を適切に評価できるよう、提出や発表の形式については柔軟に変更できるようにする。」

同等の機会

教育の本質が変更される場合には、学生間の同等の機会が損なわれるという問題も同時に発生することがあります。たとえば、得意科目の単位を不得意科目の単位として認定することを求めた上記事例は、本質変更不可の問題とともに、学生間の同等の機会を損なうという問題も惹起させるでしょう。

意向の尊重

障害学生の意向を尊重する例としては、全介助が必要な学生が、1.男性、2.直接雇用、3.一人専属、4.学生を抱えきれない体力の4条件を満たす介助員を希望した事例があります。この事例で、大学側は次のように対応しました。「関係者、学生及び保護者との話し合いを繰り返した。直接雇用かどうかについては、大学の判断とさせて欲しいこと、一人専属については、業務委託先の人員の状況に依存するため、意向は尊重するが実現できないこともある旨伝達したが、なかなか同意が得られなかった」。この事例では、学生の意向は尊重されていますが、(過重な負担により) 完全には採用されませんでした。

障害学生は、他の学生からの視線との関係で、自身の意向を表明することがあります。たとえば、特別扱いをされていると思われたくない学生の事例として、次のものが挙げられます。発達障害のある学生が、書くことと聞くことを一度にすることに困難さを感じており、教員にパワーポイントを出来るだけ紙の資料にして渡してもらうよう依頼しました。この依頼は聞き入れられましたが、教員はこの資料を他の学生がいる前で渡したため、この学生は、自分が特別扱いされているように思われるのではないかと不満(不安)を抱きました。そして、この学生は、教員に資料を渡す際に封筒に入れることを求めたところ、この意向は尊重され採用されました。

また、自分の障害あるいは体調・体形・容貌を知られたくない学生の事例として、次のものがあります。すなわち、摂食障害があるため、体重の増減が激しく体形をかなり気にする学生が、健診時には周囲の人に体重がわからないように計測をするよう求め、また演習時に水着になる点についても配慮を求めました。大学側は、健診時には、体重の表示パネルが他の学生の目に触れないよう配慮するとともに、演習時には、カリキュラム上避けられないデッサン等の時以外は、上着を羽織らせる等の配慮をしました。

これらの事例が示すように、大学側は、学生の意向を尊重して、他の学生からの視線に配慮したり、プライバシーを守ったりしながら、合理的配慮を提供することが求められています。その際に注意しておくべきことは、他者の視線やプライバシーに考慮を入れると、提供しうる合理的配慮の範囲が狭まってしまうこともあるということです。たとえば、「できるだけ障害について知られたくない」「特別な下着を装着していることを知られたくない」という学生の意向があったため、級友のサポートや学生ボランティアの支援が難しくなった事例があります。

留意点

以上において、「実現可能性の程度」と「費用・負担の程度」からみた過重な負担の事例に加え、本来業務付随、本質変更不可、同等の機会、意向の尊重に関する事例を取り上げました。ここで最後に指摘しておきたいことが3点あります。

まず、大学等は、ある配慮が過重な負担にあたるか、本来の業務に不随するか、本質を変更してしまうかなどを、主観的・抽象的・一面的ではなく、客観的・具体的・総合的に判断することが必要です。この点、上記の各事例において客観的・具体的・総合的な判断がなされたか否かは、必要な情報を欠くため、この講評では一切評価していません。

次に、本来業務不随や本質変更不可や同等の機会に関する問題は、「事務・事業への影響の程度」の観点から過重負担の文脈で判断することができるかもしれません。もっとも、このことは形式的な問題です。いずれにしても重要なのは、客観的・具体的・総合的な判断がなされているかどうかです。

最後に、学生のプライバシーは、合理的配慮のみにかかわる問題ではなく、そもそも大学側が個人情報保護の観点から守らなければならないことでもあります。たとえば、教員がある学生に摂食障害があることを授業中に他の学生の前で話してしまい、授業への参加ができなくなったと保護者より申立があった事例もあります。この事例では、大学側と保護者との間で話し合いが行なわれ、担当教員の変更がなされました。

5. 体制の整備

「二次まとめ」では、大学等における実施体制として、以下の3点を挙げています。

1. 事前的改善措置、2. 学内規程、3. 相談体制の整備

【事前的改善措置】

不特定多数の障害学生のニーズを念頭に、予め、施設・設備のバリアフリー化や、学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備を行なうこと

【学内規程】

国立大学・国立高等専門学校——国等職員対応要領の策定・公表（法的義務）

公私立大学等——同様の要領の作成・公表が望まれる（公立大学は努力義務）

これに限らず、障害学生の受入れ姿勢・方針を始めとする障害学生支援に関する様々なルールを作成・公表が望まれます。

【相談体制の整備】

- 1.委員会——大学等における障害学生支援に関する意思決定を行なう機関
- 2.障害学生支援室等の専門部署・相談窓口——支援の申し出や問合せに一元的に対応する部署・窓口
- 3.専任の教職員——障害学生支援を主な職務とする専門性のある教職員やコーディネーター、カウンセラー、手話通訳等の専門技術を有する支援者等
- 4.第三者組織——障害学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織

事例講評

大学等において障害学生支援を進める上で、支援を行なうための器づくりは重要な前提となるでしょう。また、障害学生支援は組織としての取り組みであることから、各大学等の組織に合った体制整備を行なうことが大切です。

例えば、高専と大学では、教育の仕組みや方法が異なる点は少なくないため、障害学生支援の体制整備にあたっても異なる点が多いと考えられます。また、大学においても組織規模（学生数等）は様々であり、それによって必要となる窓口の整備や人員配置も異なるでしょう。これは、規程づくり等においても同様です。

また、各学生に対する個別的な合理的配慮だけでなく、組織としての事前的改善措置も重要な要素になります。中長期的な視点をもって、障害学生支援の地盤ともいえる環境整備をどのようにすすめていくのかということは重要な課題になると考えます。

各大学等の事例をみると、それぞれは個別ケースへの対応事例ではあるものの、組織としての事前的改善措置や相談体制など、組織的な体制整備が課題となっているケースが少なくありません。特に、事前的改善措置にあたっては、キャンパスのバリアフリー化が多く大学の課題となっていることがわかります。ただし、バリアフリー化にあたって

は予算の課題は少なくありません。様々な制約があるなかで、どのように優先順位をつけて実施していく必要があるのか、障害のある学生や関係部署との調整によって、段階的にすすめていくことが重要になるでしょう。

また、相談体制については、まだ多くの大学等で障害学生支援の専門部署が設置されておらず、その必要性が感じられる一方、すでに相談体制がある大学等においても、その部署の学内での位置づけに課題があることがわかります。例えば、保健管理センターや学生相談部署との連携の課題、支援専門部署と学部教員等との関係性など、機能的な整理が求められます。ここであげられたケースでも、関係部署が連携して対応しているケースがありました。また、外部の組織とも連携しているというケースもあり、様々なリソースとのつながりの必要性も重要な要素と考えられます。

さらに、体制整備においては、支援に関する規程やガイドライン等の制定も重要でしょう。ただし、協議に時間がかかることは避けること、決定事項を柔軟に変更できる状況にしておく必要があることなどに留意する必要があると考えます。さらに、多くの大学において、専門的な人材の配置や紛争防止等の第三者組織の設置も今後の課題となるのではないのでしょうか。

組織的な障害学生支援体制を整備することは重要ですが、一方で、最初から完璧な体制を組まなければいけないという先入観により、体制整備がすすまないということは避けなければなりません。学生によっては、なるべく早い対応が必要になる場合もあり、体制整備がなされていないということが、支援を提供しないという理由にはなりません。

体制整備において重要なことは、状況にかかわらず必要且つ適当な支援を円滑・柔軟に提供するということ、そして、それらを実施する背景も常に変化するということを想定しておくことではないのでしょうか。最初に整備した体制もまた、必要に応じて再構築していくという柔軟な姿勢が必要になると思います。一方、このようなことは、実際に支援を実施しなければわからないことも少なくありません。仮に不十分な点があったとしても、出来ることからすすめていくことが大切であると考えます。

6. 合理的配慮内容の決定手順

「二次まとめ」では、合理的配慮内容の決定手順を以下のように示しています。

- 1.障害学生からの申出
- 2.障害学生と大学等による建設的対話
- 3.合理的配慮内容の決定
- 4.決定された内容のモニタリング

【意思の表明】

原則として、障害学生本人から意思の表明（申し出）があった場合に、合理的配慮を行

ないます。

申し出はなくとも当該学生が必要としていることが明白な場合、以下のように努めることも必要です。

- ・適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける
- ・日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努める
- ・障害学生自ら必要な申出ができるようになるよう促す

【根拠資料】

原則として、申し出には根拠資料の提出が必要です。根拠資料は、個々の学生の障害の状況を適切に把握するためのものです。

- ・障害者手帳の種別・等級・区分認定
- ・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ・神経心理学的検査の結果、学内外の専門家の所見
- ・高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等

障害の内容によって根拠資料の提出が困難な場合があることにも留意する必要があります。その場合は、以下のように努めることも必要です。

- ・障害学生が根拠資料を取得する上での支援を行なう
- ・建設的対話等を通じ必要性が明白な場合は、資料の有無に関わらず合理的配慮の提供について検討する

【建設的対話】

合理的配慮の内容は、障害学生と大学等が建設的対話を行なって決定します。

建設的対話においては、障害学生本人の意思決定を重視し、本人の意思確認が不在のまま一方的に合理的配慮内容の決定が行なわれることは避ける必要があります。

また、障害学生が高等専門学校生等（後期中等教育段階）の場合は、必要に応じて保護者等から意見を聴取します。

内容の決定の際の留意事項

合理的配慮の内容を決定するにあたっては、教育の目的・内容・評価の本質を変えず、過重な負担にならない範囲で、教育の提供の方法を変更することに留意します。

【モニタリング】

合理的配慮内容の妥当性やその後の状況把握のためにモニタリングを行ない、必要に応じて内容の調整を行なうことも重要です。

事例講評

大学等における障害学生支援は、障害者差別解消法が施行されたことで必要性が生じているものではなく、教育機関としても普遍的な機能のひとつと考えますが、法律ができたことの意味はとても大きいでしょう。とりわけ、合理的配慮の提供にあたっては、支援の対象や範囲などについて、法律で求められていることをしっかりと確保しておくことが必要になっています。

合理的配慮内容の決定手順についても、各大学等において第二次まとめで示されていることを具体的な形にしていくことが望まれますが、実際の支援現場における課題は少なくないように考えます。

各大学等の事例においては、「意思の表明」「根拠資料」「建設的対話」のあり方について、まだ十分に整理できていないことがわかります。障害者差別解消法の施行前の事例がほとんどなので、当然のことかもしれませんが、法律が施行した後も同様の状況がある大学等は少なくないと思われます。

本調査で集まった事例においては、学生本人からの「意思の表明」があったケースが多いですが、実際には明確な「意思の表明」がなく、大学等の組織としてもどのように働きかけるかに迷うケースも少なくでしょう。特に、発達障害や精神障害による困難さがあると思われる学生へのアプローチは多くの大学等で課題となっているでしょう。実際に紹介されているケースでも、診断はあるが学生本人がそれを認めずに合意形成に時間がかかるというケースもありました。「意思の表明」をいかに引き出していくのかについては、各大学等の状況によって対応は様々だと思われますが、積極的な情報公開など、何らかの対策が必要になると考えます。

また、「根拠資料」のあり方には、様々な意見があるところでしょう。合理的配慮の提供においては、合意形成をいかにはかっていくかというプロセスが生じるため、そのための「根拠資料」のあり方は重要な要素になります。ただし、正式な「根拠資料」がないため、対応が難しいというケースも見受けられます。支援の内容によって、合意形成をする上で根拠は異なるため一概にはいえない部分はありますが、「根拠資料」がないことで何の相談・支援も実施しないということは避けるべきではないでしょうか。この点について、常に対話的且つ段階的にすすめていく必要があると考えます。

「建設的対話」については、(まだ十分ではないかもしれませんが) 様々なケースで行なわれていることがわかります。例えば、最初は学生本人が納得していない場合でも、話し合いの後に合意形成しているケースなどがありました。本当に妥当な判断ができていたかどうかについては、十分に検証する必要もあるでしょう。

さらに、決定した合理的配慮を適宜モニタリングして、必要に応じてより良い形へ修正していくことも大切です。合理的配慮の内容は、学生本人の状況やニーズの変化だけでな

く、環境的要因によっても適宜調整する必要があるでしょう。そのために、柔軟に変更していくことができる体制は重要です。いくつかの事例でも、最初に用意した支援を適宜調整しながら対応しているケースがあり、そのようなケースはどうまくいっているように思われます。

合理的配慮内容の決定手順については、支援体制のなかに明確に位置づけていくことだけでなく、具体的に実施していくことが重要になるでしょう。そのため、各大学等における決定手順は、学生本人や教職員に伝わりやすいように明示していく必要があります。各大学等においては、このプロセスを各組織に合わせて構築すること、また、積極的な情報公開や周知を通じて、このプロセスについての共通認識がもてるように働きかけていくことが求められます。

7. 紛争解決のための第三者組織

【第三者組織】

第三者組織とは、障害学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えたり、合理的配慮を含む障害学生支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に、障害学生支援を行なう部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる学内組織です。障害のある当事者が委員として参加していることが望ましいとされています。

学外の相談・調停窓口

文部科学省高等教育局、法務省人権擁護局、障害者差別解消支援地域協議会等

学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織でも調停ができなかった場合、障害学生は、障害者差別解消法に基づき、学外の相談・調停窓口に、紛争解決のための相談を行なうことができます。大学等は、こうした権利保障に関する学外の相談窓口の存在を障害学生に周知することも必要です。

事例講評

ここでの「紛争」とは、障害学生等が申し出た合理的配慮に対し大学当局との間で合意形成に至らなかった場合を指すものです。具体的には、

- 1.合理的配慮の決定に向けたプロセスに学生が合意していない場合
- 2.大学等による合理的配慮の不提供の決定に学生が合意していない場合
- 3.大学から提供された合理的配慮に対し学生が合意していない場合

があります。

大学等から寄せられた報告の多くは両者で建設的な対話がなされ合意形成に至っていますが、いくつかの大学等で障害者差別解消法の趣旨に基づき検討すべき事例がみられました。

例えば、重度の身体障害学生に対する合理的配慮をめぐって、当該学生は高校在学中と同程度の合理的配慮を求めていたが、大学側は学内の支援体制が十分でないことから外部委託で対応を進めるということは、実際によくある事例です。法の趣旨から考えると、できるだけ学内での支援を充実させ、対応に限界がある場合に外部委託するのが望ましい手順です。大学が主体的に当該学生を受け止め、各種資源（全国高等教育障害学生支援協議会、JASSOの拠点校等）との連携を進めながら支援体制を構築していくことが重要です。

また、車椅子ユーザーの学生に対する合理的配慮として、教室の座席を改修するというのもよくある事例です。当該学生が受講できるよう教室の最後列を車椅子対応に改修した結果、大教室等において他学生と離れて着席することになってしまい、学生が疎外感を持ったという事例がありましたが、これを知った大学は教室の前方に車椅子対応の机を設置し、学生との合意形成を図っています。入学前から両者で合理的配慮に向けた協議を重ねていたのですが、当該学生の心理的な負担等への配慮が十分ではなかったことが配慮提供後に判明し対応したというもので、合理的配慮を検討する際は当事者視点に立つことの重要性が示された事例です。

身体障害学生が学外行事に参加する際にも合理的配慮が必要になることがあります。ある事例では、大学側は安全確保のため当該学生専属の支援者を同行させることを行事の参加要件としました。これに対し学生は行動が制約される等の理由から両者は合意に至らず、結果的に学生は行事への参加を取りやめました。このケースでは大学側の参加要件が先行し、合理的配慮に向けた協議が対等な立場でされていませんでした。当該学生が他の学生と分け隔てなく行事に参加しつつ、安全確保をはかる方法（合理的配慮）を導き出すことが重要です。一例を挙げると、同行者が当該学生専属ではなく学生集団全体の引率者とし、安全確保が必要な場合は迅速に対応するといった方法です。紛争を防止するためには、合理的配慮に向けた学生との対話をできるだけ対等な立場でよりていねいに時間をかけて進めることが大学等に求められています。

また、合意形成の阻害要因として、当該学生と保護者に障害受容ができていないことがよく挙げられますが、当該学生のアイデンティティにかかわる問題を要因とすることは適切とはいえません。

8. 意識啓発・理解促進

【心のバリアフリー】

- ・ 障害学生へのハラスメントは障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底
- ・ 学内のものに留まらず、外部の研修等の機会を積極的に活用する

○日本学生支援機構のセミナー、研修会等

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/index.html

障害学生自らが合理的配慮の提供を含む正当な権利を主張できるようにする

- ・ 障害学生への関連情報の提供
- ・ 自己選択・決定の機会の提供
- ・ 自己選択・決定能力向上の場の提供

支援学生への研修

障害のない学生を含めた学生全体の障害への理解促進のための取組の実施

事例講評

障害学生が合意できる合理的配慮を提供するには、学生の障害特性や個々のニーズを教職員や支援学生が的確に理解していることが前提となります。そこには当該学生の心理面への配慮（例えば支援を受けていることをオープンにしてほしくない学生への配慮等）も含まれます。大学等は学長がリーダーシップを発揮し、障害学生に対する支援体制の整備を進めるとともに、障害学生に対する理解の促進を目的とした研修・啓発活動が重要です。

障害学生のニーズは一人ひとり異なるので、配慮が必要な学生は必要な支援を適切に伝えることが支援内容の質を高めることにつながります。大学等から寄せられた報告の中には障害学生に対する理解不足、合理的配慮の提供に向けたシステムに対する理解不足が原因で支援に支障をきたしている事例がみられました。

例えば、障害学生に対する支援体制が学内に整っているにもかかわらず適切な情報保障に至らなかった事例があります。文字起こしや字幕付けには一定の日時が必要となりますので、余裕をもって支援を実現するための環境を整える必要があります。さらに依頼する側、支援する側（非常勤教職員を含む）の両者が、障害学生支援（仕組みや手続き）について理解を深めておくことが重要です。

障害者差別解消法では難病、高次脳機能障害が新たな支援対象に加わりました。持病の

ある学生への学内対応をめぐって、ある大学では、本人・保護者からの依頼を受け、学内の関係諸機関が対応を協議しました。さらに保護者の了解を得て文書による情報共有を進めました。学生の疾患に関する情報を事前に共有し、体調の急変や発作のリスクに備えることが大学等に求められています。

また、合理的配慮の提供においては、支援の当事者となる教員に、学生が求める合理的配慮を真摯に受け止めてもらう必要があります。例えば、身体障害がある学生が、授業における合理的配慮の申し出をした事例では、学生の依頼を受けた支援担当者が当該教員に配慮内容を伝えたものの同意は得られず、最終的に学生は配慮をあきらめることになりました。このような対応は、障害者差別解消法が定める合理的配慮の不提供にあたる可能性があります。この事例は障害者差別解消法施行前の事例ですが、施行後においては、法の趣旨について当該教員に理解を求め、解決する必要がある事例です。

実技を伴う授業の履修における合理的配慮は、よく課題とされる分野です。例えば、障害等がない学生の場合は実技クラス（クラスによって実技内容が異なる）を自由に選択できるのに、障害のある学生の場合、障害を理由に希望クラスの受講が認められないといったことが起きがちです。ある事例では、当該学生は、希望クラスの受講は認められず、別の（障害に支障のない）クラスを薦められましたが、級友と離れることとなるため履修そのものを辞退しています。大学等では障害者差別解消法や同法の対応指針に基づき、同法や障害学生に対する理解を促進するとともに、適切な合理的配慮の決定プロセスを学内に位置づけることが重要です。実技担当教員の障害学生に対する理解や支援室による合理的配慮に向けた提案を真摯に受け止め、協議する姿勢を培うための取組が重要になります。

また、配慮をしたつもりが、かえって障害のある学生に心理的負担等を与えてしまう例もよくあります。例えば、学生が順番に発表する授業場で教員が聴覚障害学生の発表を飛ばしてしまい、学生に不快感を与えてしまったという事例があります。学生から相談を受けた支援室は当該教員が所属する講座に改善を求めるとともに研修を通じた理解啓発を進めました。このように、問題発生後速やかに学生、教員、支援室による話し合いを持つことが重要です。担当者間での調整を適切に実施しないことによってその授業への学生の参加が困難になってしまう場合があります。

障害のため実技授業に参加できない学生に対し、教員が他の学生と異なる課題を与えるということは、実際によく行なわれていることと思います。こうしたケースでは、授業において障害学生が参加しやすくするための配慮がなされているか、代替課題を与える際に当該学生の心理面への配慮がなされているかといった点で検証が必要です。他の学生と異なる課題を行なうことは当該学生にとっては心理的にストレスとなる場合があります。当

該学生の心理面に与える影響への配慮が重要です。教員は受講する障害学生の障害特性等に対する知識・理解を深めるとともに、年度当初から学生に配慮した授業計画（障害学生が参加可能なメニューを含む）の作成が求められています。

9. 情報公開

学内規程、相談窓口の整備、支援に関する大学の考え方や取組を積極的に公開する

【個人情報保護】

障害学生支援に関する情報は、障害学生の個人情報に配慮した範囲内で、積極的に公開します。

【アクセシビリティ】

公開の際には、情報のアクセシビリティに配慮することも重要です。

（２）大学等における主な課題

1. 教育方法

障害学生に提供する教育は、教育の目標・内容・評価の本質は変えることなく、提供方法を柔軟に調整することにより、全ての学生が同等の条件下で学べるようにすることが必要です。

【本質の可視化】

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、シラバス等の明確化・公開

- ・大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供する
- ・合理的配慮において変更可能な点と変更できない点を明確にする

とりわけ、シラバスに授業目標、内容、評価（方法）を明記することは、学生の授業選択の手がかりとなるばかりでなく、支援の必要性を事前に検討する上でも重要な情報となります。

授業

講義、演習等その形態を問わず、障害学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、情報保障や必要なコミュニケーション上の支援を行ないます。

教材

- ・教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料へのアクセシビリティの確保
- ・教員が作成する配付資料等の事前提供（障害学生が利用可能なフォーマットへの変換作業のため）

学外実習

- ・障害があることをもって参加を妨げることがないようにする
- ・指定科目の単位取得等、適正な参加要件を設定する
- ・成績評価における能力要件を定める
- ・実習先機関と密接に情報交換を行なう
- ・実習機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意する
- ・実習授業の目的・内容・機能の本質的変更をしないような配慮のあり方を検討する

留学や海外研修

海外の受け入れ大学の担当者と十分な意見交換を行ない、必要な配慮が受けられるよう事前に調整を行ないます。

試験

入試や単位認定等のための試験においては、情報保障、試験時間の延長や別室受験、回答方法の変更、支援技術の利用等により、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価できるよう配慮します。

- ・試験の形式や、試験で評価しようとする内容について、シラバスに明記しておく

レポートや発表

- ・課題の目的や評価基準を明確に示す
- ・目的を損なわないようにしながら、学生の学習成果を適切に評価できるよう、その形式については柔軟に変更できるようにする。

成績評価

教育目標や公平性を損なうような、評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は、行なわないよう留意します。

事例講評

障害のある学生は、大学での教育活動等に参加する際、様々な場面で、彼ら彼女らの参

加を阻む社会的障壁に出会います。基本的なところでは、講義で配付された資料や書籍が紙のものしか用意されておらず、印刷された文字を読むことが難しい視覚障害や学習障害のある学生が参加することが考慮されていなかったり、実験実習を行なう際に、両腕を動かすことが難しい学生が参加することが考慮されておらず、その実習に参加することが難しいなどの障壁に出会うことは、障害者差別解消法が施行された現在でも残念ながら珍しいことではありません。一般的には、これらの障壁を解消するため、大学が何らかの便宜（合理的配慮）をはかることは当然のことと理解されるように社会通念は変化しつつあります。しかし、個々の講義の個別具体的な事情が条件として付け加わると、「どこまでを合理的配慮とするか」を考える上で、大学にとっては、途端に難しい判断を求められているように感じられることがあります。

例えば、紙の資料しか用意されない講義については、その授業が古文書の内容を読み解く講義であり、教員が「紙以外の古文書はないのだから、紙を見て古文書の内容を読み解くことが重要であり、紙を見て内容を読むことのできない学生は参加を認められないし、単位取得の評価もできない」と考えたとしたらどうでしょうか。また、実験実習の例で言えば、教員が「大学での講義の形を取っているが、その実験実習を一定の水準で実際に行なって単位取得できると、技術者としての実験遂行能力を持っていることを資格認定される講義なので、その学生が自分で実験遂行できないならば、参加を認めることができない」と考えたらどうでしょうか。その障害のある学生は、「そうか、それは仕方ない」とあきらめる場合もあるかもしれませんが、もしその学生がどうしても参加したい講義だったとしたら、簡単にあきらめるわけにはいかないでしょう。「障害者が参加することが前提になっていない講義や実習」に障害学生が参加したいと意思表示してきたとき、教員、大学と学生本人との間で、建設的な対話を進めるためには、もうひとつ、欠かせないことがあります。それが、その講義や実習の「本質的な目的」をはっきりとさせ、関係者間で共有することです。そうしなければ、フェアな対話を進めることは難しいのです。本質の部分が定義されず不明瞭なままですと、他の多数の学生たちと比べて、機能面に何らかの障害のある学生は、不明瞭な何らかの理由で排除されることになるからです。

紙の資料しかない講義について言えば、「古文書の紙面を目で見て文字を認識すること」が、その講義の本質であるかどうかを考える必要があります。もし、「古文書にある文の、特殊な文法を踏まえて内容を読解することができること」や「古い単語を知識として学び知っておくこと」がその講義の学びとして本質的なことであれば、書かれている文字をテキストデータとして書きだしたものを音声読み上げで耳で聞いて読んで学び、レポート作成や試験へ解答したとしても、その講義の本質的な目的を達成できていると、担当教員が判断することはできるでしょう。同じように、実験実習の例にしても、実験の手技自体を、自らの四肢で行なうことが本質ではなく、「実験の手続きや勘所を詳細かつ適切に理解して、

補助者に指示して求める実験の技術的手続きを遂行できること」が本質であると理解されれば、障害のある学生が補助者を適切に指示して実験を行なうことで、単位や資格の取得を認めることも可能と言えます。

上記に挙げた例に類する衝突は、多岐にわたる大学の教育活動や実習への参加や単位の認定、教育や医学、工学等々、様々な資格認定や免許取得に関連して、常に立ち現れます。繰り返しになりますが、個々の場面で「本質的に求められること」が可能な限り事前に明示されることは、建設的かつフェアな対話を進める上で不可欠なことです。教員や大学、評価基準についてシラバスにもそのようなポリシーの明示がなされることを当然と考える必要があります。もちろん、障害から来るニーズは極めて多様なので、最初から完璧なもの論理的には作り得ません。しかしそうでなくとも、本質を明示することは不可欠なのだという考え方をはっきりと持つことから始めること、それが教育方法の差別解消を考える上で「本質的なこと」です。

2. 高大連携

【引継ぎの円滑化】

障害のある生徒の大学等への進学を促進するため、出身校（特別支援学校高等部、高等学校等）と密接に情報交換を行なう必要があります。

支援情報（支援内容・方法等）の引継ぎ

- ・出身校が作成した個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、効率的な教育支援内容の引継ぎを図る
- ・支援情報の引継ぎは本人の意向を最大限尊重し、個人情報保護の観点からも、本人を経由して行なう

【情報発信】

- ・障害のある入学希望者等からの問い合わせを受け付ける相談窓口等の整備を図る
- ・相談窓口や、入試時、入学後に受けられる支援内容について、生徒や保護者、特別支援学校高等部や高等学校の教職員に幅広く発信する
- ・必要な支援を適切に提供することによって才能を開花させたモデルケースについて積極的に発信する
- ・情報発信にあたっては、障害学生本人や関係者の個人情報保護の観点に留意する

なお、学生によっては、入学後に、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、障害による困難・不適応が顕著になる可能性もあるため、こうした学生への支

援の対応を進める必要もあります。

事例講評

障害のある学生の支援において、「高大連携」は極めて重要です。しかしながら、障害のある学生自身の権利保障という観点から高大連携を考える、そこには注意すべき点が複数あります。

まず、高大の連携において、修学についての合理的配慮に関する情報の引き継ぎを、高校または特別支援学校との間で、大学が円滑に行なうことは確かに重要です。しかし、ここで本人の意思の尊重と確認が伴わないままに、支援に関する方向性を先回りして決めていくことは行なってはなりません。加えて、保護者や支援者の意思を大学が直接受け取って、本人抜きに物事を進めることも避けるべきことです。大学進学後は、高校までと異なり、授業の選択ひとつとっても、学生本人の自己決定によって決められていきます。またその機会を通じて、本人が自己決定の重要性を学んでいくことが、大学教育の存在意義の一つでもあります。「まだそうした準備が整っていない学生ばかりなのでは」という声が聞こえてきそうですが、だとしたら本人を差し置いた先回りを第一義とするのではなく、本人が決めていくことを尊重して待つ姿勢は大事ですし、また本人が意思を決めたり考えを巡らせる機会を支える働きかけはできるはずです。

そもそも、国連の障害者権利条約に立ち返れば、条約が成り立つまでの障害者運動の中では、「当事者参加」や「意思決定」を尊重することが権利保障の重要な要素とされてきました。そこで唱えられたのは「**Nothing about us without us**（私たちのことを私たち抜きで決めないで）」というスローガンでした。障害に関する歴史を振り返れば、そこには善意や保護、思いやりの名の下に、本人の決定が奪われてきた過去があり、そのアンチテーゼとして、障害者の権利保障の制度が作られてきたことを、障害学生支援に関わる人々は背景として知っておく必要があります。大いに迷いながらも独り立ちしようとする若者の姿は、そのあり方が尊重されて然るべきことなのです。

また本来、本人の意志を尊重し、自己決定の機会を支えることは、大学に進学する以前の、高校やそれ以前の教育段階でも重要なことです。ところが、高校から大学への移行期には、自立に向けて、大きな転換がいくつも存在する点で、やや様相が異なります。自らの将来の希望に照らして大学や学部学科を選ぶこと、保護者の元から離れて新しい土地で自分らしい生活のあり方を作ること、場合によっては、障害者年金など福祉的な資源を保護者の管理から移行し、自らの裁量で福祉資源を活用することなど、大きな転換に当たる

ことだけを考えても、枚挙に暇がありません。それにもっと小さなことで言えば、夕食に何を食べるかを日々自分で決めなくてはならないことも、小さな、しかし大切な、自己決定の出発点です。このように、高大の移行の時期は、自分自身が今後どうありたいのか、そこに障害のある学生本人が目を向け考える、特に重要な時期となることに違いありません。そして、それらの転換は、障害があるゆえに他の学生たちとは異なる体験となったり、他の学生たちのように参考となるモデルを見つけていくことに、難しさがあることも、障害学生支援では踏まえておくべきことです。移行期において、自身に障害のある障害学生支援室の教職員がいたり、大学の障害のある先輩学生たちがいて、当事者の立場からの視点を伝えてくれることは、新しく進学する学生たちが将来を考える上で力強い助けとなるでしょう。

高大連携での支援の引き継ぎや、学生生活のスタートの支援においても、上記に挙げた視点を大切にすることが大学の障害学生支援には必要ですし、こうした変化が高大の移行期に学生一人ひとりにおとずれることや、進学後にはそれまでの教育段階とは異なる障害学生支援という営みがあることを、大学側から広く情報発信することもまた、障害学生支援において大きな意義のある取り組みです。また、ここまでには自己決定について軸足を置いて述べてきましたが、もっと具体的に、大学に進学すると得られる具体的な配慮の内容について情報提供し、それを高校やそれ以前の教育課程に在籍している時から情報として得られることは、障害のある児童生徒本人が、将来の学びや社会参加に向けて夢を広げるために大きな助けとなりますし、その周囲の教員や保護者が、障害のある児童生徒の可能性を見る視線にも、肯定的な変化を与えるものとなる点で、重要なことです。

3. 就労支援

【キャリア教育】

障害学生はロールモデルを周辺に見つけづらい状況に置かれているため、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行なう必要があります。

- ・ 職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解に資する学内プログラムの提供
- ・ 学外において障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行なうための支援

また、障害学生は、一般枠、障害者枠、福祉就労等、一般の学生に比べて特殊性の高い就職活動を行なうため、就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりの促進が必要です。

学内

修学支援と就職支援を担当する部署、障害学生支援を行なう学生課などとの間で連携を

促進する

学外との連携

- ・ハローワークや地域の労働・福祉機関など就職・定着支援を行なう機関と連携を強化する
- ・インターンシップや就職先となる企業・団体との連携を図る
- ・大学等におけるガイダンスや説明会、出張相談等を共同で実施するなど、大学間での連携を図り、ノウハウや情報の共有を図る
- ・支援の引継ぎにあたっては、障害学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人を経由して行なうこと

事例講評

卒業後の就労は、障害学生のみならず、すべての学生にとって、人生における重大事であり、生活様式の大きな転換期です。日本型の雇用慣習と、それに伴う形で作られてきた新卒採用の仕組みには「採用時に職務内容が定義されないため、どのような能力が必要とされるかが不明瞭」、「常用雇用では、ひとりの個人を期間の定めなく長期的に雇用することが前提となっているため、社内での多様な職務への配置転換や転勤、職務内容の変更等に伴い、将来的に何らかの問題があるかもしれないという予期不安が採用時に働きやすい」といった特徴があります。誤解を恐れずに言えば、何らかのできないことが明確にある（機能制限がある）のが障害者です。必要とされる能力が不明瞭であることから合理的配慮が求めにくく、採用側の予期不安にさらされやすいことが、彼ら彼女らが採用される際の大きな壁となっています。また、このような慣習から生まれた社会通念は、採用以前の実習の段階でも、「将来の雇用場面では配慮が得られないであろう」ことなどを理由として、実習生にも柔軟な配慮を容認しない形で、障害者の参加を排除する障壁となって立ち現れます。

結果として、これまでの日本の雇用制度においては、障害者を長期的に常用雇用化するための取り組みとして、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度により定められた法的強制力が大きな影響を与えてきました。1976年に法的義務化されたこの制度は、日本における「障害者雇用」のあり方を構築するエンジンとなってきました。一方で、上記のような通常の常用雇用のあり方と、障害者が働く上で必要となる配慮ニーズの間にはギャップがあり（2016年まで、合理的配慮は法的権利保障がされてこなかった）、結果として、通常の常用雇用の枠組みの中に障害者を包摂していく形ではなく、障害者のための特別な雇用の形態や雇用の場を作る取り組みが主流派を占めてきました。常用雇用における「総合

職」に対して、異動や転勤、昇進がないか、または何らかの制限のある「一般職」にあたるような枠組みとして障害者雇用の仕組みをつくる企業もあれば、「特例子会社制度」と呼ばれる制度を利用して、障害者雇用率の充足のために、障害者を多数集めて雇用する子会社を作る企業も生まれました。

もちろん、これらの取り組みは障害者の雇用拡大において重要かつ肯定的な影響を持ってきました。特に、職務を構造化・細分化して、特別支援学校在籍時からの職業訓練と接続することで、特定業務を遂行可能な生徒を育て、雇用に接続してきたここ数十年、知的障害者の雇用が大きく伸びたことは疑いのない事実です。また、食事や排泄などの身体介助を必要としない程度の肢体不自由のある人・車椅子ユーザー、内部障害のある人の雇用は、障害者雇用率の年々の上昇から、売り手市場になっている状況があるといっても過言ではないでしょう。

しかしながら、一方で、障害者雇用率制度は、障害者の雇用参加の形をステレオタイプ化し、制限してきたという負の側面があることも否めません。高等教育に進学し、他の学生たちと同じ教育課程で専門的な学びを修めた障害学生たちが増える将来を想像すると、障害学生支援に関わる教職員は、いわゆる「総合職」への参入障壁に、障害学生たちが苦慮する状況に出会い続けることは間違いないでしょう。大学で発達障害や精神障害などが疑われるが、診断や障害者手帳の取得に至っていないグレーゾーンの学生数が増えている現状から、障害の認定を得ることを本人が望むかどうかについて、適切な情報提供をしながら、意思決定を支える支援（または地域でのそうした福祉的支援に対する接続、ソーシャルワーク）も必要となっています。

こうした新しい社会状況と、戦後および高度経済成長期に形成された伝統的な雇用慣習との衝突に、これからの大学での障害学生支援およびキャリア支援の担当者は立ち向かっていく必要がありますし、障害者のこれからの働き方について、大学が企業や地域社会との連携を構築するなど、プロアクティブな態度で望む必要があるでしょう。これまでに存在しなかった雇用のあり方を、大学が地域と連携して作って行くことも、大学の地域貢献として望まれていることでもあります。

障害のある学生は、一般的に言って、周囲の低い期待と、父権主義的に他者により決められた道への誘導に常にさらされています。ここ数十年で構築されてきた障害者雇用の枠組みへ、障害学生を安易に誘導していることにならないか、個々の学生の現実的な状況を勘案しながら、また何より、学生本人の希望と意思決定に寄り添いながら、担当者個々人は悩みながら進んでいくことになるでしょう。

障害学生の視点から見ると、雇用における差別禁止と合理的配慮が障害者雇用促進法の改正によりすべての企業に対して義務化された今、権利保障の観点から、自らの障害に関しての合理的な説明を行ない、自らに必要となる配慮を雇用主に対して求めていくセルフ・アドボカシー（自己権利擁護）は、今後、欠かせないものになっていきます。日本社会、特に雇用場面に、権利主張を敬遠する文化社会的背景があるかもしれません。しかし、必要な配慮を誰かが決めて用意してくれるのを待つだけではなく、自分自身の信念に基づいて周囲に求め、希望する道を自らの意思で進んでいくことも必要です。就労の段階に至るまでに、在籍する大学の障害学生支援のスタッフとの対話の中で行なってきたように、互いに建設的に配慮のあり方を決めていく柔軟な姿勢を涵養しておくことも望ましいことです。

さらに、卒業後に自分がどのような生活を営みたいか、その中で雇用をどう位置づけたいかについて、多数派の学生たちがたどる道に進むことだけにこだわらず、広い視点から考える機会も必要でしょう。「こうあるべき」という視点だけではなく、障害のある先輩たちがどのような暮らしや働きをしているのかについて知ったり、障害に限らず、多様な働き方をしている人々がどのように暮らしているのかを知ったりと、多様性に触れる機会に参加して、自らの今後のありようを考えていくことは、人生のどこかで大きな壁に出会ったときに、絶望や諦め、哀れみといったものの見方を離れて、その壁にどのように向き合い、その後の人生を過ごしていくかを考える基礎にもなるはずです。

大学におけるキャリア支援の対象の中に、上記のような社会的状況を生きる障害のある学生も、社会的な成功に向けて歩む学生の一人として考慮に入れ、彼ら彼女らを支えることができる態度と体制が早期に育っていくことが望まれます。

4. 関係機関との連携

【社会資源の活用】

地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有

- ・ICTの活用を含むアクセシビリティに配慮した教材活用・共有
- ・教材の利用方法の研修
- ・アクセシビリティに配慮されたデータや講義の映像の蓄積・共有
- ・一般教養科目における単位互換の活用等

支援担当者間の情報交換を行なうネットワークの構築、他大学への支援学生の派遣等

事例講評

今回の事例の中では、他大学や社会福祉関係の事業所、地域や全国ネットワーク等との連携により問題の解決を図っている例が多数見受けられました。この中には、以下のような例が含まれていて、それぞれ目的に応じて活用することで、有効な支援を提供できるものと考えられます。

- 1.施設課など学内の各組織と連携を図るもの
- 2.手話通訳者や点訳者、介助者派遣といった専門的な支援を他機関に求めるもの
- 3.地域ネットワークや全国ネットワーク（AHEAD・Japan、PEPNet・Japan 等）、障害学生支援に関する全国拠点（特別支援教育総合研究所、筑波技術大学等）等を通してさまざまな情報を得るもの
- 4.日本学生支援機構など、障害学生支援関連の研修会に参加して知識・技術を得るもの
- 5.他大学等と共同で人材養成を図るもの
- 6.特別支援学校やハローワークなど、関連分野の機関と協力して移行支援を行なうもの

一方で、事例の中では、このような関連機関との連携において課題を抱えるものもあり、今後検討していくべき問題であると感じました。

例えば、ある事例では、障害学生自身が学生の手による身体介助を希望していて、外部機関に介助者派遣を依頼することに難色を示しているということでした。合理的配慮の提供は、本人のニーズを最大限尊重しつつ、合意点を探していくのが基本ではありますが、このような事例ではどこまで本人の要望に応えるのがよいのか、大学としても悩ましいところだと思います。この点について、単純に答えを出すことは難しいですが、多くの大学ですでに取り組まれているように、本人の訴えの本質がどこにあるのかをじっくりと探りながら、学生と丁寧な話し合いを重ねて合意点を見出していくアプローチが求められるでしょう。この際、外部の人材に依頼することで、本人が周囲の学生と距離感を感じてしまうといった悩みについては、もしかすると、大学独自の取り組みとして、問題となっている支援以外の部分で他学生とつながりを持てる機会を確保したり、障害学生支援室を取り巻く学生コミュニティに帰属意識を感じられるような手助けを行なったりすることで、解消されていく可能性もあるかもしれません。同時に、学生の卒業後の生活を考えると、本人がさまざまな社会的資源を活用しながら社会生活を送れるよう支援していく側面も重要です。本人が学生に依頼をしたいと思う背景はさまざまでしょうから、一概にこうした方法を当てはめることはできませんが、大学としては学生それぞれに合った「自立」のあり方を思い描きながら、本人の歩みに合わせた支援を提供していきたいものです。

一方、地域で提供されている福祉サービスの中には、大学を派遣対象としていなかった

り、必ずしも大学の存在を想定して制度設計がなされているわけではないものもあります。例えば、ガイドヘルパー等の移動支援サービスは、余暇や社会生活を送る上で必要な支援を提供することが主な目的となっているため、通勤や通学など、定期的かつ継続的な場面への派遣は対象外になっていることが多いでしょう。このため、大学としては障害学生が制度のはざまに置かれることがないように、サービスを提供する自治体や事業者と十分に調整を図っていく必要があります。

同時に、手話通訳や要約筆記などの情報保障者（意思疎通支援者）派遣制度についても、やはり大学の授業は対象外になっていることが多いでしょう。また、たとえ派遣ができたとしても、もともと病院への通院や役所手続きなど、地域生活支援を目的に作られた制度なので、大学の授業など、高度専門領域における支援には、対応が難しい部分がある点でも注意が必要です。せっかく支援者を確保しても、実際には学生のニーズを十分に満たすことができなかったというニーズと制度のミスマッチが生じないためにも、導入時の十分な検討と、提供開始後のモニタリングが必要と言えます。

5. 人材の育成・配置

【専門性のある人材】

組織的な障害学生支援を適切に行なうためには、支援を実質的にすすめていく能力を有する人材（コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等）の確保が重要です。

求められる能力

- ・ 障害学生との対話を通じて、個々の状況にあわせたニーズを確認する
- ・ 大学等の状況を的確にアセスメントする
- ・ 支援の判断を行なうだけでなく、様々な関係者や関連部局と連携する

育成・配置

- ・ 支援人材が障害学生支援の中核を担う存在として機能できるシステムの構築
- ・ 支援人材の専門性の向上、キャリアパスの構築（長期的に支援を担うための組織的な位置づけ）

【支援学生】

人的な支援を担う支援学生の育成・研修等の推進、そのためのノウハウの共有、また、支援学生の活動をバックアップするための相談体制・スキルアップ・フィードバック等の仕組みの充実も重要です。

事例講評

今回の事例の中では、障害学生の入学を機にボランティア学生を募集し、支援体制を整えたり、支援の質的向上に向けて定期的に研修会を開催したりする等、支援に携わる人材の確保と養成・配置に向けてさまざまな取り組みが行なわれている様子が見られました。これらは合理的配慮の申し出をきっかけに、大学側が体制整備に乗り出したもので、一人の学生の入学が学内の環境整備につながった好事例の一つと言えるでしょう。

ただ、支援者の質的・量的充足の面では課題を抱える大学も多く、すべての場面で障害学生の対等な参加が保障されているとはいわずに現状にあることもわかります。この背景には、さまざまな事情があって、どの大学も最大限努力した結果だとは思いますが、障害者差別解消法の理念から考えると、今後まだまだ改善の余地があると言えるでしょう。特に、支援体制立ち上げ時期の人材不足は、すでに先進的に取り組んできた大学の多くが通ってきた道で、現状改善に向けたノウハウが蓄積されている分野でもあります。したがって、このような先進校のノウハウを学び合える場を地域の中に作り上げていくことで、自ずと解決策が広がっていくのではないかと思います。また、条件が許すのであれば、大学間で相互に支援学生を派遣し合ったり、地域の大学が共同で人材を養成したりする等の取り組みに発展させていくことも考えられます。また今後、支援の質を一層高めていくためにも、学生ボランティアによる支援のみでなく、手話通訳者や点訳者といった専門的な人材を学内に雇い入れるなどの方向性も検討できるでしょう。より質の高い支援を確実に提供していくためにも、さまざまな好事例の出現に期待したいところです。

一方、事例の中には、謝金の取り扱いについて議論のあった例も見受けられました。支援学生への謝金支給については、大学によってさまざまなポリシーがあると思いますが、一般的には障害学生の精神的負担軽減や支援学生の責任感向上、あるいは支援に対する責任の所在の明確化を理由に、一定の謝金を支払っている大学が多いことでしょう。特に、障害者差別解消法施行以降は、このような学生による支援も単なる学生による自主的な取り組みではなく、大学として責任を持って提供しなければいけない合理的配慮の一部に位置づけられています。したがって、他の学生団体の活動やボランティア活動とは自ずと性質が変わってくることになるので、この点を鑑みた対応が求められます。今回の事例の中には、「謝金を出すのは適当でない」と判断された例もあったようですが、この背景にどのような事情があったのか、また法律の施行を受けて何らかの再考がなされたのかどうかは気になります。

また、事例の中には授業における支援者の配置そのものが費用や設備の面で困難と判断

されたものも見受けられました。いずれも過去 5 年以内の事例なので、現在であれば異なる判断が下されるのかもしれませんが、どのような事情があつてこうした判断に至ったのかは非常に気になります。もちろん、大学によってはとても規模が小さかったり、特殊な学部だったりして、一般的な支援体制では対応できない例も存在します。このため、合理的配慮提供の手段は、さまざまであつて構わないものですが、そうした事情なしに、多くの大学でできている支援が提供できないとするならば、それ相応の説明責任が求められます。支援学生を組織して授業に配置したり、それ以外の方法で情報保障者を確保したりする体制は、今や多くの大学が取り入れているごく一般的な合理的配慮であつて、今後は特別な困難事例を除いて、最低限提供すべき支援となってくることでしょう。「支援体制がないから合理的配慮が提供できない」といった説明を繰り返さないためにも、こうした基本的な支援については、いつでも提供ができるように環境の整備を進めていく必要があるでしょう。

平成 28 年度調査及び事例収集

対象

1. 高等教育機関

1,180 校（大学：782 校、短期大学：341 校、高等専門学校：57 校）

2. 人権及び障害者差別解消法に関する相談機関

2,013 機関（国の相談機関：2 機関、地方自治体の相談機関：2,007 機関、障害学生支援機関：4 機関）

調査方法

調査の時期：平成 28 年 7 月 1 日～8 月 10 日

悉皆調査及び事例提供のお願い

回答状況

			回答校数	提供事例数	公表事例数
高等教育機関	大学	国立	65	36	20
		公立	57	16	14
		私立	347	145	124
		小計	469	197	158
	短期大学	国立	—	—	—
		公立	7	0	0
		私立	177	22	18
		小計	184	22	18
	高等専門学校	国立	34	4	4
		公立	3	1	1
		私立	2	0	0
		小計	39	5	5
	計		692	224	181
相談機関			432	33	28
総計			1,124	257	209

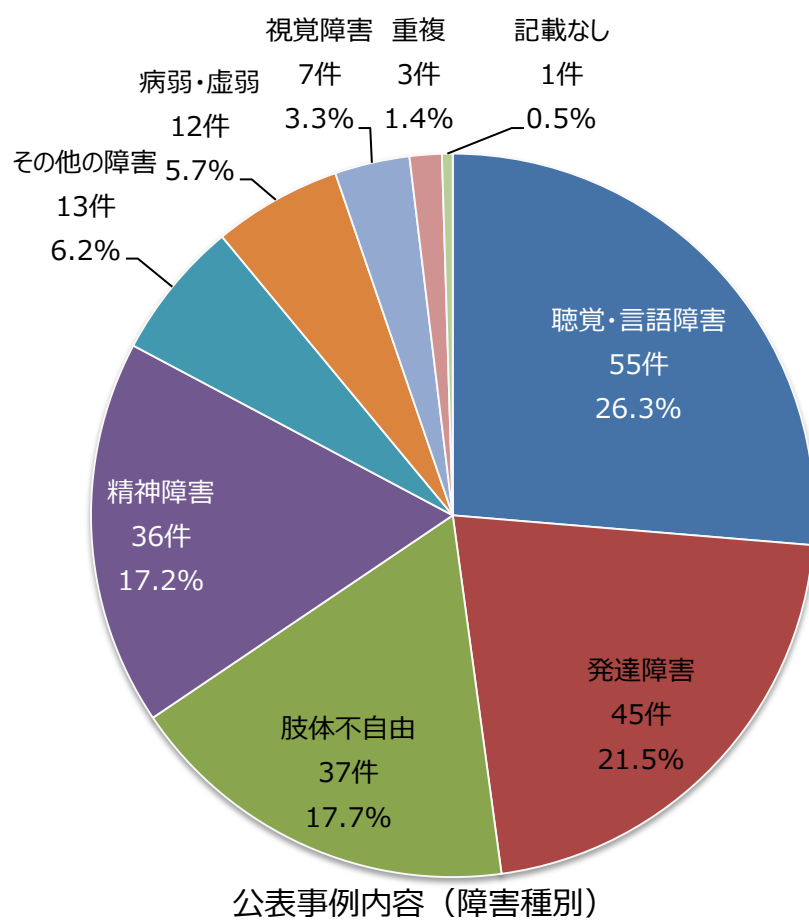
公表事例の内容

事例の発生時期 ※複数回答有

高等教育機関	大学	平成28年度	46
		過去5年以内	104
		6年以上前	9
		記載なし	3
	短期大学	平成28年度	6
		過去5年以内	11
		6年以上前	1
		記載なし	0
	高等専門学校	平成28年度	1
		過去5年以内	3
		6年以上前	1
		記載なし	0
相談機関	平成28年度	8	
	過去5年以内	17	
	6年以上前	4	
	記載なし	0	

障害種別の事例数

	公表事例	
	高等教育機関	相談機関
視覚障害	7	0
聴覚・言語障害	48	7
肢体不自由	33	4
病弱・虚弱	11	1
重複	3	0
発達障害	31	14
精神障害	36	0
その他の障害	12	1
記載なし	0	1
計	181	28



事例紹介（視覚障害）

視覚障害(盲)

事例 No.20(盲)キャンパス内の要所に目印、点字ブロックの設置を申し出

事例 No.24(盲)学生用ロッカー（有料）が使用できない

事例 No.195(盲)視覚障害学生の受け入れ事例がない学校での受験前の相談

視覚障害（弱視）

事例 No.45(弱視)板書、配付物の文字の大きさについて配慮の申し出

事例 No.92(弱視)受験時の座席配慮を申し出

事例 No.174(弱視)配付物の文字サイズに関する申し出

事例 No.176(弱視)海外研修への参加希望

視覚障害（盲）

事例 No.20(盲)キャンパス内の要所に目印、点字ブロックの設置を申し出

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、1年次、視覚障害（盲）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2. 内容

視覚障害学生(盲)の受験前面談で、入学後の学生生活の配慮に関して、以下の要望を受けた。

- ・キャンパス内の要所に目印をつけてほしい
- ・階段の始めと終わりに点字ブロックをつけてほしい（とても安心できる）

なお、キャンパス内には点字ブロックがほぼ設置されていない（新しく建てられた棟の階段の上下のみに設置）。入学が決まれば、学生自身で歩行訓練の依頼をする予定。

【学校の対応】

1. 関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等） 保健管理センター等

2. 対応内容

受験前面談の後、「入学決定後の歩行訓練をもとにどこにどのような目印が必要か相談ください。申し出の時期にもよるが、可能な限り入学に間に合うよう設置を進める」と回答した。

入試合格、入学の意思の確認後、本人が依頼した学内の歩行訓練に、学科教員、保健管理室と障害支援担当部署の職員が同行した。歩行訓練により、建物間は点字ブロック(誘導)の設置が理想で、階段の上下および建物の出入口に点字ブロック(警告)、女子トイレ前にも点字ブロック(警告)1枚を、予算に合わせて使用頻度の高い箇所から設置してほしいと要望された。要望をもとに管財・財務事務室を含む関係部署で協議を行なったところ、全ての建物間への点字ブロック設置が現実的でないと分かった。また、当該学生の入学年度は長期の学内工事が予定されており、仮に設置しても数か月後に改修が必要となる。工事の進行によって歩行スペースが制限・移動されるため、点字ブロックの敷設が安全な移動に直結するとは言えない。その後、学長、副学長が同席する会議を行ない、工事終了後キャンパス内のメインストリートに必要最低限の点字ブロックを順次敷設、それまでの原則1年間は大学が支援者を雇用する等の支援に関する基本方針が示された。支援担当者が本人に大学の状況を説明し、ガイドヘルプをつける代替案を提案した。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため
 - 事務・事業への影響の程度
 - 実現可能性の程度
 - 費用・負担の程度
 - 財政・財務状況
- ・施設・設備
- ・予算
- ・その他
- ・具体的な内容

工事の計画があるため急いで点字ブロックを設置しても数か月後に撤去することになり、時間と費用が無駄になる。また、工事の進行によって歩行スペースの制限・移動が予想され、人の手による柔軟な支援を提供する方が安全だと考えられたから。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している
 - 入学前に、大学の状況と学内で協議して考えられた以下の点を電話で伝えた。
 - ・学内で工事が予定されている（門から教室へ向かうメインストリートを含む）。
 - ・点字ブロックを設置しても、工事の進み具合によって歩行スペースの道幅が制限されるなど、学内環境が変化することを考えるとかえって危険が予想される。
- 工事のため点字ブロックを設置できない1年間は、大学が費用を負担して学内移動支

援（ガイドヘルプ）を提供する案が出たが、必要とする支援として問題がないか本人に尋ねた。ガイドヘルプを付けてもらえるとは思っていなかったのもとてもありがたい、との返事だった。

【その後の経過】

キャンパス内が複雑で、特に新生は教室を探して迷うことが多い。授業開始直前となったがヘルパー派遣事業所との打ち合わせを実施し、安全に移動支援が始まった。その後も円滑に支援が進み、当該学生と担当ヘルパーとの関係も良好である。

時間割決定後にガイドヘルパーを調整したが難航したため、一部の曜日・時間は学科の協力のもと教員や同級生の支援を受けている。現在はクラブに所属し、クラブ活動の帰りなどは友人らの支援を受けている。

【参照】 事前的改善措置 建設的対話

事例 No.24(盲)学生用ロッカー（有料）が使用できない

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、1 年次、視覚障害（盲）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2. 内容

視覚障害のある学生から、学生用ロッカー(有料)がダイヤル式で番号が見えないため使えないと、学生支援センターに申し出があった。当該学生は、教材の他に、学修に必要な視覚障害者用の機器類を持参している。

当初の申し出を受けて、ロッカーの担当者から、

- ・友人に開閉してもらう
- ・自分でわかるダイヤルの動かし方を設定する（一方で、ダイヤルがずれてしまった時に開けるのは困難）
- ・ロッカーを使わない場合は返金が可能であること
- ・使える方法のアイデアがあれば教えてほしい

との旨を伝えた。

当該学生にとって上記の方法がどれも難しかったため、再度申し出があった。

【学校の対応】

1. 関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、その他(図書館長、図書館職員)

2. 対応内容

申し出を受け、担当部署である学生支援センター(ロッカー担当者、障害学生支援担

当者を含む)で話し合いを行なった。

予算上、カギ式のロッカーの新規購入が難しかったため、カギ式の旧ロッカーの設置を検討したが、設置場所の確保と耐震対策がとれなかった。

そこで、図書館利用者用に設置しているロッカーの使用ができないか図書館へたずねたところ、暫定的に使用させてもらう許可を得た。

当該学生へ、上記の経緯を報告したところ、ロッカー代金の払い戻しを希望されたので、返金をした。また、図書館のロッカーが使用可能であることを伝えたが、今のところ利用をしていない様子である。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため（財政・財務状況）
- ・施設・設備
- ・予算
- ・具体的な内容

予算、施設面および安全の確保が理由で、申し出通りの対応ができなかった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

大学の対応と申し出通りの対応ができない理由について、一定の理解を示している。

【その後の経過】

視覚障害のある学生に限らず、車いす利用学生等、必要な機器類や重い荷物を持って移動するのが困難な障害学生にとって、特に雨天時の学内移動の際に、使用しない教材を入れておけるロッカーのニーズがある。今後、視覚障害学生も使いやすいロッカーの設置が課題となっている。

【参照】事前的改善措置

事例 No.195(盲)視覚障害学生の受け入れ事例がない学校での受験前の相談
--

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）:教育、受験時、視覚障害（盲）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

受験・入学

2. 内容

- ・できる限り板書を読み上げてほしい。
- ・資料を事前にデータで配布してほしい。
- ・教科書を点字にしてほしい。
- ・定期試験において点字での出題・解答・時間延長を認めてほしい。

- ・点字ディスプレイ・点字プリンタ・画面読み上げソフト等の支援機器やソフトを整備してほしい。
- ・掲示板の連絡事項をメールで送信してほしい。
- ・入学前に建物の配置等の事前オリエンテーションを実施してほしい。

【学校の対応】

1. 関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2. 対応内容

関係部署間での協議の結果、下記の回答を行なった。

- ・盲の学生が入学した前例がなかったため設備が整っておらず、整備に時間がかかるかもしれない。
- ・できる限り合理的配慮を提供するよう努力するが、希望する支援が受けられない又は十分でない場合があると思われるが、了承してほしい。
- ・特に点字翻訳については、大学内に専門の技術を持った人材がおらず、全ての教科書を点字翻訳することは困難なため、代替の方法としてテキストデータの提供や対面朗読を行なう学生スタッフの配置を提案した。
- ・教育実習については、実習校と相談のうえ対応を検討する必要があるため、具体的な対応について現時点で回答できない。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため（実現可能性の程度、費用・負担の程度）
- ・施設・設備
- ・教職員の理解
- ・支援体制
- ・予算

【学生等の反応】

教育実習の際の支援について不明確で不安があるとのことで、受験をしなかった。

【その後の経過】

これまでに受け入れた事例のない重度の障害のある学生に対する対応について、該当する学生が在籍していなくても、他大学と情報共有を行なう、外部機関（視聴覚障害者センター等）が提供するサービスについて調べる等して、事前に準備をしておく必要性を認識した。

【参照】 相談体制の整備 社会資源の活用 専門性のある人材

視覚障害（弱視）

事例 No.45(弱視)板書、配付物の文字の大きさについて配慮の申し出

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】1 年次、視覚障害（弱視）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

授業・研究指導

2. 内容

講義の板書、配布物の文字の大きさについて

【学校の対応】

1. 関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2. 対応内容

指導教員と保健室職員とで配慮の内容を本人と確認後、講義の際、なるべく大きな文字で板書することや、板書を写メで撮り、後で拡大して確認することを許可したり、配布物については、教務課と協力し、拡大コピーを行なうなど、他の学生よりも大きな文字で資料を配布するよう配慮を依頼している。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

単位修得に向け、勉学に励んでいる。

【参照】 同等の機会

事例 No.92(弱視)受験時の座席配慮を申し出

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】受験時、視覚障害（弱視）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

受験・入学

2. 内容

弱視の為、受験時に席を前にしてほしい。その他は他の学生と同じ対応にしてほしい。

【学校の対応】

1. 関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）

2. 対応内容

入試時、席を前にする対応を行なった。本人の申し出を受けて、授業等では特別な対応はしていない。

【その後の経過】

入試時点からの申出だったので、前例ができ、今後の支援体制を考える機会となった。

【参照】 同等の機会

事例 No.174(弱視)配付物の文字サイズに関する申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、4 年次、視覚障害（弱視）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

本人は、授業は一番前の席に座り、見えにくい困っていることはないとのこと。しかし、授業で配布資料がない科目については、試験での文字の大きさがわからず不安であるとの訴えあり。

【学校の対応】

授業の各担当教員へ配布物は A3 サイズで 20 ポイントで印刷をしていただくよう書面にて周知していった。

【参照】 同等の機会

事例 No.176(弱視)海外研修への参加希望

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、3 年次、視覚障害（弱視）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

実習、フィールドワーク等

2. 内容

視覚障害をもつ学生から、イギリスでの海外研修に参加したいとの申し出があった。

【学校の対応】

1. 関わった部署

教育部門（学部、学科等）、その他(学事課、留学支援担当)

2. 対応内容

本人との面談及び学部教員から現在の症状の程度や本学学内での支援内容等につい

て聞き取りを行なうとともに、学生本人へ派遣先大学で必要な支援についてまとめた要望書を提出させた。提出された要望書に基づき派遣先大学での受入れ体制等について確認した結果、派遣先大学の見解として有料のサポーターをつける必要がある旨回答があった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため（費用・負担の程度）
- ・施設・設備
- ・支援体制
- ・支援学生の確保
- ・具体的な内容

派遣先大学からの回答結果に基づき本人と話し合いを行なった結果、費用負担が増大するため、研修参加を辞退したい旨申し出があった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】同等の機会

事例紹介（聴覚・言語障害）

聴覚・言語障害（聾）

- 事例 No.2(聾)情報保障の実施による授業中の座席について
- 事例 No.3(聾)情報保障は受けたいが授業には1人で出席したい
- 事例 No.14(聾)手話とパソコンテイク、両方の支援について
- 事例 No.18(聾)情報保障者に専攻（理工系）を理解できる学生を申し出
- 事例 No.21(聾)DVDの文字起こしについて担当教員との連絡
- 事例 No.36(聾)手話通訳支援に関する授業担当者との相互理解について
- 事例 No.37(聾)ゼミナール合宿にノートテイク同行を申し出
- 事例 No.65(聾)宿泊を伴う実習（必修）にノートテイクを申し出
- 事例 No.80(聾)実習先でのスピーキング・ヒアリングを含む指導
- 事例 No.82(聾)情報保障や教職員の理解・啓発について申し出
- 事例 No.95(聾)入学後、ノートテイクと手話サークル開設を申し出
- 事例 No.110(聾)ノートテイク募集、依頼を大学が実施するよう申し出
- 事例 No.111(聾)ノートテイクの申し出があったが制度化しなかった
- 事例 No.112(聾)ノートテイクの再申し出
- 事例 No.127(聾)手話通訳者や、同時通訳用機材導入の申し出
- 事例 No.135(聾、難聴)入学後の授業支援についての相談
- 事例 No.154(聾)必修科目履修困難のため代替案の申し出
- 事例 No.181(聾)PC ノートテイク希望の申し出
- 事例 No.204(聾)教員免許に必要な「介護等体験」に参加できる体制整備を申し出
- 事例 No.206(聾)AO 入試時の情報保障の申し出
- 事例 No.208(聾)手話通訳・ノートテイク手配の要望
- 事例 No.211(聾)入学から卒業まで本人と合意形成のための話し合いを実施し、支援体制を整備
- 事例 No.215(聾)教科書・講義内容及び手話通訳等の支援体制について
- 事例 No.224(聾)外国語科目のリスニング・スピーキングにおける学習支援について

聴覚・言語障害（難聴）

- 事例 No.5(難聴)読唇による授業理解について相談
- 事例 No.9(難聴)入学時に補聴器を装着しているとの報告を受けた
- 事例 No.38(難聴)ノートテイク申し出に音声認識ソフトで対応
- 事例 No.69(難聴)入学式に手話通訳をつけてほしいとの申し出
- 事例 No.70(難聴)最前列での受講、教員の口元が見えるよう配慮を申し出

事例 No.71(難聴)講義の際に専用マイクの使用を申し出
 事例 No.78(難聴)授業中の指名について
 事例 No.79(難聴)字幕のない映像を授業で使用
 事例 No.84(難聴)講義内容の記録を提供してほしいと申し出(保健)
 事例 No.85(難聴)講義内容の記録を提供してほしいと申し出(工学)
 事例 No.93(難聴)修学途中で障害を負ったため、免許・資格取得を断念
 事例 No.106(難聴)申し出以外の配慮の必要性を予測し対応
 事例 No.121(難聴)ノートテイクの実施について
 事例 No.131(難聴)パソコンテイクの申し出への対応について
 事例 No.134(難聴)映像視聴授業でのビデオ貸し出しについて
 事例 No.140(難聴)手話通訳・ノートテイク等の情報保障の申し出
 事例 No.166(難聴)外部団体のノートテイク希望の申し出
 事例 No.170(難聴)FMマイク使用希望の申し出
 事例 No.185(難聴)授業時のマイク使用及び聞き取りやすい側からの対面要望、また他
 学生に障害を知られないよう配慮
 事例 No.187(難聴)入学時の申し出により外部委託の情報保障システム導入と学生ノート
 テイク団体を発足
 事例 No.191(難聴)希望するスポーツ科目の受講について
 事例 No.194(難聴)授業時のノートテイク補助の申し出について
 事例 No.202(難聴)補聴器専用マイク使用依頼の申し出
 事例 No.212(難聴)ノートテイクの配置、試験時の配慮等の要望

聴覚・言語障害（聾）

事例 No.2(聾)情報保障の実施による授業中の座席について

- 【事例が起きた時期】平成28年度
 【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000人以上
 【対象学生】学科（専攻）:社会科学、1年次、聴覚・言語障害（聾）
 【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

英語のコミュニケーションの授業（定員30名程度）において、毎週メンバー・座席が変更されるグループワークが生じた。授業開始時点では、情報保障者として複数のサポーターを配置しており、パソコン等機器の関係で座席が固定されてしまい、利用

学生が座席変更できない状態であった。そのため、利用学生から、いつも決まったグループにしか参加できない旨、情報保障の方法について見直しの要請があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

利用学生から座席移動および情報保障見直しの要望があり、利用学生と担当教員と支援室との間で、授業の運営とグループワークの主旨について協議、調整を行なった。

結果、タブレット PC を使用した、教室内の遠隔情報保障の導入に至った。具体的には、情報保障者は教室のある部分に固定し、利用学生は情報保障の画面が映し出されるタブレット PC を持ってグループに参加するという方法をとった。結果的に、利用学生がいろいろなグループに参加することができ、満足度の高い情報保障となった。

【学生等の反応】

納得して、問題なく修学している。

【その後の経過】

様々なグループに参加できたことで、授業への満足度も高まり、また教員から授業に取り組む姿勢について評価を得られたようである。情報保障者がいることによる、教場での座席の制限に対する改善要請や、友人と受講したい等の要望は少なからずあるため、その対応に活かすことができる。

【参照】 モニタリング

事例 No.3(聾)情報保障は受けたいが授業には 1 人で出席したい

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、3 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

授業に情報保障者をつけているが、周囲の目が気になり、できれば 1 人で授業に出席したい。しかし、何らかの情報保障をつけてほしい。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、施設・設備担当部署

2.対応内容

情報保障者を教室外に置き、教室の映像情報をもとに遠隔情報保障を行なう方法や、

音声同時翻訳ソフトのような音声認識ソフトの利用等を模索する中で、本学におけるネットワークインフラに課題が生じた。そのため、情報環境の整備を所管する部局と連携し、学内のネットワーク環境の調整を行なった。しかし、十分な情報保障に耐えうるだけの整備を行なうには、費用面や工期の問題もあり、学期中に解決することができなかった。

当該学生には、教室内遠隔情報保障（情報保障者が利用学生とは離れた場所に座り、タブレット PC にて情報伝達を行なう）を使用するか否かで打診をしたが、利用学生からは回答は得られず、通常の情報保障を行なった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(費用・負担の程度)
- ・施設・設備
- ・予算
- ・具体的な内容

学内の Wi-Fi 設備やセキュリティ（ファイアウォール）の問題等を解消するには、抜本的なネットワークインフラの改修が必要となり、情報環境所管部署の当該年度予算では対応できる問題ではなかった。

【学生等の反応】

- ・不登校、休学、退学等

情報保障者として、複数のサポーターを配置している授業では、欠席が目立ち、途中で履修停止に陥ることがあった。本人曰く、他の学生の視線が気になる（自分だけが目立っていると感じる）ため、授業に出られないとのこと。

【その後の経過】

継続して、ネットワーク環境の整備については検討しており、また、本人にも教室内遠隔情報保障を試してもらう等声掛けを行なっている。

【参照】モニタリング

事例 No.14(聾)手話とパソコンテイク、両方の支援について

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、1 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

受験合格後に、本人から学部の事務担当部署、障害学生支援担当部署に、手話・パソコンテイク支援の申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

当初、試験前より、合格後の修学支援について本人に求めていたが、何の連絡もなかった。合格後、大学において支援部署、教務担当者、本人と協議を行なった。手話とパソコンテイクの情報保障の希望があったが、本学の現状は、両方体制が整っていない説明を行ない了解を得た。が、オリエンテーションおよび履修期間、学外機関へ手話を依頼し、現在は音声変換器具の使用およびノートテイクの支援を行なっている。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため（費用・負担の程度）
- ・支援体制
- ・予算
- ・具体的な内容

学生が全ての授業に手話を希望。幼少期より、手話を使用していたため、活字でのやり取りに疲れが出てきた時期があった。可能な授業は個別対応を行なっている。

【学生等の反応】

- ・不服、不満の申し立てがあった。

学内外の相談機関または教職員、担当所管と相談した。

【参照】社会資源の活用

事例 No.18(聾)情報保障者に専攻（理工系）を理解できる学生を申し出

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）:工学、3年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

情報保障のための学生支援スタッフを調整する際、理工系の学生支援スタッフが少なかったため、文系の学生を割り当てたところ、「文系の学生支援スタッフであれば、支援はいらない」との申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）、その他(他大学等)

2.対応内容

- ・ 本人も理工系の研究室を回って、サポートスタッフへの登録依頼。
- ・ 学部の教員にも、スタッフ登録を依頼。
- ・ 音声認識を活用した支援方法について、情報収集と試行的実施。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・ 支援学生の確保
- ・ 具体的な内容

本人は、学生支援スタッフ登録の現状を理解してくれた。

理工系の科目をサポートできるスタッフの登録を進めたが、思うように増えなかった。

【学生等の反応】

- ・ 不服、不満の申し立てがあった
- 支援方法の検討や、音声認識など他の方法を、本人と一緒に検討している。

【その後の経過】

音声認識を活用した支援について、具体的に導入準備をすすめている。

【参照】建設的対話

事例 No.21(聾)DVD の文字起こしについて担当教員との連絡

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、2 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

授業・研究指導

2. 内容

授業内で急に「来週の授業で DVD を見る」と予告されたため、文字起こしをしてほしいと支援の申し出があった。（これまでは作業時間に余裕がない場合も何とか文字起こしを完了させていた。本人から教員へ、作業に時間がかかるためできるだけ早く教えてほしいと依頼済だったが直前の連絡を受けた。）

【学校の対応】

1. 関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、その他(ボランティアの支援学生)

2. 対応内容

通常、障害学生が映像を手配(映像のどの部分を見るか教員に確認、貸していただけるよう交渉)し、支援担当部署へ支援を依頼する。文字起こし支援が必要との情報は授業の PC テイカーからすぐに伝わったため、準備をしつつ障害学生から映像の DVD が届くのを待った。教員から DVD を借りる際に当該学生が直接やり取りできず、映像のどの部分の文字起こしが必要か確認できていなかった。授業後にメールで確認したが、

学生のアラバイトや教員の授業の都合で時間がかかった。ボランティア学生の都合がつかなかったため申し出の 2 日後に作業を開始して、翌週の授業直前まで続ける予定を組んだ。作業を始めて 2 日目の夕方に、教員から支援担当職員へ「担当職員を通じて今日までに DVD を返してもらおう約束だが、いつになるか」と催促の連絡が入った。初めて聞いた話だったが、作業を中止して DVD を返却した(借り物で返却を急いでいた様子)。事情が分からず障害学生に確認のメールを送ったところ、「授業当日の朝に返却と勘違いしていた。先生にも謝ります」との返信があった。授業直前には作業が完了する見込みだったが、結果として不十分な支援となった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(実現可能性の程度)
- ・教職員の理解
- ・支援学生の確保
- ・具体的な内容

当該学生は支援の状況や支援を受ける流れをわかっていたが、教員とのやり取りがうまくできなかった。支援学生は授業の空き時間を利用してテイク支援を提供し、さらに空いた時間で文字起こしのボランティアをしているため、当該学生もあまり余裕がないことは理解している。今回は教員から映像 DVD を借りる際に直接やり取りができず、認識違いにつながった。作業に時間がかかることは教員へ説明していたはずだが、前回までの映像は作業期間が短くても、無理をして完了させていたため、教員にとって大きな問題だと感じられなかったかもしれない。

【学生等の反応】

自身の確認不足も感じており、仕方ないと思っているようだが、文字起こしには時間がかかるので映像視聴があれば早めに教えてほしいと既に教員に依頼していたため、戸惑っていた。当該学生は以前から教員とメールでやりとりしており、「困ることがあれば相談してくださいね」との言葉を受けていた。教員の理解がない訳ではないが、教員側が支援の現状を把握できていない可能性がある。

【その後の経過】

文字起こし支援の流れを表にまとめ、障害学生だけでなくボランティア学生も確認できるよう活動場所に掲示した。配慮文書に記載する映像視聴の部分を加筆修正した。

【参照】相談体制の整備 モニタリング 心のバリアフリー

事例 No.36(聾)手話通訳支援に関する授業担当者との相互理解について

【事例が起きた時期】 非公表

【事例が起きた学校】 非公表

【対象学生】 学科（専攻）非公表 聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

学生が希望する支援（手話通訳支援）について授業担当教員の理解が得られなかったため相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署

2.対応内容

- ・学生より、希望する支援の詳細内容について聞き取りを行い、合理的配慮から逸脱していないか確認した。聞き取りの際は、あくまでも学生・教員に対して中立な立場であることに注意を払った。
- ・授業担当教員に対して、学生が希望する支援内容について伝えて説明し、理解を得た。
- ・学生の要望どおり手話通訳支援を実施した。
- ・授業担当教員からは、次回以降の支援実施の有無や内容については、再度検討させてもらいたい旨の相談があった。

※学生・教員と中立な立場で相談をしたが、学生と教員との意思疎通に問題があるように感じられた。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

本事例の対応については納得している様子だったが、教員との関係性については問題が残っている様子。根本的な解決には至っていないと思われる。

【その後の経過】

納得している部分もあるが、学生と教員との間の意思疎通に問題があるため、根本的には納得していない部分もあるだろうという懸念が残った。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.37(聾)ゼミナール合宿にノートテカー同行を申し出

【事例が起きた時期】 非公表

【事例が起きた学校】 非公表

【対象学生】 学科（専攻）：非公表、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、実習、フィールドワーク等

2.内容

当該学生がゼミナールに所属しており、そのゼミナールでの合宿（2泊3日）においてノートテイカーの同行を希望する相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署

2.対応内容

- ・ 学生より、希望する支援の詳細内容について聞き取りを行なった。
- ・ ゼミナール担当教員に、例年のゼミナール合宿の内容や今回のゼミナール合宿の予定を聞いた。学生から支援の申し出があったことを伝え、ノートテイカーがゼミナール合宿に同行した場合、ゼミナール合宿を運営する上で支障がないか確認したところ、教員としてはノートテイカーが同行せずともゼミナール内での対応が可能であること、またその方が運営上・教育上好ましいとの回答を得た。ただし、学生が希望する支援を認めないということではなく、再度相談をした上で最終決定することになった。
- ・ 教員との相談内容を学生に伝えたところ、支援を受けず参加することで合意した。

【学生等の反応】

- ・ 納得して、問題なく修学している。

【その後の経過】

今回の事例により、大学外での授業やゼミナール合宿等における支援について対応策が検討されていなかったため、早急に検討する必要がある。

【参照】建設的対話

事例 No.65(聾)宿泊を伴う実習（必修）にノートテイカーを申し出

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】3年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

宿泊を伴う実習（必修科目）にノートテイカーを配置して欲しい。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

専門的な知識を必要とする科目であったため、ノートテイカーを同じ専攻（学科）

から選抜し、謝礼金は教務課、宿泊費等は専攻（学科）で負担。

日程（2月中旬）や予算の関係で3泊4日の情報保障を1名のノートテイクに任せることとなり、該当学生は満足のいく情報保障を受けることが出来なかった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(費用・負担の程度)
- ・支援学生の確保

【学生等の反応】

納得し修学し卒業した。

【参照】過重な負担

事例 No.80(聾)実習先でのスピーキング・ヒアリングを含む指導

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:教育、4年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等、その他

2.内容

教育実習後や、学期末に面談を行なっている。

英語の教員免許取得のため、3年次に中学校（英語科）で教育実習を行なった。学習指導要領を基本とした指導を求められたため、聴覚障害があるにもかかわらず、スピーキングやヒアリングを含んだ生徒とのやりとりを求められた。

実習校の指導教員に相談を希望したが、忙しさもあってなかなかその場をとりあってもらうことはできず、実際の指導はALT（外国語指導助手）とT・T（ティーム・ティーチング）で行ない、聞き取れない部分に関してはALTが補う形で行なった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署

2.対応内容

教育実習前に学生本人と障害学生支援室担当教員が、実際に実習校へ向かい、面談実施。

教育実習の様子も担当教員が確認。担当教員から指導教員に確認すると、指導教員は聴覚障害のある学生が英語の指導をすることに納得していない様子であった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教職員の理解
- ・具体的な内容

学習指導要領を基本とした指導という点や、実習校における英語教育に対する方針等とも関係し、実習校の指導教員の理解がなかなか得られなかった。

【学生等の反応】

実習校側の対応には不満だったが、実習生という立場であり、ひとまず実習校側の意向のままに教育実習を行なうしかなかった。

【その後の経過】

実習校へも理解してもらえるよう、学内の組織を含め検討していく必要がある。

学生は自身ができること、できないことを伝える必要性・重要性に気づけた。

【参照】 同等の機会 本質の可視化

事例 No.82(聾)情報保障や教職員の理解・啓発について申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:芸術、2 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、実習、フィールドワーク等

2.内容

聾学校からの入学者で、入学前に聴覚障害の状況は把握し本学が行なう対応も理解したうえで入学した。

当時の本学は聴覚障害学生への対応は十分ではなく、本人の読唇術により教員の発言内容を把握する方法によるものであった。科目担当教員は必ず正面を向いて発言すること、黒板への板書中は発言しないこと、当該学生の座席は最前列とすること等の希望があった。2 年次の終了後、3 年生からは専門科目においてより多くの情報を獲得したいとの希望により、他大学で行なわれているノートテイクまたはパソコンテイクによる情報保障の求めがあった。また、教職員が障害学生支援セミナーへ参加するなど、聴覚障害学生への支援についての理解を求める希望があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

所属学科は、科目担当教員へ聴覚障害学生からの希望を通達し、必ず正面を向いて発言すること、黒板への板書中は発言しないこと、当該学生の座席は最前列とすること等を徹底した。

1・2 年生はこの方法で単位取得を進め順調に単位を取得した。3 年生からは他大学で行なわれているノートテイクまたはパソコンテイクによる情報保障の求めに対し、

教務課および学生課は学生ボランティアを募り二人一組のパソコンテイクにより情報保障を行なった。また、障害学生支援セミナーへの教職員の参加希望に対して、3名の職員がセミナーに参加し、その後も教員が参加するなど、障害学生、特に聴覚障害学生の支援について具体的な方法をセミナーで理解し、実際の支援方法を他大学から学んだ。

障害学生本人の多大な努力が実り、ボランティア学生の支援もあり、優秀な成績を修め4年間で卒業した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

当該学生が4年生の時に新たに聴覚障害学生が入学した。オープンキャンパスでパソコンテイクでの情報保障について説明し納得の上入学した。現在2年生。

補助学生によるパソコンテイクの仕組みが確立された。ボランティアではなくアルバイト料を支払う形態とした。

問題点は補助学生の確保および都合がつかない場合の対応で、事務職員の負担が増える場合も多い。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.95(聾)入学後、ノートテイクと手話サークル開設を申し出

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】1年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、実習、フィールドワーク等、事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウムへの参加

2.内容

受験前に事前相談があったが、その時点では、大学としての対応について理解をいただいた。入学後、講義を受講している内に「手話サークル」を作りたいとの申し出があった。併せてノートテイクの希望の申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学部は、対応について検討し、大学に対してノートテイクの配置を要望し了解を得、大学からアルバイト料支出の了解を得て実施している。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

ノートテイカーの確保が困難になることが懸念される。ノートテイカーの負担が大である。「手話サークル」の設立を学生本人は希望しているが、サークルへの加入者は少ないとのこと。手話の勉強会ができればとの希望をもっている。

【参照】 支援学生

事例 No.110(聾)ノートテイカー募集、依頼を大学が実施するよう申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 公立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:芸術、2 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、その他

2.内容

- ・1 年次は、ノートテイクボランティアの募集、授業時の依頼（呼出し）に学生自身が積極的に関わっていたが、気を遣うことが多いので、今後は大学側にしてもらいたい。
- ・ノートテイクボランティアに大学から謝礼を出してもらいたい。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署

2.対応内容

- ・ノートテイクボランティアの募集、授業時の依頼（呼出し）を、今後は大学側にしてもらいたい。
→教務担当部署が窓口になり、全学的にノートテイクボランティアの募集を行なうほか、初回の授業に教務担当部署職員が出向き、同授業履修者からのノートテイクボランティアの募集を行なう。教務担当部署で授業毎のボランティア名簿を作成、授業時の依頼（呼出し）は授業担当部署から授業担当教員に依頼する。
- ・ノートテイクボランティアに大学から謝礼を出してもらいたい。
→学内で募っているボランティア活動は他にもあるが、謝礼は出していない。ノートテイクボランティアのみに大学から謝礼を出すことは適切ではないと考える。集中講義など、ノートテイクボランティアに依頼するには負担が大きい場合には、大学として外部団体に要約筆記者や手話通訳者の派遣を依頼する。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・具体的な内容

対応について、合意形成が図れた。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 支援学生

事例 No.111(聾)ノートテイクの申し出があったが制度化しなかった

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 受験時、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

入学後の学生生活において、ノートテイクを用意するよう依頼を受けた。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

入学後の学生生活において、ノートテイクを用意するよう依頼を受けたが、本学では制度化はしなかった。ただし、学生ボランティア募集において積極的に協力（募集に関する協力、消耗品を提供）する予定との説明を本人を交えて話し合い、合意形成を得た。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・ 支援体制

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

1 年間授業を受けた結果、本人からノートテイクの支援を要望する意見がでたため、ボランティアを募集ノートテイクをつけることとなった。

【参照】 同等の機会

事例 No.112(聾)ノートテイクの再申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：工学、2 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

事務窓口での対応

2.内容

聴覚障害学生のノートテイクをしてもらいたいとの申し出。

入学前の相談で、そのような対応は、出来ないので、個人の努力により解決してほしい旨、申し入れしていたにも関わらず、1年終了時点で、ノートテイクの要求をされた。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

ボランティア系部活動ならびに広く一般にボランティアを募り、対応できる授業に対してノートテイクのボランティアを派遣することとした。当初は、少ない時間数だけであったが、最終的にはほとんどの授業においてノートテイクをつけることができた。ボランティア学生には「学長表彰」にて顕彰した。

今回は1名だけであるので対応はできたが、数名同時に対しての対応はできなかったと思う。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.127(聾)手話通訳者や、同時通訳用機材導入の申し出

【事例が起きた時期】 過去5年以内

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】 学科（専攻）:工学、大学院、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、式典、行事、説明会、シンポジウムへの参加

2.内容

- ・授業や学会等へ参加する際の、手話通訳者や同時通訳が可能な機材等の導入の希望。
- ・他大学の講義等への参加希望。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、その他(学生が所属する専攻の事務)

2.対応内容

可能な限り本人が希望する授業・学会等へ参加の際は手話通訳者や同時通訳が可能な機材等の導入をするようにしているが、予算上の都合により、全ての対応は難しい。本人から要望が出される毎に本人と所属専攻の事務で合意形成のための話し合いを行っている。現在は、卒業までにどれくらいの経済的な支援が必要か本人に算定してもらっている。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(費用・負担の程度、財政・財務状況)
- ・予算

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 過重な負担

事例 No.135(聾、難聴)入学後の授業支援についての相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、受験時、聴覚・言語障害（聾、難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

入学して、授業を受けることが出来るか、という相談。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

対応できることを伝え、本学の状況でも良ければ入学してくださいと伝える。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・支援体制
- ・その他
- ・具体的な内容

ノートテイク制度や筆談する為の道具等を準備して対応。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.154(聾)必修科目履修困難のため代替案の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、1 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

必修科目の中に、英語でのオーラルコミュニケーションを行なう授業がある。当該学生はメインのコミュニケーションは手話・筆談であり、また、発話は困難なため、代替方法として手話（ASL）での受講ができないか相談を受けた。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、その他（具体的な部門名は非公表）

2.対応内容

当該学生の希望（ASL での受講）や支援室からの提案（筆談を含むトータルコミュニケーションでの受講）を科目設置担当部署に伝えたところ、本科目の評価基準はオーラルコミュニケーションのみでしか設定されていないため、その他のコミュニケーション手段では評価ができない、とのことであった。そのため、オーラルコミュニケーションではなく、ライティングで行なう科目への振り替えを提案され、当該学生はライティングの授業を履修することになった。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】 本質の可視化

事例 No.181(聾)PC ノートテイク希望の申し出

【事例が起きた時期】 平成 28 年度、過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:非公表、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

授業時に PC ノートテイクを希望

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署

2.対応内容

PC ノートテイク養成講座を開催し、学内で支援できる学生を育成しつつ、人的資源の不足によりノートテイクを配置できない授業では、筆記で授業内での指示等を伝える学習サポーターを配置した。

【学生等の反応】

通常の授業では問題ないが、講演会等通常より情報量が多い場合の対応が不十分であったり、支援を行なう学生が交通機関の遅延等により急に来られなくなった場合の代替要員の配置が難しい状況である。

【その後の経過】

ノートテイク養成講座の回数を増やし、支援学生を増やす努力をしている。

【参照】 支援学生

事例 No.204(聾)教員免許に必要な「介護等体験」に参加できる体制整備を申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:自然科学、2 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

中学校教諭免許状取得に必要な「介護等体験」について、障害を有する学生より、免除規定に関わらず健常者と同じく特別支援学校及び社会福祉施設での体験実施の申し出があった。

※「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（介護等体験特例法）第二条第三項に「身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、介護等の体験を要しないこと」の免除規定あり。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）、その他(教育委員会)

2.対応内容

本件について、教育委員会に相談した結果、「介護等体験」を担当する受入先学校並びに施設における高度難聴者の受入体制が十分に整っていないであろうことを鑑み、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（介護等体験特例法）第二条第三項「身体上の障害により介護等の体験を行なう

ことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、介護等の体験を要しないこと」の免除規定を適用し、当該学生の体験参加を免除するように指示があった。そのため当該学生に対して先の趣旨を丁寧に説明し、本人了承のもとで体験参加を見送った。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

当該学生及び障害学生支援部署より、以後同様のケースが生じた場合は免除規定に関わらず体験に参加できる体制を整備して欲しい旨の要望があがり、今後の課題とすることとなった。

【参照】 同等の機会 本質的な変更 相談体制の整備

事例 No.206(聾)AO 入試時の情報保障の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、受験時、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

本人が AO 入試での受験を希望。試験では教員からの講義の要約とグループディスカッションが課されるため、講義ではパソコンテイク、グループディスカッションでは手話通訳による情報保障を希望。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

本人からの配慮要請を受けて、障害学生教育支援担当部署と入試担当部署で配慮実施の可否について検討。手話通訳等の情報保障が難しい場合の代替手段についても説明。AO 入試については、学部主導で実施をする入試のため、本人が希望している学部の AO 入試担当委員(教員)を交えて協議。その後、担当委員から学部長へ上申し、学部での判断に委ねた。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため
- ・過重な負担となるため(事務・事業への影響の程度)
- ・その他
- ・具体的な内容

協議を踏まえ、学部としては対応できない旨が障害学生教育支援部署および入試担当部署へ報告がなされる。理由としては、「グループディスカッションという方法をとっており、その様子を観察し評価を付けている。情報保障において、手話通訳がタイムラグが少ないとはいえ、他の受験生としては、ただでさえ初めて顔を合わせる受験生であり、通訳を付けた状態でのグループディスカッション経験がないことが予想される。そのような状況で、もし、『手話通訳のせいで不合格になった』と言われた時に、説明のしようがない」とのこと。

【学生等の反応】

一度、そのような報告がなされたが、本人が受験志願をしていなかったため、志願があった段階で、再度相談をする方向になったが、結局本人から「AO 入試は内容が難しいため、他の方法で受験をする」と受験辞退の連絡があり、配慮の実施には至らなかった。

【その後の経過】

その後、推薦入試で本学を受験したが、不合格となった。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.208(聾)手話通訳・ノートテイク手配の要望

【事例が起きた時期】6 年以上前

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】1 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

授業・研究指導、式典、行事、説明会、シンポジウムへの参加、学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2. 内容

- ・ 入学式での手話通訳手配
- ・ 授業での手話通訳手配
- ・ ノートテイク手配
- ・ アパート契約にかかる不動産業者との連絡・立ち合い

【学校の対応】

1. 関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）

2. 対応内容

障害学生サポート委員会担当教員と学生課員とで、筆談にて学生の要望をその都度丁寧に聞き取り、ノートテイクの手配や、外部団体への手話通訳依頼の手続きを取り、授業保障を行なった。

【学生等の反応】

学内の相談機関または教職員に相談した。

入学前から保護者とお会いして状況を聞くことで、大学生活を送る上での要望等を事前に大学・保護者間で理解を深めるよう努めた。

当該学生からはメールで要望や意見を聞いて、常日頃からできる限りの対応をした。

【その後の経過】

事例の学生以前の聴覚障害学生支援においては、学生のノートテイクのみの対応であったが、初めて手話通訳者の派遣を外部団体に依頼し、そのための予算の確保等を行った。

【参照】 同等の機会

事例 No.211(聾)入学から卒業まで本人と合意形成のための話し合いを実施し、支援体制を整備

【事例が起きた時期】 6 年以上前

【事例が起きた学校】 公立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:農学、受験時、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、実習、フィールドワーク等

2.内容

（入学前の打ち合わせにおける保護者、本人からの要望・相談内容）

- ・ 教員によるコーディネーター、事務局の担当者、外部の手話通訳やノートテイクが連携し、サポート体制を整えていただけるとありがたい。
- ・ パワーポイントやアウトラインを記した資料を事前に貰えると、授業の流れを予習できる。
- ・ 小講義でノートテイクをつけられない場合、授業についていくため、できれば事前に詳しい資料をいただきたい。その日の講義の目的・概要なども、可能であれば記してほしい。
- ・ 講義中、資料を指さしながら進行具合を示してもらえると助かる。
- ・ 入学当初は保護者が一緒に通学するが、「手話通訳者」として認識し周囲にも紹介してほしい。
- ・ 学生や教員には聴覚障害があることを紹介してもらいたい。聞こえないため気付かないことが多いので、学内で声をかけたり一緒に教室移動したりしてくれる友人等がいると助かる。
- ・ 用がある時は、肩を叩いて、そちらに顔を向かせてから唇が読めるように、あるいは、手話で話しかけて欲しい。込み入った話は筆談でお願いしたい。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

- ・学内委員会における学生対応の協議
- ・入学決定後の学生との合意形成のための話し合い
- ・入学後の担当教員との面談（入学当初は定期的には実施していたが、2 学期以降は必要に応じて実施）

3.日常的な支援

- ・障害学生支援コーディネーターの組織（所属学科教員による支援組織）
- ・学生サポート隊の組織（講習を受けた学生によるノートテイクを実施。実験・実習科目についてはティーチング・アシスタント兼ノートテイカーとして支援にあたった。）
- ・教員による講義、試験のサポート（板書、資料配布等）
- ・筆談用の磁気式ボードの購入

4.必要に応じての対応

- ・入学式、卒論発表会等への手話通訳者の派遣（県障害福祉課へ派遣を依頼）

【理由、原因等】※学校の回答

- ・具体的な内容

学内の支援組織を立ち上げ、面談等を行ないながら卒業までの日常的な支援体制を整えていった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

- ・当該学生は学部卒業後、大学院博士前期課程へ進学し、就職した。
- ・学内の支援体制としては、障害学生支援コーディネーター（教員）、学生サポート隊の組織、学外機関への協力体制等が整備された。

【参照】相談体制の整備

事例 No.215(聾)教科書・講義内容及び手話通訳等の支援体制について

【事例が起きた時期】6 年以上前

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、1 年次、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

特別支援学校の教員になろうと思っていたが教科書及び講義内容が聾者を差別視している。在学に耐えられない。手話通訳（日本手話）等の支援体制ができていない。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

ゼミ担当教員は、講義内容や支援体制の不満に対して、すぐには解決しないことを伝え、退学という結論はもう少し先において一緒に考えていくよう勧めた。学生相談室でも退学に関してもう少し時間をかけてはとアドバイスした。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため(費用・負担の程度)
- ・教職員の理解
- ・予算
- ・具体的な内容

講義の内容についてすぐに変えることは不可能である。また、手話通訳も希望する学生のすべての授業につけるのは、予算の都合上困難であると判断されたため学生の要望には応えられなかった。

【学生等の反応】

- ・不登校、休学、退学等

大学に対する不満が大きく、退学の意志が強かった。

【参照】本質的な変更 過重な負担

事例 No.224(聾)外国語科目のリスニング・スピーキングにおける学習支援について

【事例が起きた時期】6年以上前

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、受験時、聴覚・言語障害（聾）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

2010年10月中旬、入学試験出願と前後して本人より障害学生支援担当部署に連絡があった。「文系学部を受験希望。聴覚障害のためリスニングが難しい。外国語科目においてどのような支援が可能か？」と問い合わせがあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

本人のコミュニケーションの状況(普段のコミュニケーションは口話であること、手話は不可能であること、スピーキングは経験がないのでどこまで可能かわからないこ

と)を踏まえ、障害学生支援担当部署、当該学部事務室、学科主任教員等で対応を協議。その結果、学部はリスニングやスピーキングはカリキュラム上避けて通れないものであり、代替措置等の個別支援は不可能と判断。障害学生支援担当部署は本人に対して上記の学部の判断を伝えるとともに、一度来学し実際に教員とやり取りをしてみるなかで、リスニングやスピーキングにどこまで対応できるかを自ら判断することを提案。その後、本人は受験を断念した。

【理由、原因等】※学校の回答

教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

・具体的な内容

リスニングやスピーキング以外の手段で学ぶということでは、学部の教育目標の到達を保障できないと、学部が判断したため。

【学生等の反応】

「受験を諦める」との保護者からの連絡以後、本件については特に本人・保護者・学外機関等からの相談や問い合わせを受けていない。

【その後の経過】

語学のリスニングやスピーキングが教育目標ではない他の学部を受験し入学した。

【参照】同等の機会 本質的な変更 本質の可視化

聴覚・言語障害（難聴）

事例 No.5(難聴)読唇による授業理解について相談

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、3 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、事務窓口での対応

2.内容

この学生は、話し手の口元を確認しなければ内容が理解できないため、事前に大学から授業担当者に「できるだけ正面を向き、はっきり、ゆっくり話してほしい」という内容の支援協力文書を渡していた。しかし、チューターを付けても理解ができない授業がいくつかあり、学生が学生課に相談したが、対応に不十分な点があり、対応の遅さ等を保健室に相談した。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、保健管理センター等

2.対応内容

保健室からの連絡で、学生課と教務課で状況を確認し、早急に対応策を検討した。
授業担当者に相談の上、学生、授業担当者、教務課で面談を実施した。チューターの手配と授業後の授業担当者による補講等に対応。その後学生との面談で授業の理解に関する不安が解消したことを確認した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

来校した母親にこれまでのことを報告し、対応に納得してもらった。

【その後の経過】

障害の程度が重くない学生でも、悩みをため込む前に相談ができるよう定期的に出欠の確認や声がけをすること必要である。

【参照】 モニタリング

事例 No.9(難聴)入学時に補聴器を装着しているとの報告を受けた

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、事務窓口での対応

2.内容

入学時に学生及び保証人から難聴のため補聴器を装着しているとの報告を受けた。

【学校の対応】

1.関わった部署

害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学部の関係者を中心に協議し、授業は講義室の前列・中央での受講を薦め、本人と親しい同級生に協力を依頼する等の支援体制をとった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

担任や同級生の理解と支援を得ながら、順調に学生生活を送っている。

【参照】 心のバリアフリー

事例 No.38(難聴)ノートテイク申し出に音声認識ソフトで対応

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、2 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

授業について、教科書・黒板での授業では理解に問題はないが、講義では理解できないことが多いと本人から支援担当部署に申し出があった。ノートテイクを希望。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、 学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

申し出を受けて、キャンパスライフ委員会で話し合いを行なった。音声認識ソフト導入を検討。数名の教員の協力の下、平成 28 年 1 月から平成 28 年 5 月に音声認識ソフトのトライアルを行なった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・施設・設備
- ・具体的な内容

教員の協力の下、講義で使用するが漢字の誤変換が多く、1 回目の使用後、本人は「使いにくい」と話した。その後、表示をすべて「ひらがな」に変えて試したが、誤変換は改善されず、性能不足により対応できなかった。また、ノートテイク要請やマネジメントの対応ができなかった。

【学生等の反応】

- ・不服、不満の申し立てがあった。

誤変換に対し、ひらがな表示に変更し工夫したが、性能不足により対応できず本人の不満に繋がった。トライアル期間中は利用を継続したが、期間終了後は、その他の、アプリの使用を勧めるも支援継続を望まなかった。

【参照】建設的対話 モニタリング

事例 No.69(難聴)入学式に手話通訳をつけてほしいとの申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:農学、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業、式典、行事、説明会への参加

2.内容

入学式に手話通訳などの情報保障についての申し出が学生の父母及び出身聾学校からあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、入学式担当部署（学務課）、学科長

2.対応内容

入学前に本人、出身聾学校の担任教諭及び教務主任が来校し、本人の障害（難聴）について話し合いを行なった。また、本人と保護者とも同趣旨のことを学校側とで話し合いを行なった。話し合いの結果、本人は普段補聴器を付けているが、入学式については、席を前の席にし、事務担当者が進行のサポートを行なうことで合意し、その他の行事及び授業については、席が聞こえやすく、口元がよく見える席に座る等の配慮をすること。授業の資料は、なるべく目に見える形にして提供し、できるだけノートテイク（学生数人による有償）を付けることで合意した。また、その合意内容を学科の各授業担当教員へ情報共有し、配慮願うよう依頼した。

【理由、原因等】※学校の回答

・具体的な内容

学生によりノートテイクが不足し、一部ノートテイクの対応ができなかった。

【参照】建設的対話

事例 No.70(難聴)最前列での受講、教員の口元が見えるよう配慮を申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

入学式後、聴覚障害があるとの申し出があり支援の要望を聞き取った。

読唇が可能であるため、最前列での受講、教員の口元が見えるよう配慮してほしいとの要望を受けた。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署

2.対応内容

聴覚障害学生からの要望を聞き取り、必要な配慮事項を履修科目の担当教員に文書で配付した。また、語学のリスニングテストについては、別形式の試験で評価をしてもらえるように依頼し、記述式での評価を行なった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.71(難聴)講義の際に専用マイクの使用を申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:工学、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

本人から難聴のため、専用のマイクを教員に使用してほしい旨の申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署

2.対応内容

申し出があった学生が受講する授業担当教員へ事情を説明し、専用マイクを使用することで対応した。

【その後の経過】

その後、問題なく修学を継続している。

【参照】 同等の機会

事例 No.78(難聴)授業中の指名について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:教育、2 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、その他

2.内容

英語の授業で他の学生は指名をされているにもかかわらず、聴覚障害があるということを理由に指名されず、悔しい思いをしたと申し出があった。授業担当教員には配

慮依頼文書を配布しているため、担当教員はおそらく配慮のつもりでそのような対応をしたかもしれないが、学生本人は不快な思いをし、実際は配慮ではなく不当な扱いとなった。学生本人は、不服を担当教員に申し出たときの反応を恐れ直接申し出ることができなかった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署

2.対応内容

- ・障害学生支援室担当教員への報告。
- ・ファカルティ・ディベロップメント研修での理解・啓発。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教職員の理解
- ・具体的な内容

授業担当教員が所属する講座からなかなか理解が得られず、ファカルティ・ディベロップメント研修会でも今回のような例を取り上げて理解・啓発を促しているが、本人の参加がない。

【学生等の反応】

学生本人は納得していないが、その後も授業を履修した。

次年度同じ対応があった際には、再度担当教員に理解を求めようとしていたが、次年度は講義の形式が代わりそのような場面がなかった。

【その後の経過】

今後もこのようなことがないようにファカルティ・ディベロップメント研修会等で理解を求めている。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.79(難聴)字幕のない映像を授業で使用

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科(専攻):教育、1年次、聴覚・言語障害(難聴)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、その他

2.内容

学生本人から映像への字幕が必要と申請があり、授業担当教員にも配慮依頼文書を配布し、あわせて映像への字幕付け依頼も行なっていた。しかし、先生方も授業の準備期間によっては、字幕のない映像を流すことがあり、その際学生本人から授業担当

教員へ字幕付けの依頼を再度お願いするも、字幕のない映像を流されることが何度かあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署

2.対応内容

学生本人に授業の様子や授業担当教員への伝え方を確認。

【理由、原因等】※学校の回答

・具体的な内容

今回は、学生が何度も授業担当教員へお願いしたことにより、映像への字幕をつけることができた。

しかし、他の講義に関しては、まだまだ理解が得られていない状況。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している。

【その後の経過】

今後、教職員の理解啓発をより一層深めていくことはもちろんだが、学生が教職員へお願いする際の伝え方等も確認が必要だと感じた。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.84(難聴)講義内容の記録を提供してほしいと申し出(保健)

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、事務窓口での対応

2.内容

講義内容が聴き取れないため、講義内容の記録（講義ノートの作成）を提供してほしいと申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

ノートテイカーを特定の授業に配備した。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.85(難聴)講義内容の記録を提供してほしいと申し出(工学)

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:工学、3 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導 事務窓口での対応

2.内容

講義内容が聴き取れないため、講義内容の記録（講義ノートの作成）を提供してほしいと申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

ノートテイカーを特定の授業に配備した。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.93(難聴)修学途中で障害を負ったため、免許・資格取得を断念

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】 学科（専攻）:教育、2 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、実習、フィールドワーク等

2.内容

修学中、突発性難聴を発症し両側高度感音性難聴と診断され、補聴器を使用しても会話の聞きとりが困難であった。

本人及び母親より免許、資格の取得は望まないが、できれば卒業したい旨、相談があり学修上の配慮事項について学内で検討し対応した。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、保健管理センター等

2.対応内容

本人及び母親、教務部長、クラス担任、保健管理担当者と協議し、受講科目の教員へ講義資料または、レジュメの提示を依頼した。また、グループワーク、グループ発表等を全体で行なうことは可能だが、学生の個人発表は避けるよう説明した。学生間のノートテイクも活用したが、担当学生の負担が大きかった。

障害者手帳の申請及び、障害者雇用に関する資料を提供し、就業支援もスムーズに行なえ、地元自治体へ公務員として就職することができた。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(費用・負担の程度 財政・財務状況)
- ・施設・設備、教職員の理解、支援体制、支援学生の確保
- ・具体的な内容

受講科目が同じ学生にノートテイクを依頼していたが、相互に気遣いが多く遠慮から十分に意見を伝えることがむずかしい状況があった。

専任のノートテイカーやパソコンテイカーの依頼は費用面や設備面から困難なため、授業担当教員の対応に依存する面が多くみられた。

【学生等の反応】

定期的に本人及び母親、教務部長、クラス担任、保健管理担当者が面談し学生本人の意見聴取に努めた。

病状変化に伴う苦悩、不安等の訴えも聞かれたがクラスメイトと共に卒業、就職することができ、安心された様子であった。

【その後の経過】

配慮が必要な学生を早期に発見できるよう、教務部長、学生部長、カウンセラー、養護職員との意見交換の場を設定した。今後、定期開催ができるよう検討している。

【参照】相談体制の整備

事例 No.106(難聴)申し出以外の配慮の必要性を予測し対応

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】学科(専攻):教育、聴覚・言語障害(難聴)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

入試前に難聴があることについて相談があったが、受験時の配慮希望はなく同じ基準で試験を実施し合格した。普通高校から聴覚特別支援学校の高等部専攻科に進学しており、入学までに障害者手帳取得予定であるが、入学後の配慮の申し出は高校時代

と同じ、座席配慮（一番前）のみであった。

受け入れにあたって、さらに配慮が必要になることが予測されたため、入学前に学生相談担当教員として、在籍する聴覚特別支援学校の先生と連携をとり、大教室での授業、字幕のない視聴覚教材等を体験してもらい、困り感を聴取した。高校にも見学に行き話し合いを積み重ね、必要になると思われる授業保障の方法や支援内容を検討した。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試部署、学生相談部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等）、その他(パソコン通訳サークル業務委託)

2.対応内容

はじめての聴覚障害学生の受け入れであったので、学長に相談し、JASSO の拠点校に学内研修を依頼し、教職員への理解啓発につとめた。入学までに障害学生支援ができる部署を立ち上げ、規程を作成した。また本人・保護者に支援方法を提案し体験してもらい、新しくできる障害学生支援部署に支援を依頼してもらう形をとった。

具体的には、パソコン通訳サークルと業務委託し、大教室での授業のノートテイクを事前に依頼し、授業開始後は本人から申し出があった授業について追加依頼した。講堂ではマイクをもう 1 本たて、本人の近くにスピーカーをおいたり、視聴覚教材に字幕をつける仕組みを整えた。また、授業担当者には、グループディスカッションではとなりのグループと距離をとる、話者を明確にするなど配慮依頼を行ない、対応してもらった。

【理由、原因等】※学校の回答

入学前からの申し出である座席配慮に関しては合意形成できた。また、その他についても、必要な支援を順次整え、提供できたと考えている。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

障害学生サポート窓口での対応の中でも、卒業時ゼミ担当者が聴取した内容からも、満足いく学生生活であったことが本人・保護者から伝えられ、教授会でも報告がなされた。

【その後の経過】

最初は、普通に入学したのだから特別な配慮はいらないと教職員の理解が得られなかったが、聴覚障害についての理解や学生・保護者の話し合いに基づいて必要な支援について伝え続けることで、教職員の障害学生に対する理解が深まり、授業改善に対する意識も向上した。同じ土俵にのるための耳代わりの支援はする必要があるけれども、成績評価の基準は変えないなど、障害学生支援のための基礎的環境整備ができたと考えている。

事例 No.121(難聴)ノートテイクの実施について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】 受験時、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

・受験

生まれつき難聴であり、早口では判りづらいが、ある程度は聞き取れる。父母の方針で小学校から特別支援学校には行かず普通学校で過ごしてきたため、受験前に、保護者より受けるべきか（受け入れてもらえるか）相談があった。

試験時の口頭試問で、質問がある程度理解出来ていると判断が出来る対応であったため、学科教員間で協議した結果、受け入れ可能と判断した。

保護者面談では、ハンディを乗り越えて勉学する、勉学させる意思は強固かどうか、勉学に対し家庭の協力が得られるかどうかの意思確認を行なった。大学側としては協力出来ることは実施するが十分には出来ない可能性もあることを伝えたが、本人に努力させる、さらに厳しく鍛えて欲しいと、保護者より要望が有った。この結果を受け、合格の方向で進めることとした。

【学校の対応】

・出身高校の進路指導担当者及び担任と面談

高校での様子のヒアリングを行なった。本人は特別支援学校には行かず普通学校で頑張ってきた、大学においても頑張ってくれると考えているが何か支援が必要な場合には相談に乗るとのことだった。

・リメディアル教育

1 年生ではリメディアル教育の対象となり、担当教員が丁寧なフォローを実施しており、本人の現状の勉学レベルを把握して日常の勉学に対する支援も実施した。

・ノートテイク

他学年の学生の協力を得たノートテイクによる支援を提案し実施した。本人は感謝していたが、概してノートテイクを実施した科目の成績はあまり芳しくなく、やはり「頼る」傾向が出てきていることが判明し、その結果 3 年生以後はノートテイクは実施していない。

・座席

入学後、難聴を配慮し席を最前列にしていたが本人からの要望により普通の席に戻

した。(最前列でも後ろの席でも聞こえにくさは変わらないが、黒板等が見えにくいことの改善になるため。)

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

最近は勉学に積極性が出てきており、質問要望を述べるようになってきた。本来の明るい性格から、適宜、同級生がフォローに入ってくれている。正確なコミュニケーションをとる手段としてメモを常に持参し、不明な点は筆記で内容理解を進めている。

男性教員の声が聞き取りにくいと、男性教員はゆっくりかつ明確に話すことを心がける必要があり、学科会議等で要望している。授業においては、自律的に授業を受ける姿勢が重要であり、自力で勉学に立ち向かえる努力が必要なことを説明し理解を得た(保護者もノートテイクした科目の成績が良くないことを理解していた。)。今後とも自立して勉学するためのチャレンジが必要でゼミでもその方向で指導する旨を説明し保護者の理解を得た。

特にパソコン操作は今後の就活においては重要になってくるため、卒業までに一通り使用できる状態に持っていきたい旨、保護者に伝え了解を得た。本人はハンディを背負っているが就職活動については今以上に努力が必要であることを認識してもらった。障害者枠でのチャレンジが必要と考えていることも説明をし理解を得た(保護者は聴覚障害は障害者枠の中でも厳しいと考えていることも判った。)。本人が努力するための援助はすることの説明をした。

【参照】社会モデル

事例 No.131(難聴)パソコンテイクの申し出への対応について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科(専攻):工学、1 年次、聴覚・言語障害(難聴)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

- ・ノートテイク、できればパソコンテイクによる支援をしてほしい。
- ・高等学校の時には自身の FM マイクを使用していたので、併用して使いたい。
- ・安全上の注意事項や実験に対する理解不足が生じる恐れがあるため、必須の実習科目に TA(実習補助者)を配置してほしい。
- ・DVD などの視聴覚教材の使用する場合は、すべての資料に文字起こしをしてほしい。
- ・語学の授業では聞き取りにくいので、読み方にカタカナをふってほしい。また文法

についても聞くだけではなく配布資料等による情報提供がほしい。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署

2.対応内容

- ・ 手書きによるノートテイク支援
- ・ FM マイクの使用
- ・ 実習科目における TA の配置
- ・ 配慮依頼書による教員への修学上の配慮・支援についての通知
- ・ 資料の事前配付や板書を増やす等の視覚的な情報提供（教員への依頼）
- ・ DVD 等の教材を使用する際は、字幕付きの教材を選ぶなど、可能な限り音声情報から文字情報への置き換え（もし映像等に字幕がついていない場合は、事前に文字起こしをしておく）

【理由、原因等】※学校の回答

- ・ 過重な負担となるため(費用・負担の程度)
- ・ 支援体制、支援学生の確保、予算
- ・ 具体的な内容

相談を受けた段階で、その時大学として支援できる事例を挙げ、相互の妥協点を探ることができるように随時話し合いの場を設けた。

(例)

希望：パソコンテイクをしてほしい。

大学からの説明：現在パソコンテイクするためのパソコンがなく、その人材がいない。
今後導入を予定している。

代替としての支援：手書きによるノートテイクの実施

【学生等の反応】

- ・ 納得して、修学している

【その後の経過】

過去に聴覚障害のある学生の受入はあったが、支援実績はなかったため、当該学生からの相談を受けてから対応することが多く、支援開始までに時間がかかってしまった。

(例) ノートテイク（在学している学生によるサポートスタッフ）の人材不足、学生サポートスタッフ同士の連絡体制など

その後パソコンテイク用の PC 及び FM マイクの購入し、平成 27 年度からパソコンテイクに移行、FM マイクは当該学生に貸出中としている。また学生サポートスタッフについては、支援開始時は被支援学生がノートテイカーの手配等のコーディネートを行っていたが、現在はメーリングリストにより学生サポートスタッフ同士で連絡を行なっている。

【参照】建設的対話

事例 No.134(難聴)映像視聴授業でのビデオ貸し出しについて

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、2 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

難聴の学生が履修している科目で映像の視聴があり、文字起こし支援のため映像を借りたいと学生本人が教員に依頼したが「古いビデオで、無事に返してもらえるか不安だから貸せない」と断られた。文字起こしができないなら、パソコンテイク支援を受けたいと思い、テイク調整のため具体的にいつ見るか尋ねたが「予定は未定」と言われ、大まかな予定しかわからず困っている、と障害学生支援担当者へ相談に来た。普段は FM 補聴器で聞き取り可能な科目のため、映像を見る数回のみ文字起こしあるいはパソコンテイク支援をする予定だった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、その他(支援学生(パソコンテイク担当))

2.対応内容

障害学生支援担当職員から教員に相談するも「もう断りました」と言われ、映像は過去のテレビ放送を録画した私物で「古いビデオなので作業中にテープを巻き込んで使えなくなると困るため貸せない」と同じ返事だった。映像の詳細や他に資料があるか尋ねると、「10 分程度、面接やインタビュー場面の映像で、(テープを貸せない代わりに)関連する新聞記事と簡単な逐語録を配付して支援する」とのこと。

その後「次週映像を見る」と授業内で予告いただき、障害学生がテイクを調整してテイク支援を行なったが、授業後に「やはりパソコンテイクは難しいのではないかと、別の配付資料で補えばよい、(視聴途中で PC 画面を見ずに)専門職員の細かい動作まで見逃さずにビデオに注目してほしい」と言われた。別の学生から、後で泣いているのを見たとき情報があり本人に話を聞くと、ビデオ内の会話が聞き取りづらく、テイクの必要性を感じているのに否定されたとの印象を受けていた。教員の意図(細かい動作に注目)は理解できるが、言い方がショックだったとのこと。以前の障害学生支援担当(障害学生支援委員である教員)に今までの例を尋ねて今後の対応を検討した。障害学生は映像が流れている間は見ることに集中し、同時にテイクはパソコンテイクを行なう。

テイクした文章を確認するのは映像を見終わってからと決め、担当教員の意向を尊重しながらできるだけ多くの正確な情報が提供できると説明した。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教職員の理解
- ・具体的な内容

テレビ等の映像は一人が話す授業とは違い、パソコンテイクで支援するのは難しい。文字起こしは、事前に音声データを文字化するため確実な支援となり合理的配慮だと言えるが、音声情報を正しく理解するよりも映像の細かい部分をよく「見て」ほしいという教員の意図が始めは伝わらなかった。ビデオ視聴後に教員が「言葉だけで伝わらない細かい部分もある。ビデオを見て学んで、実習に行った際になるほど、と感じてほしい」と話したことで当該学生も理解でき、納得した。ビデオを貸せない理由だけでなく授業でビデオを見せる意図を伝えていただけたら、学生がショックを受けることを避けられたかもしれない。

【学生等の反応】

始めの依頼時に言われた「返してもらえるか不安だからビデオは貸さない」という先生の言葉は、大きなショックだったようだ。本人はわかってもらおうと熱心に説明したが断られ、聞く耳をもたないような印象を受けていた。

視聴後に教員の話を聞いてビデオを見る意図も頭では理解していたが、障害によって必要とする支援を提供してもらえないことが、授業内容の理解を深めたいと考えている自分を理解してもらえていないのだと感じ、気持ちの上で納得できなかった。授業内で傾聴・他者理解を勉強しているのに……、と精一杯支援してくれるテイクカーに失礼だと怒りもしたが、「先生は以前から私のことをよく考えてくださっていて」と話す場面もあった。担当職員と面談する中で気持ちの整理がつき、教員の意図が理解できた。当日の支援については、PC テイクで可能な限りの支援を受けられたことに感謝していた。

【その後の経過】

翌週も映像視聴が予告されたが、「テイクなしでがんばって見たらなんとかなりました」と本人から報告を受けた。その後は、学年が上がるにつれて授業形態が変わり、パソコンテイクや文字起こし支援も不要となった。

【参照】建設的対話 本質の可視化

事例 No.140(難聴)手話通訳・ノートテイク等の情報保障の申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、実習、フィールドワーク等

2.内容

手話通訳やノートテイクなどの情報保障

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

- ・ 手話通訳者の配置（学生の居住自治体、出身特別支援学校の教諭や保護者会による補助）
- ・ 学内教員に対する授業対応に関する依頼文書の配付（一斉配付のほか受講科目の担当教員向け、卒業まで毎学期はじめに別途配付）
- ・ 外国語科目の単位代替に関する対応
- ・ ノートテイク養成講座の実施
- ・ 学生アルバイトのノートテイクによる授業の情報保障（他大学学生によるものも含む）
- ・ 実習科目における補助学生の配置
- ・ 本人、（出身の）特別支援学校教諭、本学教員・職員による問題点および対応策に関する協議
- ・ （出身の）特別支援学校教諭による健聴学生に対する啓蒙活動
- ・ 卒業時アンケートの実施（障害学生、ノートテイクアルバイト学生を対象）

【理由、原因等】※学校の回答

- ・ 支援学生の確保
- ・ 具体的な内容

希望するすべての授業にノートテイクをつけることはできなかった。

【学生等の反応】

- ・ 納得して、問題なく修学している

【参照】 引継ぎの円滑化 社会資源の活用 支援学生

事例 No.166(難聴)外部団体のノートテイク希望の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】 学科（専攻）:家政、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

ノートテイクの利用希望（外部団体へ依頼）

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

指導教員へノートテイクの希望相談があり、指導教員と保健室職員とで配慮の内容を本人と確認後、学校として、関係部署にて協議を行ない、ノートテイクの外部委託を実施。（予算、科目ごとのノートテイクの必要有無等を協議のうえ決定）講義室での座席の確保、資料手配等を行なった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

単位を修得し、卒業している。

【参照】社会資源の活用

事例 No.170(難聴) F Mマイク使用希望の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:芸術、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

入学前に保護者から、FMマイクを使用させてほしいとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）、入試担当部署、保健管理センター等

2.対応内容

FMマイクを使用している。また、授業によっては、教員がパワーポイント等の配付資料に、教員自身がメモを加えたものを当該学生に渡している。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】同等の機会

事例 No.185(難聴)

授業時のマイク使用及び聞き取りやすい側からの対面要望、また他学生に障害を知られないよう配慮

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

事務窓口での対応

2.内容

聴覚に障害がある。補聴器を用いずに受講できるが、周囲がざわついているとほとんど聞き取れなくなる。このため、可能な限りマイクを用いていただきたい。特に左耳が聞こえないので、グループ演習や実験などの際は、聞き取りやすい右耳側から対面するようにして話しかけて欲しい。なお、この障害のことは他の学生には知られたくない。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生指導委員長と事務を交えて面談。マイクの使用、右耳側から対面するようにして話しかけることも了承。事務から、履修科目の教員へ通知をした。

【学生等の反応】

- ・ 学内の相談機関または教職員に相談した

通年科目に、前期と後期で座席の並び順が変わる科目があり、前期はたまたま前方の当該学生にとって望ましい席であったが、後期は後方の席になってしまった。

本学生が、科目担当教員（非常勤）に相談したところ、「この学生は前の席に座ります」と授業内で担当教員が言ってしまう、皆に知られたくなかったので傷つき、泣きながら事務室に相談に来た。

【その後の経過】

教員によっては、学生の気持ちに関わらず、学生本人がクラスの他の学生にカミングアウトした方が、これからの学校生活や社会に出てからのことを考えると合理的と考える方もいるので、意識の統一が課題である。このことを受けて、「各々の学生の状況に応じた対応、個人情報保護の観点から情報の取扱いについても、十分配慮願いたい」旨の文章を付け加えて、科目担当者へ再依頼を行なうとともに、他の授業配慮願い出があった学生に関しても、同様な対応を行なった。通年科目においては、年度初めに依頼を行うだけではなく、後期授業開始前の適当な時期に、上記のことを踏まえたうえで、改めて依頼を行なうこととした。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.187(難聴)

入学時の申し出により外部委託の情報保障システム導入と学生ノートテイク団体を発足

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

入学時に聴覚の障害があると本人より申し出があったが、当時本学では障害学生を支援する団体が存在しておらず、即応できる環境が整っていなかった。学生の入学を受け、学生支援団体より有志を募り要約筆記のボランティアを発足し、講義内の情報保障に関わってもらった。テイクの学生に向け要約筆記の講座や勉強会なども積極的に開催し、技術の向上に努めたが一定の技術を保障するに至らず、障害学生への聞き取りを行なった際、個人の差が激しい、情報が適格に伝達されていないように感じる、字が荒くて読みづらいなどの不満・不服につながってしまう結果となった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、施設・設備担当部署

2.対応内容

障害学生が履修登録している科目において履修登録後初回の授業で外部委託している情報保障システムと学生ノートテイクの両方を設置し、障害学生にどちらの方法で情報保障を行なっていくかを選択してもらうシステムを取り入れた。情報保障における一定の技術保障のために学生テイクに向けた要約筆記や PC 要約講座、勉強会の開催なども継続して行なっている。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

今後障害学生が本学での履修を円滑に進めるために学生テイクの技術向上のための講座を再度開催し技術と意識の向上をねらっている。

【参照】支援学生

事例 No.191(難聴)希望するスポーツ科目の受講について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 公立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1. 場面等

授業・研究指導

2. 内容

入学時より、卒業必修科目であるスポーツ実技科目において、卓球とバレーボールの講義を受講したいとの希望があり、スポーツ実技科目を統括している教育部門と調整を行なったが、障害を理由に希望する科目での受講を断られた。

【学校の対応】

1. 関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2. 対応内容

対象学生より実技を履修したいとの希望を受けた当初より、教育部門及び教務課担当部署において調整が行なわれたが、教育部門から体制の不足等を理由に、聴覚障害学生の該当科目の受講が保留となった。対象学生が 2 年次に進級した時点で、受講の希望を確認し、入学当初の卓球とバレーボールの受講を希望している旨が確認できたため、再度教育部門との調整を行ない、対象学生に特別講義として「登山」の提供を行なう提案がなされた。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・教職員の理解
- ・具体的な内容

聴覚障害学生が受講を希望する実技科目について、科目履修経験のあるサポート学生の配置を行なったり、仕切板等を設置し、他との接触を可能な限り避ける配置等を提案したが、教育部門からの理解が得られなかった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

教育部門より提案があった「登山」での履修について説明を行なった後、本人から友人等と受講できないのであれば、スポーツ実技科目については、座学を履修すると連絡があり、現在に至る。

【参照】 不当な差別的取扱い 心のバリアフリー

事例 No.194(難聴)授業時のノートテイク補助の申し出について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

2.内容

授業時にノートテイクの補助を付けてほしい旨、受験時に相談があったが、当時は人力的余裕がなく、ノートテイクの補助はできないことを伝えた。

当該学生が入学する数年前まではノートテイクを行っていたことがあり、そのことを知った母親からクレームの電話が大学にあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生本人からは補助の要望は一切なかったが、できる限りの補助をしようと当該学生のために授業資料を事前配布したり、補習を行なったりしたが、当該学生は補習に出席してこなかった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(事務・事業への影響の程度、費用・負担の程度)
- ・支援体制、支援学生の確保

【学生等の反応】

- ・不登校、休学、退学等

【参照】同等の機会

事例 No.202(難聴)補聴器専用マイク使用依頼の申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

聴覚障害のため、専用の補聴器を作成している。

講義等を行なう教員に、講義用マイクとは別に補聴器専用のマイクの使用依頼が、本人よりクラス担任に申し込まれた。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

申し出を受け、クラス担任と本人との間で話し合いを行なった。

本人より、今まで使用していない補聴器であり、聞き取りにくさがあると不満が寄せられた。

申し出に対する支援として、講義を受け持つ教員が補聴器専用マイクを使用し、講義中に聞き取りが出来ているか、随時確認をしながら講義を進めていくことになった。

クラス担任より、学務課及び健康管理センターへ報告があった。

【理由、原因等】※学校の回答

教職員への周知が出来た。

本人より、専用の補聴器は使いづらいので使用しないとの報告があり、当該学生の座席を教室前方に配置することで解決することができた。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】モニタリング

事例 No.212(難聴)ノートテイクの配置、試験時の配慮等の要望

【事例が起きた時期】6年以上前

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

- ・全ての科目での要約筆記者（ノートテイク）の配置
- ・ビデオ授業の時の字幕や教材の配慮

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

- ・要約筆記者の研修開始、要約筆記者の登録等のシステム化
- ・試験実施時の合理的配慮（例えば、すべての漢字にルビをふった）
- ・教職員対象の障害者への対応方法の研修

【理由、原因等】※学校の回答

- ・支援学生の確保
- ・具体的な内容

全ての科目に要約筆記者の配置は困難であった。

【参照】支援学生

事例紹介（肢体不自由）

肢体不自由（上肢機能障害）

事例 No.44(上肢機能障害)実技科目（体育・音楽）の講義時の配慮申し出

肢体不自由（下肢機能障害）

事例 No.7(下肢機能障害)正課、課外活動に必要な施設改修

事例 No.47(下肢機能障害)机・椅子が固定された教室での車椅子対応座席の問題点

事例 No.68(下肢機能障害)車椅子用の座席を後ろに配置

事例 No.83(下肢機能障害)施設改修、スクールバス・自家用車の利用に関する申し出

事例 No.88(下肢機能障害)入学後の修学や生活に対応できるかについて相談

事例 No.105(下肢機能障害)エレベーター乗降口が狭く車椅子同士が衝突転倒

事例 No.130(下肢機能障害)体育実技試験練習での出来事

事例 No.189(下肢機能障害)降雪時の構内車椅子移動及び図書館呼び出しブザーについて

事例 No.199(下肢機能障害)自動車通学の許可及び校内駐車場確保の申し出

事例 No.200(下肢機能障害)原動機付自転車通学の許可と校内の駐輪場の確保の申し出

事例 No.218(下肢機能障害)複数キャンパスを利用する学生からの、手すり未設置キャンパスに対する改善要望

肢体不自由（上下肢機能障害）

事例 No.1(上下肢機能障害)専用机・椅子、トイレ介助、専用ロッカー設置等

事例 No.23(上下肢機能障害)トイレの改修、段差・スロープの確認等の申し出

事例 No.25(上下肢機能障害)トイレ介助について男性職員の支援を申し出

事例 No.52(上下肢機能障害)専属・直接雇用の男性介助者による介助を申し出

事例 No.72(上下肢機能障害)エレベーターのない施設 2 階での授業履修について

事例 No.98(上下肢機能障害)入寮に際し学生寮の施設面が十分でない

事例 No.115(上下肢機能障害)トイレにベッド設置の申し出があったが長机で対応

事例 No.122(上下肢機能障害)センター試験に準じた試験時間延長では不十分との申し出

事例 No.123(上下肢機能障害)記述試験での時間延長が不十分との申し出

事例 No.124(上下肢機能障害)通学支援の実施について

事例 No.126(上下肢機能障害)施設利用や改修に関する相談への学校の対応について

事例 No.129(上下肢機能障害)トイレでの排泄介助についての申し出

事例 No.137(上下肢機能障害)受験時及び入学後の座席配慮・トイレ介助者同行の申し出

出

事例 No.147(上下肢機能障害)入寮申込時にヘルパー利用の申し出

事例 No.150(上下肢機能障害)トイレ介助についての申し出

事例 No.164(上下肢機能障害)海外研修への参加申し出

事例 No.193(上下肢機能障害)駐車スペースの設置とスペースへの優先的な駐車

肢体不自由（他の機能障害）

事例 No.43(他の機能障害)運動機能障害に関する様々な支援についての相談

事例 No.58(他の機能障害)車椅子用の座席の配置について

事例 No.66(他の機能障害)階段への手すり設置の申し出

事例 No.201(他の機能障害)雨天時における教職員専用出入口使用の許可

肢体不自由（上肢機能障害）

事例 No.44(上肢機能障害)実技科目（体育・音楽）の講義時の配慮申し出

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】学科（専攻）:教育、1 年次、肢体不自由(上肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

体育、および音楽の講義時の配慮

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

指導教員と保健室職員で内容確認を行ない、片手が指を動かすことが困難であるため、配慮願いとして、体育および音楽の際は、できる範囲での指導を各科目担当教員へ依頼している。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

単位修得に向け、勉学に励んでいる。

【参照】同等の機会

肢体不自由（下肢機能障害）

事例 No.7(下肢機能障害)正課、課外活動に必要な施設改修

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）:工学、受験時、肢体不自由(下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、事務窓口での対応

2.内容

健常者に限りなく近い学生生活（正課教育・課外活動）を過ごせるよう、施設の改修に関しての申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

施設の改修（スロープの改修等）

【学生等の反応】

納得して、問題なく修学している。

【参照】 事前的改善措置 根拠資料

事例 No.47(下肢機能障害)机・椅子が固定された教室での車椅子対応座席の問題点

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:1 年次、肢体不自由(下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

車椅子を利用する学生 2 名が受講する授業（机と椅子据え付けの教室）において、学生の移動の動線を考え、当該学生と話し合いを行なったうえで、2 名用の机を教室の一番前と一番後ろにそれぞれ設置して対応していたが、一番後ろからは授業のスライド資料が見えづらいと相談を受けた。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生が所属する学科教員、教務担当者、総務担当で、車椅子の学生 2 名が教室の一番前で授業を受けた場合の動線を確認し、結果として据え付けの机と椅子を 1 セット撤去した。

【参照】 モニタリング

事例 No.68(下肢機能障害)車椅子用の座席を後ろに配置

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、1 年次、肢体不自由(下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2.内容

下肢機能障害で車椅子利用だったため、教室の机を車椅子ごと入れるように荷物置き棚を外したり、固定いすを外したりと工夫を行なったが、一般学生の利用も鑑み、利用できる場所を限定したところ、履修人数の少ない授業だと後ろの方に 1 人だけ取り残された形となり教員も授業を進めにくかったことが後でわかった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署、施設・設備担当部署

2.対応内容

一人用の机を手配し、前の方で授業が受けられるように対応した。

【学生等の反応】

問題なく修学していたが、他の理由（人間関係）で退学となった。

【その後の経過】

結果としては他の理由（人間関係）で退学となった。

車椅子学生を受け入れるのが初めてだったため、入学前より本人と保護者と数回、学生の要望についてヒアリングし、可能・不可能なことについて協議を行なった。大学の思いと学生の思いのズレが無い様に十分なヒアリングが必要であったと考える。また、不服・苦情に対する対応要領を整備する必要性を感じた。

【参照】 モニタリング

事例 No.83(下肢機能障害)施設改修、スクールバス・自家用車の利用に関する申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、受験時、肢体不自由(下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、事務窓口での対応

2.内容

健常者に限りなく近い学生生活（正課教育・課外活動）を過ごせるよう、施設の改修とスクールバス・自家用車の利用に関しての申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等、就職支援部署

2.対応内容

施設設備の改修・設置（スロープの改修、簡易昇降機の設置等）

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】 事前的改善措置

事例 No.88(下肢機能障害)入学後の修学や生活に対応できるかについて相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、受験時、肢体不自由(下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、事務窓口での対応

2.内容

入学願書提出時に相談があり、面接受験時に入学後の修学や生活に対応できるかどうか等について相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学内委員会で協議し、受け入れ可能であると判断し、入学した際には大学生活に慣

れるまで母親と同居する、という申し出等も受けて通常の試験を実施し、その結果入学を許可した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している
- 歩行器を使いながら順調に学生生活を送っている。

【参照】 同等の機会

事例 No.105(下肢機能障害)エレベーター乗降口が狭く車椅子同士が衝突転倒
--

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、2 年次、肢体不自由(下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

エレベーターの乗降口が狭く、車椅子同士でぶつかって二人とも転倒してしまった。転倒した一人が携帯で学内に待機している母親を呼び駆け付け対応を行なった。二人に怪我はなかった。

対応を行なった母親から学生支援部に報告があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

該当学生の授業の前後に職員がエレベーターの乗降に付きそう事で保護者と学生の了解を得た。

【学生等の反応】

- ・不登校、休学、退学等
- 若干の体調不良と他大学受験を希望しているため。

【その後の経過】

母親が駆け付けた方の学生は、その後、違うことを学びたいという理由で、その事例があった学期で退学した。（その学生は、父親が卒業生であるという理由で入学した。）倒れたもう一人の学生は、この 3 月に卒業予定である。

【参照】 社会モデル

事例 No.130(下肢機能障害)体育実技試験練習での出来事

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:教育、3 年次、肢体不自由(下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

体育で実技試験練習の際、「危ないからやめておけ」と途中で止められた、と本人から支援担当部署に申し立てがあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

授業担当の教員に状況の確認を行なった。授業中に学生が怪我をした場合、教員の責任となるため、教員が控えた方がよいと判断した以上のことをするときは、学生本人の責任で行なってもらうこととなった。

【理由、原因等】※学校の回答

上記の対応で本人は納得した。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】建設的対話

事例 No.189(下肢機能障害)降雪時の構内車椅子移動及び図書館呼び出しブザーについて

【事例が起きた時期】平成 28 年度,過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、肢体不自由(下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

事務窓口での対応 学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2.内容

- ・冬期間通学の際、駐車場から関係施設までの車椅子移動に苦労している。
- ・図書館の昇降機前で職員呼び出しブザーを押したが応対がなかった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、施設・設備担当部署、その他(図書館)

2.対応内容

- ・雨天時、降雪時は母親が送迎しているため、構内乗入れ許可書を配付し関係施設前

での乗降を許可した。

- ・当該部署である図書館に申し入れを行ない、対応先の事務室外線番号を伝えた。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.199(下肢機能障害)自動車通学の許可及び校内駐車場確保の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

その他

2.内容

原則、公共交通機関もしくは自転車通学（駐輪登録した者のみ）しか認めていないが、両下肢機能障害ということで、学生本人の運転による自動車通学及び大学敷地内の駐輪場確保希望の申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

短距離であれば杖による歩行は可能だが、通常は車椅子を使用していること、また、高校時も両親が送迎していたという点から、特例として自動車通学は認めたが、駐車場の貸出は不可とした。

【理由、原因等】 ※学校の回答

施設・設備

- ・具体的な内容

駐車場の利用に関しては、大学の敷地的な問題で貸出可能な駐車場がないため。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学していた

【参照】 過重な負担 事前的改善措置

事例 No.200(下肢機能障害)原動機付自転車通学の許可と校内の駐輪場の確保の申し出
--

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:保健（医・歯学）、5 年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

その他

2.内容

原則、公共交通機関もしくは自転車通学（駐輪登録した者のみ）しか認めていないが、両下肢機能障害ということで、学生本人の運転による原動機付自転車通学及び大学敷地内の駐輪場確保希望の申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

長距離の歩行が困難であるため、特例として原動機付自転車での通学を認めた。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学していた

【参照】 同等の機会

事例 No.218(下肢機能障害)

複数キャンパスを利用する学生からの、手すり未設置キャンパスに対する改善要望

【事例が起きた時期】 6年以上前

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、1年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

事務窓口での対応

2.内容

本学は複数のキャンパスを有しており、当該学生の所属学科では、複数キャンパスで授業が行なわれる。当該学生はキャンパス内ではエレベーターを利用せず、常時階段を利用していた。所属キャンパスではないキャンパスでは、障害のある学生向けの手すりを設置していない箇所があったため、昇降が非常に不便であるとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署

2.対応内容

所属キャンパスのみで授業を受けられるよう、時間割を調整した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している
- 学校の対応に納得し、問題なく卒業した。

【その後の経過】

障害のある学生向けの手すりが設置されていなかった箇所に、新たに手すりを設置した。

【参照】 同等の機会 事前的改善措置

肢体不自由（上下肢機能障害）

事例 No.1(上下肢機能障害)専用机・椅子、トイレ介助、専用ロッカー設置等

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 公立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）非公表、1 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、実習、フィールドワーク等 式典、行事、説明会、シンポジウムへの参加

2.内容

学修上の配慮の要請（机・椅子、遅刻の可能性）、学修以外の学生生活上の配慮の要請（トイレ介助、専用ロッカーの設置、車椅子の乗入）

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

- ・ 学生及び保護者との面談 2 回
- ・ 支援・配慮の学内検討会 3 回

【参照】 相談体制の整備

事例 No.23(上下肢機能障害)トイレの改修、段差・スロープの確認等の申し出

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、受験時、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

学生がおむつをしており、トイレで横になっておむつを替えられる台の設置や、建物間移動時の段差・スロープの位置について確認をしたいという申し出があった。

入学以前に大学入試センター試験の受験生として対応し、同様の対応しか出来ない旨を伝えて本人と保護者も同意の上で受験した。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

本人の申し出に対して、本学として対応出来ることを伝える。

設備について大学で整備し、一緒に段差やスロープ位置の確認を行なった。トイレ介助については、学生が別の者をお願いしていたため、職員は対応していない。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 事前的改善措置

事例 No.25(上下肢機能障害)トイレ介助について男性職員の支援を申し出

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:受験時、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

- ・ 身体障害程度 2 級、車椅子を使用（二分脊椎による、両下肢機能障害（2 級）
- ・ ぼうこう・直腸機能障害（4 級）

2.内容

- ・ トイレで衣服を整える（ズボンを上げる）際の介助。
- ・ 排尿については、導尿カテーテルで自身で可能。
- ・ 特別な紙製の下着を装着している為、それを上げる介助を希望。
- ・ 排尿の頻度：夏 4 時間に 1 度、冬 2 から 3 時間に 1 度程度。

学生は特別な下着を装着していることを知られたくないとのことで、学生ボランティアの支援は希望しない。男性の職員の支援を希望。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

介助の頻度、学内滞在時間、職員の配置状況により、介助が困難であると判断され

た為、学生及び保護者と相談を行なった結果、多目的トイレに、学生がひとりでも衣服の着脱ができる多目的ベッドがあれば介助が不要と分かった。本学は、オフィスビル内にキャンパスを有する為、ビルの共有部のトイレに多目的ベッドを設置することになったが、市販されている介助用品で設置可能なサイズのものが無かった為、多目的ベッドをオーダーメイドで購入し、設置した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】建設的対話

事例 No.52(上下肢機能障害)専属・直接雇用の男性介助者による介助を申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）非公表、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

その他

2.内容

入学当初、全介助が必要な学生について、主に、1:男性、2:直接雇用、3:一人専属、4:学生を抱えきれない体力を有する（トイレ、災害時の安全確保などのため）、の4条件を満たす介助員の強い要望が障害学生支援室にあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

入学時に、要望に添うかたちで男性一人の介助員を大学で採用したが、事情があり退職した。その後、学内協議を重ねて、大学の方針として、業務委託する方向となったが、要望が強かったため、関係者、学生及び保護者との話し合いを繰り返した。直接雇用かどうかについては、大学の判断とさせて欲しいこと、一人専属については、業務委託先の人員の状況に依存するため、意向は尊重するが実現できないこともある旨伝達したが、当初なかなか同意が得られなかった。

障害学生支援室、所属学部、学生支援担当部署に加え、理事、法務担当理事等へ相談を行なった。業務委託先を検討していくと、男性一人専属派遣が困難な事業所が多かったが、最終的には、事業所が2社あり、そのうちの1社に介助に入ってもらうことで合意形成できた。話し合いには、過去に全介助の学生の介助ボランティアをしてくれた団体にも第三者として参加してもらった。

【理由・原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度)
- ・具体的な内容

結果的に 4 つの主な条件（1:男性、2:直接雇用、3:一人専属、4:学生を抱えきれない体力を有する）のうち、1 については優先的に配慮すべき事項とし、事業所を探したところ結果的に 1 と 3 については意向に添えた。2 については、大学で業務委託とするため意向に添えない旨伝達し、なかなか理解が得られなかったが、最終的には、合意が得られた。4 の学生を抱えきれない体力を有するということも、概ね意向に添った。その他にも、福祉を業としない方からの介助を希望されるなどの要求があった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

合理的配慮に当事者の意向を、どの程度まで尊重すべきなのか、どの程度が過重な負担なのかなど基準がなく判断に迷った。また、本件は、学生・保護者が高校までと同様な配慮を求められたことなどにより合意形成に時間がかかった。合理的配慮の理解は大学側ができているだけではなく、入学前から学生側でも理解されておく必要があると感じた。

【参照】 建設的対話 社会資源の活用

事例 No.72(上下肢機能障害)エレベーターのない施設 2 階での授業履修について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立高等専門学校、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:工学、1 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

エレベーターの無い建物の 2 階で実施される授業の履修

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署

2.対応内容

電動車椅子を 2 階へ搬入することが困難であるため、授業をスカイプで中継し、別室で受講できるよう配慮した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.98(上下肢機能障害)入寮に際し学生寮の施設面が十分でない

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、受験時、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2.内容

受験前に、学生寮の入寮の可能性を探るために、本人及び親と一緒に学生寮の見学をされた。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

見学後、大学として受け入れる為に関係部署へ確認したが、日常生活を送るための施設面が不十分と判断して、入寮を断った。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・過重な負担となるため
- ・施設・設備
- ・具体的な内容

学生寮内の特にバスおよびトイレのバリアフリーの対応が不十分なために、本人が生活するには支障が生じる。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

学内の相談機関または教職員に相談した。

本人は近くのアパートを借りて親またはボランティアの力を借りて生活しているが、キャンパス内の施設に対するニーズを聞きながら一部バリアフリー化にするなど改善をして、本人への負担を軽減できるように支援している。

【参照】

社会モデル

事例 No.115(上下肢機能障害)トイレにベッド設置の申し出があったが長机で対応

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、1 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

トイレを使用する際、衣服の着脱等のために必要なため、壁に取り付けるシート（ベッド）の設置希望があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

本人と実際に使用するトイレを確認し、入り口や便器の位置等を勘案し、長机を設置することを提案した。

【理由、原因等】※学校の回答

施設・設備

【学生等の反応】

・ 不服、不満の申し立てがあった

引き続き、壁に取り付けるベッドの設置の希望がある。

また、学内の他の建物（主にクラブ等で使用する建物）にも、同様のトイレの設置希望がある。

【その後の経過】

関係部署との調整がつき、シート（ベッド）が設置された。

【参照】 過重な負担

事例 No.122(上下肢機能障害)センター試験に準じた試験時間延長では不十分との申し出
--

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、2 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

大学入試センター試験の基準に準じて、別室受験・時間延長を行なったが、「記述試験の際、時間が足りない」と申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

定期試験を実施する科目の教員から、この学生のみ課題レポートにしてはどうかとの相談も併せて入る。

教務の担当者から、試験科目を課題レポートのみに変えることはできないとの回答があった。

また本人からの申し出である、記述試験の時間延長については、どの程度延長するのかの基準がないため、現行以上の時間延長は難しいとの結論に至った。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため。
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため。
- ・評価基準等。
- ・具体的な内容

評価に関わる部分については、特に教務の担当者は慎重にならざるを得ない。

【学生等の反応】

本人は、引き続き試験の形態（記述）によって、時間延長の更なる延長を希望している。

一方で、明確な基準がなく、すぐに対応できないことも理解してくれている。

【その後の経過】

他学部では、定期試験を個別に課題レポートにしているところもあり、全学的に事例を収集し、統一した対応が取れるよう、体制を整えつつある。

【参照】本質の可視化

事例 No.123(上下肢機能障害)記述試験での時間延長が不十分との申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、2 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

その他

2.内容

問題が発表されていた記述試験のため、回答が用意できていたにも関わらず、センター入試のマーク式に基づく 1.3 倍の試験時間では十分に回答できなかった。これにより成績評価が本人の納得いくものではなく、記述試験ではもう少し時間がほしいため、試験時間を 1.5 倍にさらに延長してほしいと希望があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

保健管理センターでは、日本学生支援機構に問い合わせた他、他国家試験での対応

や学校医の専門的知見を踏まえて、教務担当部署と相談した。教務担当部署からは所属学部には本人の希望を伝えて検討を依頼した。また、現状がセンター試験に準じた 1.3 倍の時間で別室受検をしており、妥当性や平等性が保たれないと結果として本人に不利益になることも考えられること、出席重視の授業で、評価が試験結果だけでなく出席状況も含めて行なっているため、今回の授業の評価に問題ないことも担当教員と連絡を取り確認した。

これにより、大学として対応しえる範囲での対応をしているため、1.5 倍の延長は難しいことを本人と面談して伝えた。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため。
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

「試験に関して、回答を考えていたのに書ききれなかったことを伝えておきたかった」と話すが、出席状況を含めた評価であることに納得し、その後配慮希望等もない。

【その後の経過】

学生の様子：成績も問題なく、追加配慮希望もなく、就職も内々定が取れて 4 年次を過ごしている。

【参照】本質の可視化

事例 No.124(上下肢機能障害)通学支援の実施について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）非公表、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

最寄駅から学校までの送迎を希望。具体的には電動車いすの同伴通学（雨天時は傘の差しかけ）。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、保健管理センター等

2.対応内容

学内協議、学生・保護者との合意形成のための話し合い、学外機関からの問い合わせの対応

入試前に支援依頼の相談を受け、当時（平成 27 年）は専門の部署がなかったため、本人からの要望については全て対応しようという姿勢で始めた。本人からの配慮希望

の一つが通学支援。高校在学中は専門の人員が付き介助を受けていた。高校からそれまで行なっていた支援の内容を伝えられたが、当時は専門部署がなかったため、暫定的に対応部署を作り対応。通学支援に関しては、入学後約半年程対応したが、学生ボランティアの対応も難しく、負担も大きいため断ったが、本人は引き続き希望を出し続けたいと話している。(その他、サークル活動参加時の人的配員、サークル室の移設も希望)

その他の要望(学内介助:トイレ・食事、実験時の支援等)については現在も対応中。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため
- ・過重な負担となるため(費用・負担の程度 財政・財務状況)
- ・支援体制 支援学生の確保、予算

【学生等の反応】

学外機関等に相談し、当該機関等から問い合わせ等があった。

昨年、本人・保護者・学校の面談時に近隣の NPO 法人も参加したいと、同席希望の申し入れがあったが、関係者でないため断った。通学支援打ち切り後の NPO 法人の通学支援については、本人が希望しなかったため、現在は介助なしで通学している。

【その後の経過】

合意形成後に不満・不服の訴えはないが、希望自体は継続している。友人に個人的に依頼する、自宅から保護者の送迎を受ける、などで対応している様子が見られる。校内での支援は実施されており、学生との関係自体は良好だが、紛争解決にあたった関係者の間では、今後の同様の障害をもつ学生が入学することへの不安が高まっている。

【参照】社会モデル

事例 No.126(上下肢機能障害)施設利用や改修に関する相談への学校の対応について
--

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科(専攻):社会科学、3 年次、肢体不自由(上下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、事務窓口での対応

2.内容

- ・エレベータのドアの開閉時間が短いため、閉まるまでの時間の延長を希望
- ・過去に講義棟のとびらが自力で開けられないことを相談したが、一切学校の対応がなかった。(対応部署は不明)
- ・過去に図書館を利用しようとしたら、その日のうちに本人が求める資料を用意する

のは不可能と対応された。(図書館)

- ・車いすですぐ学内を移動するときに、障害物の有無などを注意してもらえる付添の学生の補助を希望
- ・授業時に利用する傾斜板(特注品、18万円)の保管用の保管庫の設置、あるいは移動時の学生補助者提供を希望

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、施設・設備担当部署

2.対応内容

- ・学生が履修するエレベーターのドアの開閉時間を20秒に延長した。
- ・建物改修後の講義棟のとびらは、1ヶ所が引き戸になっており、車いすの学生でも十分に開けられるものとなっている。
- ・図書館職員によると、本人が求める資料用の専用棚を用意したが、本人の利用はない。
- ・全学生向けに補助学生募集の掲示を出したが、希望者が1人も出なかったため、対応できなかった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・支援体制、支援学生の確保
- ・具体的な内容

車いすですぐ学内を移動するときに、障害物の有無などを注意してもらえる付添の学生の補助を希望については、全学生向けにボランティア学生募集の掲示を出したが、希望者が1人も出なかったため、対応できなかった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している。
- ・エレベーターの稼働時間が延長されたことについて、学生からお礼があった。

【その後の経過】

現在は一身上の都合で休学している。

【参照】支援学生

事例 No.129(上下肢機能障害)トイレでの排泄介助についての申し出

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科(専攻):人文科学、1年次、肢体不自由(上下肢機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

トイレでの排泄介助の依頼があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、施設・設備担当部署

2.対応内容

学内のユニバーサルトイレの 1 室にマットレス等を持ち込み、当該学生専用の様式とすることで、介助なしで利用できるようにした。

【理由、原因等】※学校の回答

支援体制

・具体的な内容

生活介助は支援内容に組み込んでいなかった。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】建設的対話

事例 No.137(上下肢機能障害)受験時及び入学後の座席配慮・トイレ介助者同行の申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、受験、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

受験時、車椅子で受験可能な机やスペースの用意、トイレ介助の付き添いの許可をお願いしたい。また、入学後の授業についても教室やトイレの介助者の同行について配慮願いたい。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、教育部門（学部、学科等）、その他(外部の NPO)

2.対応内容

設備を含めて大学としての対応可能な範囲、外部からの援助体制等を話し合い、合意の上で入学してもらう。

【理由、原因等】※学校の回答

・学内では NPO の担当者が付き添い学生生活を送っていた。

【学生等の反応】

・納得して、入学し問題なく修学していた

【参照】社会資源の活用

事例 No.147(上下肢機能障害)入寮申込時にヘルパー利用の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、受験時、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2.内容

入寮希望申込み用紙の提出。希望用紙に寮でヘルパーを利用したいと記述があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

寮委員会の会議にて、寮に学外者（ヘルパー）の立入や 22 時以降の立入を許可できないこと、また寮生としての役割（掃除や行事の遂行、参加）などが難しいという判断され、入寮を断った。通常入寮の可否のみの通知だけで断る理由は伝えないため、障害学生にも断った理由は伝えていない。

【理由、原因等】 ※学校の回答

寮に入れなかったため、大学周辺のアパートを探す際に地域の障害者相談支援事業所に相談し、アパートが決まった後、相談事業所の職員からなぜ寮が断られたのか、支援室に問い合わせがあり学生課に確認して事情がわかった。すでにアパートも決まってお
り、本人からは申し立て等はなかった。

【参照】 不当な差別的取扱い

事例 No.150(上下肢機能障害)トイレ介助についての申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、受験時、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

高校からの問い合わせとオープンキャンパスにて、トイレ介助が大学で可能か相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

- ・平成 27 年夏に入試前（オープンキャンパス）にて、トイレ介助が必要であり入学が決まれば大学において支援を実施してほしいと受験生 2 名（男・女）より申し出があったが、現状では対応できないと説明した。
- ・平成 28 年春に入学後にも再度、新入生 2 名（男・女）よりトイレ介助の申し出があり、障害学生支援室運営委員会で検討会議を行なったが、大学の費用や人材不足などで対応が難しいと結論に至り、その旨説明を行なった。学科長にも状況を伝えたところ、学科でトイレ介助のボランティアグループを形成し対応することとした。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(実現可能性の程度、費用・負担の程度、財政・財務状況)
- ・支援学生の確保、予算
- ・具体的な内容

トイレ介助を要望した新入生 2 名（男・女）以外に、当時は在学生にも 1 名（男）介助が必要な学生（家族がトイレ介助を行なっていた）がいたため、3 名分の対応を検討する必要があった。3 名分を外部ヘルパーに委託するなど対応を検討したが、経費が掛かるため対応が難しいと会議にて結論を出した。

【学生等の反応】

入学を決定した学科にて、トイレ介助のボランティアグループを形成したが、男性のボランティアが少ないため、継続してトイレ介助を大学で対応してほしいと要望があるが、現状としては難しいと伝えた。

【その後の経過】

平成 28 年 4 月より障害者差別解消法の施行に伴い、学内体制を整備し、新体制のもと学長を委員長とする全学委員会を開催し協議を行なった。その結果、対象学生 2 名の希望もあり、引き続きボランティアによる支援も併用しながら、平成 29 年度から昼休みのトイレ介助については外部ヘルパーに委託することに決定した。今後は資格実習におけるトイレ介助について外部ヘルパーをどのように調整していくかが課題。

【参照】過重な負担

事例 No.164(上下肢機能障害)海外研修への参加申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、2 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

車椅子を使用する学生から、オーストラリアでの海外研修へ参加したいとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）、その他(学事課、留学支援担当)

2.対応内容

派遣先大学及び学部教員と事前に施設・設備、研修期間中の支援体制について協議し、協議内容の結果に基づき本人及び保護者と話し合いを行なったうえで合意形成をとり、派遣した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.193(上下肢機能障害)駐車スペースの設置とスペースへの優先的な駐車

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、2 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

事務窓口での対応

2.内容

車椅子使用者用駐車スペースの設置とそのスペースへの駐車。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、施設・設備担当部署

2.対応内容

車椅子使用者用駐車スペースの設置とそのスペースへの優先的な駐車。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

肢体不自由（他の機能障害）

事例 No.43(他の機能障害)運動機能障害に関する様々な支援についての相談

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、1 年次、肢体不自由（他の機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、式典、行事、説明会、シンポジウムへの参加、学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供 試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

上肢運動機能障害があり、授業はパソコンの使用を希望。印刷物の文字サイズを大きくしてほしい。長距離歩行は疲労のため困難であり、電動車椅子を使用予定であり、電動車椅子の収納スペースを希望。ドアの開閉の介助を手伝ってほしい。

【学校の対応】

担当委員・教員で対応について話し合いを行なった。電動車椅子の保管場所を確保し、充電にも対応した。

以下のことを担当教科の教員へ周知を行なった。

- ・教室移動や入室時のフォロー、受講学生へのサポート依頼。
- ・書字困難に対する課題の調整や代替の提案。
- ・講義中のタブレット PC の活用と録音の許可、配付資料の PDF 配布、若しくはページめくり用のインデックス（付箋付け）依頼。
- ・PDF ファイルは事前にメール等で本人に配布。なお、PDF 配布が難しい場合は、授業当日に資料をタブレット PC で撮影するのを補助が必要であること。また、麻痺による発話が困難なため、発言を促す場合はタブレット PC の使用及び入力に必要な時間の確保が必要であること。

試験に関しての配慮依頼については以下のことを依頼した。

- ・回答用紙の拡大。
- ・試験時間の延長。
- ・問題用紙をめくる補助や代筆のボランティアの許可。
- ・条件付きでのタブレット PC の持ち込み許可。
- ・試験回答をメールで提出を検討依頼。

【参照】同等の機会

事例 No.58(他の機能障害)車椅子用の座席の配置について

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）非公表、肢体不自由（他の機能障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

階段のある教室へのアクセスを可能にした。但し、階段状の教室のため、車椅子用の座席は最後列の指定された場所となっている。

今年度車椅子学生がその教室の授業を受講したが、担当教員がマイクを使用していなかった。車椅子学生の座席からは声が聞こえず、とはいえ声が聞きやすい前方への移動は、物理的に不可能なため、障害学生支援の担当窓口相談があった。

(教室へのアクセスは可能にしたが、自由に何処でも座れるという配慮までは実現できていないケース)

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署、その他(科目の担当教員)

2.対応内容

授業関係の担当窓口である学事センター経由で、先生にその事情を伝え、先生と学生の打合せにて、マイクを使用する方法をとった。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

関係部署(学生センター・学事センター)の担当者、当該科目の教員の対応に感謝しているとの報告があった。

【参照】モニタリング

事例 No.66(他の機能障害)階段への手すり設置の申し出

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科(専攻):社会科学、2年次、肢体不自由(他の機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

学生の転居に伴い、学生身上書の再提出を求めたところ、再提出された書類の「大学へ支援・配慮してほしいこと」欄に「講義棟から本部棟の間の外階段に手すりを設置してほしい」との要望があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署(学生課等)、施設・設備担当部署

2.対応内容

学生の申し出内容について、施設・設備担当者と協議した結果、大規模改修となり、

また一定の費用も必要となることから、即座の対応は困難であった。学生にはそのことを伝え、当面は迂回階段を利用するよう依頼した。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(費用・負担の程度)
- ・施設・設備
- ・具体的な内容

施設の外階段への手すりの設置要望であったが、該当の外階段には壁がなく、壁に取り付けるタイプの手すりの設置ができず、基礎部分への施工が必要となり、費用面や工事期間等さまざまな調整が必要となるため即座の対応が困難である。予算確保等も含めた継続的な検討が必要である。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

大学からの説明については理解を示し、現在は迂回階段を使用するなどしている。

【参照】

過重な負担

事例 No.201(他の機能障害)雨天時における教職員専用出入り口使用の許可
--

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、2 年次、肢体不自由(他の機能障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2.内容

施設間を移動する際、歩行に杖を使用しており、雨天の場合に傘を使用することが困難であるため、通常、教職員のみ利用できる出入り口(施設間に雨避けが設置されている)を使用したいとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署(学生課等)、教務担当部署

2.対応内容

脊髄障害による対麻痺のため、両手で杖を使用している。

傘を使用することが困難な障害のため、該当の出入り口利用を許可した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】同等の機会

事例紹介（病弱・虚弱）

病弱・虚弱(内部障害等)

事例 No.35(病弱・虚弱・内部障害等)突発的な失神への初期対応に関する申し出

事例 No.196(病弱・虚弱・内部障害等)エピペン注射について

病弱・虚弱（他の慢性疾患）

事例 No.33(病弱・虚弱・他の慢性疾患)授業映像を中継し在宅で受講できないかとの相談

事例 No.46(病弱・虚弱・他の慢性疾患)日照に関する配慮申し出（座席、避難訓練等）

事例 No.81(病弱・虚弱・他の慢性疾患)行きやすい場所で落ち着いて休める場所がほしいと申し出

事例 No.103(病弱・虚弱・他の慢性疾患)授業、試験の欠席について代替課題、再試験の申し出

事例 No.119(病弱・虚弱・他の慢性疾患)空気清浄機を預かってほしいとの申し出

事例 No.143(病弱・虚弱・他の慢性疾患)緊急時に本人に代わりエピペンを打ってほしいとの申し出

事例 No.178(病弱・虚弱・他の慢性疾患)海外研修への参加希望

事例 No.186(病弱・虚弱・他の慢性疾患)化学物質過敏症に対応する施設設備等の改善要望

事例 No.203(病弱・虚弱・他の慢性疾患)体調不良時の一時休養後の受講配慮について

病弱・虚弱（内部障害等）

事例 No.35(病弱・虚弱・内部障害等)突発的な失神への初期対応に関する申し出

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、1年次、病弱・虚弱（内部障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

クラス担任に本人及び保護者から相談があった。

・相談内容

ワクチン接種後の副反応による症状で日常生活中に突然失神を起こすことがあるので初期対応をお願いしたい。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

学生課、保健室、人権侵害防止委員会、学生相談室運営委員と対処方法を検討し、本人、保護者へ確認した後に、履修している科目の教員等へ緊急時の対応を書いた文書を配布、お願いをした。また、所属学科の定例会議において、担任から教員へ、周知徹底を図った。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

手順や初期対応などで、医療従事者ではないので不慣れな対応をした際の責任の所在について、多くの質問が授業担当教員からあった。

本人、保護者に対して配慮できる範囲の確認事項が細かく決められた。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.196(病弱・虚弱・内部障害等)エピペン注射について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）非公表、1 年次、病弱・虚弱（内部障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、実習、フィールドワーク等

2.内容

食物アレルギーを持つ学生の母親からの申し出。

高校までは、担任教員及びクラスメートがエピペン注射を打てるように配慮してもらったので、大学でも同様に担当教員や周囲の学生に指導してほしい旨の申し出あり。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

大学での学修環境が高校までと異なることを両親に説明の上、誰もがエピペン注射

を打てるような環境を作ることは不可能であることを理解してもらった。

学科の教員及び履修科目の担当教員に持病がある旨を周知するので、発作時の緊急連絡先及び搬送先病院、周囲の人間がどのように対応したら良いかを記載した用紙を常に身に着けておくように提案し、合意を得た。

【理由・原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(実現可能性の程度)

【学生等の反応】

- ・その他

合意形成に至るまでには母親から過重な支援申請があったが、学校医を含めて面談を繰り返し、合意形成に至った。

当該学生は、在学中に発作を起こすこともなく、卒業した。

【参照】 過重な負担 建設的対話

病弱・虚弱（他の慢性疾患）

事例 No.33(病弱・虚弱・他の慢性疾患)授業映像を中継し在宅で受講できないかとの相談

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、3 年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

病気により休学していたが、復学にあたり、授業参加方法について相談を受けた。当該学生は病気のため、コンスタントに通学することが難しい状態である。そのため、出席日数を満たせないことを案じ、授業の映像を中継し、在宅で講義を受けることができないか、との相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署（具体的な部門名は非公表）

2.対応内容

大学としては通学制のため、講義映像を中継して受講するという方法は認められなかった。その代替方法として、オンデマンド科目の受講、あるいは、通信制のある学部への転部が挙げられたが、オンデマンドの科目だけでは卒業単位を満たせないこと、また、転部は当該学生が希望しなかったことから、これらの方法を採用するには至ら

なかった。

結果として、授業担当教員へ配付する「教員配慮依頼文書」の項目に、「病気のため欠席することがある」と記載し、その裁量は各教員へ委ねることで、当該学生と合意形成した。学生からも教員へ連絡を取り、自身の病状説明を行ない、理解を得られるよう働きかけた。

【学生等の反応】

不登校、休学、退学等

【その後の経過】

学期途中に当該学生から連絡があり、十分に通学できていない状況との報告があった。出席の考慮については、所属学部にも相談し、担当教員に連絡したとのこと。

【参照】 同等の機会 建設的対話

事例 No.46(病弱・虚弱・他の慢性疾患)日照に関する配慮申し出（座席、避難訓練等）
--

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】 1 年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

講義中の座席の配慮について

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

指導教員と保健室職員とで配慮の内容を本人と確認後、講義時、本人の持っている疾患から、日に当たらないよう、座席の配慮を行なうよう各科目教員へ配慮を依頼している。

また、避難訓練等、日に当たる可能性があるときは、本人と相談のうえ、考慮している。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

単位修得に向け、勉学に励んでいる。

【参照】 モニタリング

事例 No.81(病弱・虚弱・他の慢性疾患)行きやすい場所で落ち着いて休める場所がほしいと申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:教育、2 年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2.内容

病弱の学生で、体調が悪くなった時に気兼ねなく休憩できる場所がほしいとの希望があった。保健管理センターでも休憩はできたが、保健管理センターは場所が遠く、障害学生支援担当部署は人の出入りが多々あり落ち着かないということで、行きやすい場所で自由に落ち着いて休める場所がほしいとのことであった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署

2.対応内容

障害学生支援室担当教員への報告

【理由・原因等】 ※学校の回答

- ・施設・設備
- ・具体的な内容

新しく休憩するスペースを設けることは場所の確保ができず難しいため、学生の希望に応えることはできなかった。

【学生等の反応】

落ち着いて休めないながらも障害学生支援室や空き教室を利用して、必要最低限の休憩はとっていた。

【その後の経過】

この学生が卒業してからにはなってしまったが、その後必要性が認められ病弱の学生や発達障害の学生が休憩をしたりクールダウンしたりするための部屋を確保することができた。

【参照】 過重な負担

事例 No.103(病弱・虚弱・他の慢性疾患)授業、試験の欠席について代替課題、再試験の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、1 年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

- ・欠席理由が体調不良のものであることの教員の理解体調不良による授業欠席に対する配慮
- ・体調不良による試験欠席の場合の代替課題の提供、もしくは、再試験の受験

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、健康管理部署等、その他(学生相談部署)

2.対応内容

- ・最初に、学生生活支援担当部署に、持病を抱えながら学生生活を送っていくことについての相談希望の申込があり、健康管理部署を勧めた。
- ・健康管理部署に診断名を報告。
- ・教務担当部署から履修している授業の教員に病気についての報告は文書で行なった。
- ・クラス担任の教員が当該学生との面談を実施し、成績評価についての説明を行なった。
- ・教務担当部署が窓口となり、教育部門主任が保護者面談を行ない、成績評価についての説明を行なった。
- ・学生相談センターのカウンセラーが当該学生の学校の対応に関する相談を実施。
- ・教務担当部署の職員と学生相談センターのカウンセラーと保護者の三者での面談を実施。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため
- ・具体的な内容

病気の為に授業に出られなかったことに対する配慮をした教員が2名、それ以外は配慮できないとのことだった。配慮できない科目についてもテストを受ければ可能性はあると当該学生に伝えた。

【参照】本質の可視化

事例 No.119(病弱・虚弱・他の慢性疾患)空気清浄機を預かってほしいとの申し出
--

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）非公表、1年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、事務窓口での対応

2.内容

化学物質過敏症のため、空気清浄機を使用したいが、持ち運びに困るため大学で預かってほしいとの希望があったが、当該学部の事務室から「預かることはできない」と言われた。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署

2.対応内容

本人の状況を関係部署で共有。学内委員会で検討。

他の学部では預かっている事例があるとのことで、担当部署と相談し、預かることになった。

【理由、原因等】※学校の回答

教職員の理解

・具体的な内容

「空気清浄機を預かる」ということが、初めてのケースであったため、合意形成のプロセスが明確でなかった。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

その後、酸素ボンベの使用及び保管の希望の申し出があった。前回の経験から、合意形成のプロセスを経ていくことで、現在は空気清浄機、酸素ボンベとも預かっている。

【参照】相談体制の整備

事例 No.143(病弱・虚弱・他の慢性疾患)緊急時に本人に代わりエピペンを打ってほしいとの申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）非公表、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

入学時に提出された病歴・既往歴調査にて、エピペンを所持しており本人が打てない場合は代わりに周囲の人に打ってほしいという要望の記載があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、保健管理センター等

2.対応内容

学生本人、保護者、関連部署にて入学前に面談を行なった。大学では教職員が大勢関わるため関係者全員にエピペン等の事情について周知を徹底することは難しい状況であることを説明し、理解していただいた。エピペン使用後の救急搬送については、搬送先の希望や保護者の連絡先等を確認した。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(実現可能性の程度)
- ・支援体制
- ・具体的な内容

非常事態が大学構内のどこで起きるか予測不能である。非常勤講師を含む教職員全員に対して、学生本人がエピペンをどこに保管しているか等周知を徹底するのは現状困難であることから、大学として安易に要望に応えることはできないとの判断にいたった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

エピペン対応については納得され、本人が使用した後の救急搬送だけは協力をお願いしたいとのことであった。

【その後の経過】

学生本人が、部活仲間等周囲の友人にエピペンのことを話し、アレルギーのことやエピペンの場所等知っておいてもらっているとのこと。1年に1回保健室から状況確認しているが、問題なく過ごしている。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.178(病弱・虚弱・他の慢性疾患)海外研修への参加希望

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】1年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

複数かつ重度の食物アレルギーを持つ学生から、アメリカでの海外研修に参加したいとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）、その他(学事課、留学支援担当)

2.対応内容

本人、保護者及び学部教員から具体的な症状や日常生活での対応方法、注意点等についての聞き取りを行ない、学内で協議した結果、派遣することとなった。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.186(病弱・虚弱・他の慢性疾患)化学物質過敏症に対応する施設設備等の改善要望
--

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）非公表、受験時、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業

2.内容

化学物質過敏症であることから、当初は受験上の配慮の相談であったが、修学上の配慮ができるかの相談を受けた。

具体的には、学内の建材やワックス・防かび剤への対応が必要であることや、印刷物のインク、情報演習室での PC による電磁波への対応やフィールドにおける実験実習への対応可否などの相談を受けた。

保護者からは、本年 4 月に施行する「障害者差別解消法」についての大学の対応が義務化されることも指摘された。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

当初は受験上の配慮の相談であったため、入試担当が窓口となったが、修学上の配慮ができるかを学部の学務担当が窓口となり、ハード面・ソフト面それぞれ必要とする配慮ごとに対応の可否を検討し、相談対応を行なった。保健管理センターや障害学生支援部署にも、相談者からの配慮希望の対応可否について相談し、ともに検討を行なった。

実際に来学いただき、修学できるか施設を直接見てもらった。さらに、電話対応だけでなく、担当教員・職員等が直接面談を行なうなどの対応を行なった。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため(事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度)
- ・施設・設備、教職員の理解、その他
- ・具体的な内容

講義の録画を用いて自宅学習をする、実験での参加をレポート提出に替える、施設設備を改善するなど、修学上の配慮を求められたが、直接の面談や実際の施設見学をしてもらった結果、本学の修学支援体制が不十分であること、教育の目的・ねらいを変更するような要望があり、支援が困難な場合があること、すでに耐震改修済みの建物が多く、それをさらに改修することが難しいなどの理由から、現時点で相談者が希望する要望にすべて対応することが困難な旨を回答した。相談および回答後、保護者から本学を受験しない旨の連絡があった。

【学生等の反応】

保護者から、電話対応だけでなく担当教員等が直接面談を行なって対応したことへの感謝の意が述べられ、学校の対応に対する不服や苦情は特になかった。

【その後の経過】

本人からの相談窓口を学部で対応することを求められ、直接本人との連絡を取りながら対応を行なった。

障害学生支援部署が設置されたことから、その専門部署との役割分担や連携体制構築の課題が示された。

【参照】 相談体制の整備

事例 No.203(病弱・虚弱・他の慢性疾患)体調不良時の一時休養後の受講配慮について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

偏頭痛時に視野狭窄の症状が出現することがあり、その場合は自己注射を使用していると、本人より健康管理センターへ申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

申し出を受けて、クラス担任、本人、学務課、健康管理センターとの間で話し合い

を行なった。

視野狭窄の症状が出現した場合は、健康管理センターにて自己注射後、一時休養することとし、症状が改善後に再び講義等へ参加できるように配慮することとした。

【理由、原因等】※学校の回答

教職員への周知ができた。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会 心のバリアフリー

事例紹介（重複）

事例 No.50(弱視、難聴、肢体不自由)講義の事前資料が直前や授業時に渡されることについて

事例 No.118(上下肢機能障害、その他の障害)設備改修等が費用面で困難

事例 No.148(上下肢機能障害、その他の障害)ノートテイク・パソコンテイク支援担当者に対する申し出

事例 No.50(弱視、難聴、肢体不自由)講義の事前資料が直前や授業時に渡されることについて

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、2 年次、重複（弱視、難聴、肢体不自由）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

弱視と難聴、肢体不自由を併せ持つ学生で、事前に授業の資料をタブレットに取り込み、事前の内容理解と見やすい大きさに拡大しながら受講する調整をするため、授業担当教員が支援部署に資料を3日前までに提出することを教授会で申し合わせていたが、直前の提出や授業時に印刷物を手渡されることがあり、受講に支障があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署

2.対応内容

支援担当職員が本人から話を聞き、支援担当教員と協議の上、直近の教授会で再度授業担当教員に徹底を依頼し、併せて全学的な理解を促した。

【理由、原因等】※学校の回答

・教職員の理解不足

【学生等の反応】

担当職員より当該対応の説明を受け納得し、問題なく修学している。

【参照】モニタリング

事例 No.118(上下肢機能障害、その他の障害)設備改修等が費用面で困難

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】受験時、重複（上下肢機能障害、その他の障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2. 内容

〔状況〕

障害者手帳第1級。

小学校1年生のときに交通事故により第四胸椎を損傷し、頭部を除く身体が利かなくなった。

現在、電動車椅子に乗り、あごを使用してコントロールしている。呼吸に障害が残り、酸素のパイプを常に口にくわえる必要がある。両手は、およそ10分毎に、痙攣・硬直の発作があり、その都度、ヘルパー・母親が手を押さえ肘掛にもどす作業を行なっている。

発作が起こるときは全身もこごみがちになり、落ち着いた後、姿勢を修正する必要がある。共同トイレの利用は不可のため、ベッドに横になり、導尿作業20分から30分が必要である。

〔支援の申し出〕

- ・ 大学内に専用の部屋とベッドを設置してほしい。
- ・ 大学までの道が車での送迎に不安がある為、駅で車椅子ごと大学バスに乗せる設備を準備してほしい。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、教育部門（学部、学科）等、保健管理センター等

2.対応内容

本人・母親・介助担当者（男性：60代）・ヘルパー（男性：20代後半）に大学に来てもらい、学内施設の見学を行ない、実際に必要な支援等について話し合いを行なった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・ 過重な負担となるため(費用・負担の程度)
- ・ 施設・設備
- ・ 具体的な内容

大学側で対応が必要となる支援が4点あり、費用がかかるため困難となった。

1.大学内に専用の一部屋確保

2.スクールバスの車椅子リフトの設置

スクールバスの改造は不可能、車椅子リフト付きのバスを新規購入すると750万円の費用がかかる。

3.教養課程の授業を行なう棟にエレベーターの設置

校舎が傾斜地にあるため、教養課程の授業を行なう棟へのエレベーターの設置は極めて困難。設置するとなると2基のエレベーター設置が必要で1基につき、3,000万円から4,000万円の費用がかかる。

- 4.介護の先生の付き添いは、手当の支出が必要
大学で支出する必要があるか検討要。

【学生等の反応】

特にありません。(受け入れ不可能として受験をお断りしましたが、紛争に至っていません。)

【参照】 過重な負担

事例 No.148(上下肢機能障害、その他の障害) ノートテイク・パソコンテイク支援担当者に対する申し出

【事例が起きた時期】 平成28年度、過去5年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科(専攻):人文科学、6年次、重複(肢体不自由・上下肢機能障害、その他の障害)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、実習、フィールドワーク等、事務窓口での対応、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

講義の中で、ノートテイク又はパソコンテイクを実施しているが、障害学生の依存心が強く、支援学生、支援担当職員への不満をよく口にする。単位が修得できないのは、支援担当職員が悪いと話す。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署(学生課等)、教育部門(学部、学科等)、その他(ゼミの教員)

2.対応内容

ゼミの教員、学生生活支援室職員、学生支援課職員、障害コーディネーターで学生本人、又は母親を大学に呼び面談を重ねた。学生本人が母親に伝える内容が変わり、教員から講義の取組等具体的に話していただいた。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・ 障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため
- ・ 教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため
- ・ 過重な負担(実現可能性の程度)

- ・ 支援学生の確保

【学生等の反応】

- ・ 不服、不満の申し立てがあった
- ・ 学内の相談機関または教職員に相談した

【参照】 モニタリング

事例紹介（発達障害）

発達障害（SLD）

- 事例 No.34(SLD)支援資料を他の学生の前で渡されたことについて
- 事例 No.94(SLD)受験に際して、入学後の授業支援等について相談
- 事例 No.138(SLD)定期試験配慮についての申し出

発達障害（ADHD）

- 事例 No.13(ADHD)障害について学校や実習先に伝えることに不安
- 事例 No.42(ADHD)海外研修に関する不安についての相談
- 事例 No.120(ADHD)障害のことを伝えずに教育実習に行きたいと申し出
- 事例 No.188(ADHD)配慮について全ての担当教員への共有
- 事例 No.222(ADHD)相談室・保健室のサポート

発達障害（ASD）

- 事例 No.22(ASD)文字認識が困難なことに対する配慮の申し出
- 事例 No.26(ASD)授業予定の急変等があると混乱し不安になる
- 事例 No.32(ASD)会話のやりとりや話の内容の整理が苦手なため配慮が必要
- 事例 No.41(ASD)提出期限、連絡事項等の文書伝達等を申し出
- 事例 No.55(ASD)耳からの情報に弱く視覚情報に強いため座席配慮を申し出
- 事例 No.57(ASD)耳からの情報に弱く短期記憶が苦手との相談
- 事例 No.59(ASD)希望したものとは違うクラスでの受講
- 事例 No.61(ASD)小・中・高で受けた特別支援と同様の支援を申し出
- 事例 No.63(ASD)不得意科目の単位認定について
- 事例 No.67(ASD)必修科目の補講や成績評価の代替措置を要望
- 事例 No.77(ASD)保護者からの申し出について
- 事例 No.102(ASD)出身校より受験に関する特別措置（別室受験）の相談
- 事例 No.159(ASD)サークル・アルバイト先・出身高校で受けたハラスメントに関する申し出
- 事例 No.161(ASD)授業支援・定期試験配慮・重要書類の保護者宛通知について
- 事例 No.167(ASD)保護者からの相談について
- 事例 No.171(ASD)講義時の配慮について
- 事例 No.179(ASD)講義資料の事前入手・他学生のノート提供・定期試験の別室受験及び時間延長・教員との定期面談を希望
- 事例 No.180(ASD)入試時の受験時間延長及び入学後の板書撮影許可を申し出

事例 No.182(ASD)就職活動について

事例 No.192(ASD)卒業論文指導教員への指導・配慮要望について

事例 No.198(ASD)入学時より何度も面談を実施したが休学中

発達障害の重複

事例 No.8(ADHD、ASD)授業についていけないとの申し出

事例 No.207(ADHD、ASD)服薬の副作用による居眠りについて

発達障害（SLD）

事例 No.34(SLD)支援資料を他の学生の前で渡されたことについて

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:教育、2 年次、発達障害（SLD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

書くことと聞くことを一度にするのが困難なため、スライドをノートに写しながら教員の話の聞くと、文字に集中がいなくなり、読めないノートになってしまうため、パワーポイントは紙での資料にしてほしいという要望がだされた。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

教科担当者にパワーポイントは出来るだけ紙での資料にして渡してもらうようお願いした。

【学生等の反応】

資料を他学生がいる中で渡されたことに不満（特別扱いされているようで）の申し出があり、再度、担当教員に資料を渡す際の配慮（封筒に入れて）をお願いした。

【その後の経過】

その後は特に問題はない。

【参照】モニタリング

事例 No.94(SLD)受験に際して、入学後の授業支援等について相談

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】学科（専攻）:教育、受験時、発達障害（SLD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導

2.内容

受験に際して、難読（ディスレクシア）の障害を有する旨の告知があり、入学後の授業等について一定の支援が得られるかどうかとの相談があったので、入学を希望する学科の教員、入試課職員が受験の前に2回、保護者及び本人と協議を行なった。

その結果、入学後に一定の配慮（後述）を行なえば、本人の努力次第で当該学科の学修は可能と判断して受験にいたり、合格した。入学後の学修について一定の配慮が必要な学生であること、そのために大学側の理解と協力が不可欠であることを会議等で説明し、了解を得た。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

受験前の保護者を交えた2回の協議及び入学後の学生本人との随時の協議を通じて、学生本人の合意のもとに以下の配慮・支援を行なった。

- ・教室の配席を最前列中央とする。
- ・板書の写真撮影を認める。
- ・授業中のPC使用を認める。
- ・授業で使用するプリントは拡大コピーしたものを教員が準備する。
- ・印刷情報の読み取りに困難を伴うので、教科書をPCに電子データで取り込んで使用することとし（それによって教科書を拡大表示して読むことができる）、そのための読み取り装置を大学のPC室に配備する。
- ・試験の際には、問題用紙の拡大、試験時間の延長、PC入力による解答を認める。

以上の他、何か問題があればその都度協議して解決に努めることを学生本人に通知した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している
- ・不登校、休学、退学等

保護者、学生本人とも大学の対応に満足している旨の表明があった。難読の障害のために一般学生以上の努力が必要であったが、本人は積極的に勉学に励んでいた。

【参照】 同等の機会 心のバリアフリー

事例 No.138(SLD)定期試験配慮についての申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:理学、1 年次、発達障害（SLD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

入学前より、保証人から授業・試験配慮について入試担当部署に支援要請がある。

入学後、障害学生支援担当部署調整の下、保証人と本人が学部と支援内容についての対話を開始する。試験配慮に「音声読み上げソフト」利用の申し出があったが、学部の学術的判断（カリキュラム特性及び方針、公平性等）において合意形成を取るプロセスに時間が掛かり、1 年生前期に学部及び全学会議体で承認された定期試験配慮は、「質問紙拡大」のみとなり、保証人と本人より不満の申し立てが出された。なお、大学入試センターでは「別室」、「1.3 倍時間延長」、「質問紙拡大」の特別措置を受けていた。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

障害学生支援部署が後方支援で調整しつつ、学部と本人との間での継続的な話し合いの中で、前期の学修成果の振返りや教科特性毎に異なる当該学生の障害所以の困り感と配慮の関係性を検証し、学部執行部や教授会で合意形成を図った。同時に、「差別解消法」によって、大学の障害学生支援方針策定の学内議論が進行し、徐々に学内理解が広がっていた。前期に引き続き、障害学生支援室から障害特性の説明、配慮文の作成、音声読み上げソフト搭載の PC 貸し出しとその使用方法の説明など情報とリソース提供を実施した。

その結果、1 年生後期において、教科や出題形式の特性を判断した上で、複数の科目の中間試験や定期試験で「音声読み上げ」を実施、その他の教科に関しては、「拡大」、「時間延長」の措置を実施することが学部及び全学会議体で承認された。実施における事務体制の負担は課題として残ったが、本人と大学での合意に至ったモデル事例となった。

【学生等の反応】

「音声読み上げ」による試験配慮が実現したことについては納得している。

【その後の経過】

試験毎に当該学生からの事前配慮申請を必須としている。

さらに学内理解を深め、当該学生の納得感が得られる配慮の継続的な実施に向け、障害学生支援部署において、教科特性毎に異なる当該学生の障害所以の困り感と配慮の関係について、学修成果をもとにした振り返り面談を実施し、合理的配慮としての根拠の積み上げを行なっている。

【参照】心のバリアフリー 本質の可視化

発達障害（ADHD）

事例 No.13(ADHD)障害について学校や実習先に伝えることに不安

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】学科（専攻）:教育、2 年次、発達障害（ADHD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

2 年次春休み明けに相談したいと申し出があり、1 年後期に開講した障害関係の授業担当者として相談を受けた。

授業で ADHD について学び、自分にあてはまると思い、春休みに自ら受診し診断がついた。

1 年次の幼稚園実習でこなせないことが多く、再実習となった。診断がついたことを学校に伝える方がよいのか、次の保育所実習の際に、実習先にも伝えるのがよいのか迷っている、睡眠不足になると集中できない、服薬により集中できるようになれば実習を乗り切れるのではないかなど相談があった。相談を継続する中で、診断がついたことを知ってほしいという希望が出された。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、キャリアセンター、その他(実習担当部署)

2.対応内容

個人レベルの相談から学内で共有することになったので、まず実習担当教員等への報告に立ち会い、学科協議会で専任教員にも報告した。診断書のコピーは総務部に提出した。授業や実習で具体的にどのような配慮を申し出たらよいかはわからないとのことで、通院先で心理検査を実施していなかったため、自己理解することと授業や実習で配慮の申し出が必要かどうかを検討するため、心理検査の実施について提案し、本人・保護者の同意を得た。委員会に心理検査（WAIS-III）の購入を図り、稟議が通ったので、臨床心理士・特別支援教育士をもつ教員として委員会から依頼を受けた形で、本人に心理検査を実施し、結果について本人にフィードバックした。

通院先で薬の調整をしてもらい集中できる形で実習に臨みたいとのことで、実習先

には実習担当者が事前に診断がついていることを説明し、配属クラスの配慮を申し出、実習中の巡回指導も行なった。実習先では配慮を受けながら実習をやり終えることができたが、実習評価が低く、実習担当者との振り返りの中で、免許資格取得の困難さが伝えられた。

【学生等の反応】

不服、不満の申し立てまではいかないが、相談があった。

実習振り返りの後、再度本人から相談があり、免許資格取得をやめて、企業就職に切り替える方向で相談を再開した。障害者手帳（精神）取得を視野に入れて就職活動をしたいたとの申し出があったが、診断がついて半年たっていないなど手帳取得前に就職活動が必要な現状があり、近日開催される障害者雇用の就職フェアに参加し、相談するところまで進んでいる。最終的に、一般求人で就職活動し内定が得られた。

【その後の経過】

今回の事例によって整備された支援環境として、過去に医療機関での検査所見に基づき、キャリアセンター付教員として進路支援してきた例はあるが、学内で心理検査を購入し、実施できるようになったことで、きめ細やかな支援を検討することが可能になったことは大きな変化であると考えている。診断がついても、何を申し出てよいかわからない学生、何が合理的配慮なのかかわからない教職員に対し、根拠を示すことができればと考えている。

専門性をもつ教員として個別対応しているが、現状では部署所属がないため、検査実施場所の確保、用具や記録が個人保管となる点は、今後検討が必要と考えている。

【参照】建設的対話

事例 No.42(ADHD)海外研修に関する不安についての相談

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、1 年次、発達障害（ADHD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

ADHD と診断を受けている学生から、イギリスでの海外研修に参加したいとの申し出があった。

海外研修の申込書類の担任所見欄に、ADHD と記載があり、研修に際し心配な部分（物事をすぐに忘れてしまう・長時間話を聞いていられない）があるとコメントされていた。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）、その他(学事課、留学支援担当)

2.対応内容

担任及びカウンセリングの先生に聞き取り調査を行なった。本人とも面接（通常は1回）を2回行ない、医師の診断書を提出させ、担任・カウンセラーの意見を聞いた上で学内で選考協議。約3週間の研修期間のうち2週間は教員が引率、その後1週間は学生のみ参加となるため協議したが、その結果、特に問題はないと判断。必ずメモを取る、1人で行動しないように気をつける事とし、研修参加と決定。

なお海外研修の場合、障害学生に限らず、書類審査、本人との面接を実施した上で、学内選考を行なっている。受入先の学校からは、ADHDのレベル及び他の学生に影響が及ばないか質問があったが特に問題はないと回答しており、研修に際し特に支援等を行っていない。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.120(ADHD)障害のことを伝えずに教育実習に行きたいと申し出

【事例が起きた時期】 過去5年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 3年次、発達障害・ADHD

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

教育実習に行く際に障害があることを伝えずに行きたい。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

ADHDの診断は出ているが、本人が認めたくない部分が大きく、保護者を交えて話し合いを実施し、実習に行く際に実習先に適切な情報を提供せずに行くリスクなどを伝え、実習先へ情報提供することの合意を得た。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

実習先に情報提供したことにより、大きなトラブルもなく実習を終えることができた。

【参照】建設的対話

事例 No.188(ADHD)配慮について全ての担当教員への共有

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】国立高等専門学校、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】学科（専攻）：工学、2 年次、発達障害（ADHD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

7 月に ADHD(注意欠如多動性障害)の診断を受けた学生の保護者から、授業・実験での理解不足に対する配慮、課題・レポートの配慮を依頼された。

障害の様子は

- 1.自己表現が苦手
- 2.漢字、スペルの書き取りが苦手
- 3.先生がクラス全体に話をしている時理解できなくなる
- 4.文字を書いて覚えることができない
- 5.本の内容が理解できない
- 6.細かなところの注意ができない

等

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署

2.対応内容

本校で障害学生支援室に相当する特別支援室での対応を約束した。科目担当教員に課題、レポート等についての配慮をするように指示をした。

【理由、原因等】※学校の回答

一部の教員に指示が行き渡っておらず、課題等の指導が変わらない科目があった。

【学生等の反応】

- ・不登校、休学、退学等

当該学生は 10 月に入って不登校となり、保護者から配慮していないのではないかと不満があった。課題の指導教員への連絡が行きわたっていなかったのが原因であった。

【その後の経過】

課題の担当教員を変更したが、不登校から普通登校へ戻ることへの不安（周りの目、勉強の遅れなどの要因による）が解消されず不登校が続いた。12 月から始まったリハビリの土日の登校を経て、授業計画に従って放課後別室での授業・試験を実施した。自宅

学習（課題、e-learning）等を含めて出席時間を確保し、試験等を行ない3年に進級できた。進級後は休むことなく登校している。

【参照】 モニタリング

事例 No.222(ADHD)相談室・保健室のサポート

【事例が起きた時期】 6年以上前

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、1年次、発達障害（ADHD）

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、保健管理センター等、その他(学生相談室)

2.対応内容

人とコミュニケーションをとるのと、感情のコントロールができてにくい学生で、何かあるたびに、よく相談室か保健室の方に来ていた。初めに来室した原因は、「本学が第1志望ではなかったから」だった。他の大学に行きたかった、ということをしきりと訴えていた。本学短大部から大学部への編入を希望しており、短大2年次に学部編入試験を受けたが不合格で、そのときには相談室に入ってきて床に座り込んで泣く等の行動が見られた。人とコミュニケーションをとるのは困難だったと思うが、誰にでもよく話しかける学生で、学外にある飲食店や薬局等にも出向き、よく「ムカつく」、「人を刺したい」等を言っていたようで、一度学外の薬局の方から問い合わせがあった。そのときは電話での謝罪のみの対応であったと思う。思い通りにならないとイライラする学生であったので、そのイライラを聴いて気持ちを落ち着かせる、というサポートをよくしていた。

【学生等の反応】

すでに卒業してしまった学生で、連絡もとっていないため、現在どうしているかは分からない。

【参照】 モニタリング

発達障害（ASD）

事例 No.22(ASD)文字認識が困難なことに対する配慮の申し出

【事例が起きた時期】 平成28年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、2年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

難病のため、文字の認識が非常に難しい。

一定期間内に情報を処理することができないため、特別対応（支援）をお願いしたい。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

- ・ 期間の延長
- ・ 英語リーディングの問題を一部スピーキングに置き換えて対応。（別室・別時間）

【学生等の反応】

対応策には、本人も同意したが、該当者の体調不良のため、十分な結果が得られていない。

【参照】 モニタリング

事例 No.26(ASD)授業予定の急変等があると混乱し不安になる

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）非公表、受験時、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

入学が決まった 3 月に、本人、保護者（両親）が、学科教員と面談した。
本人は、いつもと違うことに対応するのが苦手で、授業の急な変更等があると混乱し不安になる、事前の説明が大切との申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

入学前の保護者面談、入学前の本人との個人面談、関連教員への周知、個人面談、保護者面談の実施、行事等の事前説明等。

学科の関係教員間で協議し、学科及び担当教員が今後のスケジュールを事前に知らせる配慮を行なうことで、本人と合意した。また、本人は、不安が強くなると保健室を訪れるということを繰り返したため、保健室の看護師が臨床心理士のカウンセリングを予約するよう指導した。

【理由、原因等】 ※学校の回答

保護者面談時に本人の同席を許可した。

教員が、高校訪問時に大学での様子を高校に報告。

【学生等の反応】

現在は、毎週カウンセリングを受けることで安心できるようになった。

本人希望により、本人が負担に感じていた選択科目の履修を取りやめることがあった。

【参照】相談体制の整備

事例 No.32(ASD)会話のやりとりや話の内容の整理が苦手で配慮が必要

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、発達障害(ASD)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

アスペルガー症候群と診断され、会話のやり取りや、話の内容を整理することが苦手で講義の形態によっては修得が困難な場合が予想される。大学生活をスタートするに当たり、安心して勉強に取り組める場所であると思えるようにしてほしいという要望で、講義については具体的に次のような要請があった。

1.図や絵を用いて、目で見て分かるように視覚的に説明してほしい。

2.予定や注意は可能な限り文章にして示してもらいたい。

3.言葉だけで説明する時は、出来る限りゆっくり、要点を数字等を使用して具体的に話してもらいたい。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）、その他(学部のアドバイザー)

2.対応内容

出された要望をもとに当該学科で出来る支援をまとめて、各科目担当教員に可能な範囲での支援依頼をお願いした。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】同等の機会

事例 No.41(ASD)提出期限、連絡事項等の文書伝達等を申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】1 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

講義時の対応について

レポートの提出期限、連絡事項等を板書するか文書で渡して欲しい、メモをとったか本人に直接確認してほしいとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

相談室に相談があり、指導教員と保健室職員とで配慮の内容を本人と確認後、保健管理委員会で確認し、「配慮願い」として関係部署各科目担当教員へ対応を依頼し、その旨対応してもらうようにした。また、それ以外でも本人に教職員が声かけをして、提出物の確認等を随時行なうようにした。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

単位修得に向け、勉学に励んでいる。

【参照】モニタリング

事例 No.55(ASD)耳からの情報に弱く視覚情報に強いため座席配慮を申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:工学、1 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、事務窓口での対応

2.内容

- ・耳からの情報に弱く短期記憶が苦手なため、口頭による説明だと正しく伝わらない。
視覚からの情報に強いため、講義の中で席を前の方に配置してほしい。
- ・困った際に相談できる体制はあるか。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

- ・講義については学科教員が情報を共有して対応する。
- ・クラス担任をはじめ、学生相談室のカウンセラーが平日対応する体制があり、学生のみではなく保護者も面談が可能。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】 相談体制の整備

事例 No.57(ASD)耳からの情報に弱く短期記憶が苦手との相談

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、1 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、事務窓口での対応

2.内容

- ・耳からの情報に弱く短期記憶が苦手なため、口頭による説明だと正しく伝わらない。
- ・困った際に相談できる体制はあるか。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

- ・講義については学科教員が情報を共有して対応する。
まずは学科内で学生の特徴について情報共有し、教員に共通認識を持っていたいた。
- そして通常であれば板書に口頭で補足するだけというところ、予めプリントを配布した上で、板書と口頭で説明 をしたり、プロジェクターで投影し、視覚的により分かりやすく伝達するよう説明している。
- ・クラス担任をはじめ、学生相談室のカウンセラーが平日対応する体制があり、学生のみではなく保護者も面談が可能。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している
特に追加要望等もないため、問題なく過ごせていると思う。

【参照】 相談体制の整備 心のバリアフリー

事例 No.59(ASD)希望したものとは違うクラスでの受講

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:工学、3 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

当該学生が出席を強く希望していたのが比較的教員経験の浅い非常勤講師が担当する外国語科目のクラスであったため、常勤でベテランの外国語科目担当教員の判断で、自身のクラスで授業を受けるよう本人へ要請したが、本人がその要請を強く拒否した。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、保健管理センター等

2.対応内容

保健管理センターにおいて、当該学生および常勤のベテラン外国語科目担当教員と個別に頻回に面談を行ない、両者の合意を図った。具体的には、当該学生の感情的なわだかまりを解消しつつ、常勤のベテラン外国語科目担当教員と良い対人関係を築くための助言を行なったところ、当該学生の方から当初の要請を受け入れ、常勤のベテラン外国語科目担当教員の授業を受けることに同意してくれた。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

本事例については、当該学生の希望もあって定期的なフォローを行なっていないが、今までのところ当該学生に関連した問題は報告されていない。

【参照】建設的対話

事例 No.61(ASD)小・中・高で受けた特別支援と同様の支援を申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）自然科学、1 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、事務窓口での対応、学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2.内容

入学前に寮生活、修学面での相談が保護者と学生本人からあった。「社会性に乏しい」、

「不安になるとパニックになる可能性がある」等、本人よりも保護者から熱心な支援要望があった。ただ、保護者がイメージしているのは小・中・高等学校の特別支援のような、本人が望んでいなくても周囲から支援し、成長を促していくというようなものであった。大学における合理的配慮の提供とは、学ぶことへの参加の平等性であり、特別支援的な要素とはまた異なっていることを説明するが、保護者にはなかなか理解してもらえず、学内にクレーム的な相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

保護者からの相談、問い合わせに対し、関わった部署の職員で「大学でできること・できないこと」を整理してお伝えする場を設けた。支援部署についての説明も行なった。保護者には理解が得られたかどうかは分からないが、その話し合い以後、特に相談や紛争は起きていない。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

学生本人は修学に意欲的で、実験等のペアワークでも特に問題は起こっていない。寮生活では問題はあるものの、1人部屋にする等の対応をして落ち着いている。障害学生支援部署での定期的な面談で、本人の困りごと等を聞きとる機会を作っている。

【参照】 本来業務

事例 No.63(ASD)不得意科目の単位認定について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 公立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、4 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

- ・得意科目で習得した単位を、不得意な語学系科目・情報系科目の単位として認定してほしい。
- ・他の学生のいない部屋で授業を受けられるようにしてほしい。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署

2.対応内容

- ・教育支援の検討部会を開催。支援内容を検討し、授業担当教員へ要請（別室授業）を行なった。
- ・担当教員から卒業要件を変更することができないことを伝達。そのうえでできる支援を行なうことを説明し、当該学生も支援内容については納得していた。
- ・情報系科目は、個別代替授業を実施。英語科目は、TOEIC 試験による単位認定。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため
- ・具体的な内容

卒業要件を変更して、単位認定をしてほしいとの要望があったが、学内委員会での検討の結果、本学のディプロマ・ポリシーに関わることであるため卒業要件の変更はできないとの結論に至った。

【学生等の反応】

卒業要件を変更して、単位認定をしてほしいとの要望については、本人からの不服の申し出があったが、その都度できないことを伝えて納得してもらった。

【参照】同等の機会 本質の可視化

事例 No.67(ASD)必修科目の補講や成績評価の代替措置を要望

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）:工学、1 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

障害に起因する症状のため必修科目等の欠席が数回あった。後日、本人および保護者より必修科目の補講や成績評価についての代替措置について要望が出された。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

障害学生支援部署より学科に配慮願いを提出したが、学科内での慎重な検討の結果、基礎科目を十分に時間をかけて履修することの意義や教育の質の観点から要望については応えられないという回答となった。その代わりに、学科教員が当該学生との定期的な面談を行ない、再履修に向けて学習面および学生生活についての支援を行なうと

いう提案がなされ、本人と保護者もそれに合意した。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため
- ・過重な負担となるため(費用・負担の程度)
- ・評価基準等

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】本質的な変更 建設的対話

事例 No.77(ASD)保護者からの申し出について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科(専攻):人文科学、2 年次、発達障害(ASD)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

入学時、学生の父親から学生相談室に「本人は発達障害である」という相談があったが、特に対応を求められなかった。3 年次 4 月に父親の希望で父親、学生、関連部署で面談を実施した。その際父親から、「本人はこれまで人間関係上の問題が起きると過呼吸、錯乱の症状が悪化し、入退院を繰り返してきた。現在も大学のクラスメイトの人間関係の問題から症状が悪化し、車椅子の状態である。」と報告を受けた。

- 1.大学は発達障害への理解、配慮がないという抗議があった。
- 2.今後、車椅子を使用する娘の送迎は父親がするが、学内では大学が支援してほしいという要求があった。
- 3.留学を強く希望しているので、支援してほしいという希望があった。

面談中、車椅子の学生は自分で話せる状態ではなく、父親にだけ小声で話し父親が代弁した。面談中に知っている学生が留学することを知り、学生の過呼吸が激しくなったため、改めて今後の対応について連絡することにして面談を終えた。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署(学生課等)、教務担当部署、教育部門(学部、学科等)、その他(学生相談室)

2.対応内容

学生の心身の状態から、今年度は休学を勧める方向で検討し、教員から連絡を取ることにした。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・ 障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため
- ・ 具体的な内容

学生の様子から治療が第一であり、大学がストレスを与えない環境を保障することは無理と判断した。

【学生等の反応】

- ・ 不登校、休学、退学等

大学からの連絡と入れ違いに、父親から退学の意向の連絡があった。

父親が、本人の症状から治療を最優先させたと思われる。

【その後の経過】

公平な選別であっても、障害が原因で希望（留学）がかなえられないことへの抗議にどう答えるべきか。

【参照】 不当な差別的取扱い

事例 No.102(ASD)出身校より受験に関する特別措置（別室受験）の相談
--

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立高等専門学校、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 受験時、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学

2.内容

卒業見込み中学校教諭から事前相談を受け、且つ中学校長から「学力検査に関する特別措置願」の提出があり、別室での受験希望があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、入試担当部署

2.対応内容

本校教務主事（特別支援教育推進室長）及び、特別支援教育コーディネーターと協議し、別室受験実施の配慮を行なった。

【学生等の反応】

受験者本人、卒業見込み中学校担当教諭及び保護者から不服等は受けていない。

【参照】 引継ぎの円滑化

事例 No.159(ASD)サークル・アルバイト先・出身高校で受けたハラスメントに関する申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、4年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

かつて所属していたサークルの活動やアルバイト勤務先企業に対するクレーム、系列高校時代に教員からハラスメント行為を受けたとする旨のクレーム

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等、具体的な部門名は非公表）

2.対応内容

本人からの申し立ては、障害学生支援室、所属学部、学生生活課、ゼミ担当教員、系列高校に対して同時並行的に複数回行なわれた。ちなみに本人はもともと障害学生支援室の利用者であった。障害学生支援室が本人との話し合いを定期的に継続して行なう一方で、調整役となって関係箇所と連携し、問題の解決にあたった。本人との合意形成にはゼミ担当教員との話し合いが有効であることがその過程でわかったため、それを支援する方向で進めた結果、最終的には本人から「卒業を機に本件は終結させる」という宣言を得て合意形成に至った。事の発端は自治体による障害者福祉サービス受給証交付手続きの煩雑さからくる本人の気持ちの不安定さに起因していたため、障害学生支援室ではカウンセリングを通じて本人の不安軽減に努め、必要に応じて関係箇所と情報共有した。

なお、障害学生支援室では利用申込み時に本人を支援するために必要な情報を学内関係箇所と共有することについて、本人から同意を書面で得ている。

【参照】相談体制の整備

事例 No.161(ASD)授業支援・定期試験配慮・重要書類の保護者宛通知について

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、4年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

- ・授業用資料の事前配布の許可
- ・板書撮影の許可
- ・定期試験の時間延長の許可
- ・本人配付用の重要書類の保護者あてへの送付

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署

2.対応内容

支援の申し出に関して全てを許可した。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】 同等の機会

事例 No.167(ASD)保護者からの相談について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、2 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、事務窓口での対応

2.内容

いじめを受けており転んで怪我をしたと学生課に母親より相談がある。本人に状況を確認すると、特定の学生にからかわれているとのこと。関わりを持たないようにしていたが、名前を呼ばれたので走り去ろうとしたら滑って転倒し怪我をした。1 か月後に再度母親より連絡あり。いまだにからかいが続いており、先月の件では該当学生にどのような対応をしたのかを知りたい。また、夏休みにフィールドワークがあり心配。引率の教員に配慮をしていただきたいと申し立てがあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

母親の相談に対し教員、保健室担当と本人で面談施行し状況確認を行なった。本人に該当学生を確認するが、不正確であり特定できず。その他の学生に協力を依頼し様子を見てもらったが特定できず。母親に対しては、学生委員長との面談を実施し対応について説明を行なった。また、教員・職員が継続して観察していくことを伝えた。本人には、保健室へ毎日出席確認のため訪室していただき状況を確認していくこととなる。

【理由、原因等】

合意形成のための話し合いは行っていない。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

からかいも落ち着いており、悩みがある時は相談することができている。また、保健室に毎日出席確認に来ていたが、本人の希望で3日に1回となる。

【参照】モニタリング

事例 No.171(ASD)講義時の配慮について

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】1年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

講義時の対応について

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

保健室（相談室）に相談があり、指導教員と保健室職員とで配慮の内容を本人と確認後、保健管理委員会で確認し、「配慮願い」として関係部署各科目担当教員へ対応を依頼している。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

無事に単位を修得し、卒業している。

【参照】同等の機会

事例 No.179(ASD)講義資料の事前入手・他学生のノート提供・ 定期試験の別室受験及び時間延長・教員との定期面談を希望

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、3年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

講義や試験に関する以下のことについて支援の申し出があった。

- 1.講義資料の事前入手（カラー印刷の紙媒体及びデータ）
- 2.他学生の講義ノートを提供
- 3.期末試験の別室受験及び試験時間の延長
- 4.定期的な教員との面談
- 5.講義担当教員との連絡の取り次ぎ

【学校の対応】

- 1.関わった部署
教務担当部署
- 2.対応内容

支援の申し出に対し、下記のとおり対応している。

- 1.1 週間程度前にカラー印刷の紙媒体及びデータを提供する。
- 2.講義後に学生のノート及び書き込み資料を提供し、本人がスキャニングしデータを保存する。
- 3.別室での受験及び試験時間延長（通常の 1.3 倍）を許可する。
- 4.週 1 回の担任教員との面談で、困っていることや更なる要望の聞き取りを行ない、大学生活全般の相談を受ける。
- 5.講義担当教員と本人との連絡を、メール等により担任教員が取り次ぐ。

その他、年 2 回程度の保護者面談（副学長、担任教員、担当課職員の同席による）を要望に応じて行なっている。

【学生等の反応】

現在のところ問題なく修学中であり、本人の大学生活への不安が解消されつつある。担任教員だけではなく、他の講義担当教員に対してもコミュニケーションを取れるようになり、自ら問題解決をしようと努力している。

【その後の経過】

上記の対応（支援）により、順調に修学できている。

【参照】 同等の機会 モニタリング

事例 No.180(ASD)入試時の受験時間延長及び入学後の板書撮影許可を申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:農学、受験時、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

- 1.場面等
受験・入学、授業・研究指導
- 2.内容

入学試験では、受験時間延長の申請があった。

入学後は、書くのが遅いので、板書の写真撮影を許可してほしい。また、過度のストレスがかかると、疲れやすくバランスを崩しやすくなり、段取りをするのが苦手です。手抜きをしていると誤解されることがあるので、配慮してほしい。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

入学試験では、本人の申し出どおり、受験時間 1.3 倍とし、別室受験で対応した。入学決定後に学生本人、保護者、カリキュラム委員長、学生支援委員長、アドバイザー教員、修学支援グループサブリーダー、学務係長で話し合いを行ない、以下の対応 をすることになった。

- ・週 1 回、アドバイザー教員が面談する。
- ・授業の履修指導について、カリキュラム委員長がケアする。
- ・授業中の板書の写真撮影については、撮影音が出るので、担当教員に事情を説明して、承諾を得ておくことになった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

現在は、特別な配慮なく学生生活を過ごしている。面談等も実施していない。

【参照】 同等の機会 モニタリング

事例 No.182(ASD)就職活動について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】 学科（専攻）:教育、2 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

学生から、就職試験は受験しているが、なかなか良い結果が得られないとの相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

就職支援部署（キャリアサポート課）

2.対応内容

まず、保護者と面識のあるクラス担任から保護者に連絡を取った。後日学生本人と保護者とキャリアサポート課職員で面談を行ない、就職および障害というものに対す

る家庭の意向を確認した。就職して自立することにより成長してほしいと考えていること、幼少期にアスペルガー症候群の診断を受けていること、デメリットを考え障害者手帳は取得していないことなどを把握した。それを受け、現状での就職は困難だと判断し、ハローワークの専門相談員を紹介した。学生に適応した就業場所を見つけるため、障害者手帳を取得することになった。手帳取得後、就労継続支援A型事業所の求人を紹介され受験して内定をいただいた。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

就職先が決定したことにより、卒業までの間、学業に専念することができた。興味関心のあることをより深く学ぼうとする姿勢が見受けられた。この事例は、学内において初めてのケースで、学生、保護者、教職員の理解と連携が取れた結果として合意が得られたと言える。今後は、組織的に対応できるよう支援体制を整える必要がある。

【参照】 キャリア教育 社会資源の活用

事例 No.192(ASD)卒業論文指導教員への指導・配慮要望について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、4 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

全体的な単位取得状況は問題なかったが、通常指導だけでは 4 年次に卒業論文が書けず、保護者と卒業論文指導担当者との間で、指導・配慮について合意に至らず、留年確定。その後、専門医の検査・診察により ASD の診断を受け、支援担当部署に保護者から相談があった。専攻教員との仲介をし、保護者との面談後、合意形成に到り、指導の配慮を受け、卒業論文を作成し、無事に卒業をした、という事例。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）、その他(学生相談室)

【参照】 心のバリアフリー

事例 No.198(ASD)入学時より何度も面談を実施したが休学中

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）非公表、1 年次、発達障害（ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、実習、フィールドワーク等、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

入学手続き時に提出する学生個人カードの障害・既往症欄に「発達障害」との記載があったので、大学から当該学生の保証人に連絡。授業中に奇声を発することがある、奇異な行動をすることがある、フラフラと離席することがある等の行動が見られる、とのこと。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

合意形成に向けて何度も面談を実施し、学科の教員及び履修科目の担当教員に対して、障害がある旨と対応内容について周知。母親同伴で授業に出席したい旨の申し出があったが、それについては断った。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

【学生等の反応】

- ・不服、不満の申し立てがあった
- ・学内の相談機関または教職員に相談した
- ・学外機関等に相談し、当該機関等から問い合わせ等があった
- ・不登校、休学、退学等

学内で暴力事件を起こし、懲戒処分（停学）となった。その後、保護者同伴で授業に出席することを特別に認めたが、学外で傷害事件を起こして措置入院となり、退学した。措置入院となるような重度の発達障害のある学生への支援について考える大きなきっかけとなった。

【参照】過重な負担

発達障害（発達障害の重複）

事例 No.8(ADHD、ASD)授業についていけないとの申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:工学、1 年次、発達障害の重複（ADHD、ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、その他

2.内容

入学後 5 月に、授業についていけないと言って、パニック状態で保健管理センターに相談に来た。センターの看護師や母親との電話のやりとりでは脈絡のない大声での対話がしばらく続いた後、少し落ち着いて授業に復帰した。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

保健管理センターの教職員やカウンセラーを中心に聞き取りを行ない支援内容等を協議した。その後の授業やテストでも大声を出す等、授業を妨げるような状況が発生した。

【学生等の反応】

- ・ 不服、不満の申し立てがあった

これまで小児科医にかかっていたが、保健管理センターの指導もあり、現在はカウンセラーの指導も受けながら精神科の病院に通って薬を服用している。保証人は本人に対する指導等を大学に任せている状態である。

【参照】モニタリング

事例 No.207(ADHD、ASD)服薬の副作用による居眠りについて

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、1 年次、発達障害の重複（ADHD、ASD）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

入学後に学生本人から支援の相談があり、配慮願い文書作成中に授業中に起こったトラブル。

服薬の副作用で居眠りが起こり、教員に他学生の前で厳しく咎められた。学生本人から「副作用で起こるものだ」と居眠りの理由を伝えたが、教員にその場では理解さ

れなかった。学生本人もその科目の受講に懸念を示し、教員にも障害学生支援担当職員から事情を説明したが、「眠くなりにくい時限のクラスに変更を」と提案があり、当該クラスでの対応が出来ないとの回答があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生本人への聞き取り、当該科目の担当部署に報告・相談、そして教員へ相談を持ちかけた。しかし教員と学生本人との間で話し合いができないまま、教員の意向と学生本人の意向により、薬の副作用が起こりにくい時限にクラス変更となり、この教員の授業は、受講しないことになった。

【理由、原因等】※学校の回答

講義内で起こった事象に対して、担当教員と学生本人で話し合うことができなかったものの、学生本人の副作用が起こりにくい時限にクラス変更することで、学生本人も抵抗なく受講することが出来るようになった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

学生本人はクラス替えをした後は、順調に修学している。

【参照】心のバリアフリー

事例紹介（精神障害）

精神障害・統合失調症等

事例 No.62(統合失調症等)ストーカー行為による退学勧告に障害を理由に休学を申し出

事例 No.216(統合失調症等)試験が不合格だったのは障害が原因なのではとの申し出

精神障害・気分障害

事例 No.49(気分障害)公共交通機関の利用が苦手でバイク通学を申し出

事例 No.54(気分障害)クラスメイトの一言がきっかけで不登校

事例 No.136(気分障害)配慮学生登録の申し出

精神障害・神経症性障害等

事例 No.19(神経症性障害等)発表課題の免除を申し出

事例 No.51(神経症性障害等)担当部署閉室後の休憩場所について

事例 No.56(神経症性障害等)卒業・資格取得に必要な単位が取得できず保護者から申し出

事例 No.75(神経症性障害等)度重なる発作で授業の進行、他の履修生に影響

事例 No.107(神経症性障害等)就職支援について

事例 No.108(神経症性障害等)配慮願にある事項について

事例 No.221(神経症性障害等)座席配慮の申し出

精神障害・摂食障害、睡眠障害等

事例 No.48(摂食障害、睡眠障害等)健康診断等での配慮について

事例 No.139(摂食障害、睡眠障害等)申し出への対応により不登校が解消された

精神障害・他の精神障害

事例 No.4(他の精神障害)ロッカールーム使用についての申し出

事例 No.39(他の精神障害)経過観察中の疾患のある学生が海外研修を申し出

事例 No.60(他の精神障害)自宅学習やレポート提出での単位取得を申し出

事例 No.64(他の精神障害)ピアサポーターの必要性について

事例 No.76(他の精神障害)教育実習について

事例 No.125(他の精神障害)パソコン持込許可と講義内容の写真撮影の申し出

事例 No.128(他の精神障害)配慮願にある事項について

事例 No.141(他の精神障害)受講について、課題提出等の代替措置の申し出

事例 No.142(他の精神障害)保護者からの申し出に対し、教員と状況を共有し制作発表
プレゼンを紙媒体で実施

事例 No.145(他の精神障害)本人に知られないよう修学支援を希望するとの保護者から
の申し出

事例 No.163(他の精神障害)授業資料の提供について

事例 No.165(他の精神障害)服装及びトイレの利用等に関する申し出

事例 No.168(他の精神障害)体調が悪化した場合を想定した配慮希望の申し出について

事例 No.169(他の精神障害)海外研修の中断について

事例 No.173(他の精神障害)海外研修への参加について

事例 No.177(他の精神障害)薬服用による遅刻・欠席への配慮希望の申し出

事例 No.184(他の精神障害)教室への入室困難等の申し出に配慮

事例 No.197(他の精神障害)所属学科からの合理的配慮の申し出

事例 No.210(他の精神障害)学期試験問題を選択式に変更してほしいとの申し出

事例 No.214(他の精神障害)教員の病気への理解について

事例 No.220(他の精神障害)入学試験科目・問題の変更希望及び入学後の学習支援・学
外実習等について

事例 No.223(他の精神障害)座学授業での別室受講

精神障害（統合失調症等）

事例 No.62(統合失調症等)ストーカー行為による退学勧告に障害を理由に休学を申し出

【事例が起きた時期】 非公表

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:非公表、精神障害（統合失調症等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

所属する学科や問題対応部署は全く考慮せず、さらに女性教職員のみに試験の範囲を問合せたりする。返答が無いことに不満を持ち、SNSに事実無根の書き込みを行なう。そのうちに特定の女性教員へのストーカー行為を繰り返したため、保証人に対して退学勧告を行なったところ納得せず精神障害の診断書を持参し、大学で修学を続けさせてほしいとの申し立てがあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

事案の発生後、女性教職員の保護のため、学生本人からの電話は全て男性職員に廻し会話は録音を取った。所轄警察とも緊急対応について相談を行なった。事実を積み重ねたうえで教授会において退学処分を決議し、保護者に通知を行なうが納得せず、精神障害の診断書を付けた休学願いを数度提出するが受理せず。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担（事務・事業への影響の程度）
- ・教職員の理解

【参照】過重な負担

事例 No.216(統合失調症等)試験が不合格だったのは障害が原因なのではとの申し出

【事例が起きた時期】6年以上前

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、2 年次、精神障害（統合失調症等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

資格・免許の課程を履修できる試験に落ちた。前年も不合格だったが今回は 2 度目であり、他の受験生は 1 年生なので合格に自信があった。なぜ落ちたのか教員に直接聞きに行くが、「合格点に達しなかったから」とだけと言うだけで相手にしてもらえなかった。課程履修の担当教員の中では、想定内のことであったので窓口担当教員を決めており、学生と話をすることになっていたがそれでは怒りが収まらなかった。「自分が精神疾患だから落とされた」といって学生相談室に申し立てをしてきた。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）、その他(主治医)

2.対応内容

この学生は以前から不定期ではあるがカウンセリングを利用しており、普段から突発的な事由に備え父親や大学職員、ゼミ担当教員、主治医と連携をとっていた。今回も学生相談室の臨床心理士、ゼミ担当教員、学生が所属している学内ボランティア団体の担当職員が学生に話をした。精神疾患であるという理由で不合格になったのではないということを説明した。ゼミ担当教員から主治医に連絡をし、主治医からは、病状を考え卒業だけを目指したらとアドバイスを受けた。

【学生等の反応】

- ・学内の相談機関または教職員に相談した

- ・学外機関等に相談し、当該機関等から問い合わせ等があった

学生から学生相談室の臨床心理士に「複数の人からアドバイスを受け、自分なりに考え、気持ちを切り替えることにした」と報告があった。無事４年間で卒業した。

【参照】建設的対話

精神障害（気分障害）

事例 No.49(気分障害)公共交通機関の利用が苦手なバイク通学を申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:1 年次、精神障害（気分障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

不安神経症の診断を受けている学生から、公共交通機関の利用が「嫌なため（本人の表現）」、250cc のバイクで通学したいと相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、その他(学生相談室)

2.対応内容

学生からのヒアリング 2 回、学生相談室での面談数回、学外の学校医への相談を実施、当該学生と学生相談室カウンセラーとの間である程度良好な関係出来上がったと判断した時点で、学生課事務職員から現時点の判断として不許可を伝えた。

その際、(1)医務室を利用する等しながらではあるが、欠席せずに通学できていることから、バイク通学の必要性が大きいとは言えないこと (2)当該学生が通学するルートが、高速道路を 2 本経由し約 90 分かかるルートであること、学生の運転経験が少ないことから、交通事故の被害者・加害者となるリスクが累計的に高いことを理由として伝えた。

また、体調が悪化する等により状況が変化した場合には、再度検討するので、学生課職員かカウンセラーに相談して欲しいとも伝えた。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため

【学生等の反応】

学生は淡々と判断結果を聞き「分かりました。ありがとうございました。」と回答したが、その内心までは不明である。

【参照】建設的対話

事例 No.54(気分障害)クラスメイトの一言がきっかけで不登校

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 国立高等専門学校、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】 学科（専攻）:工学、4 年次、精神障害（気分障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

以前から気分障害の診断を受けている学生であったが、年度当初は調子が良く登校していたが、校内体育大会中に、当該学生に対して放たれたクラスメイトの一言が引き金となって、クラスの中に入れなくなり不登校になった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署

2.対応内容

学生本人、保護者と学科長、学級担任の間で状況、要望等について話し合った結果、医務室内に設置された特別支援室であれば勉強できるということなので、実施可能かどうかを学科会議、教務委員会で検討し、認められた。科目担当教員から、課題等を出していただき、それについて学習することとした。また、実験はグループでの活動のため出席するようにした。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

依然としてクラスメイトのいる教室には入れず、授業は受けることはできないが、別室での登校はできている。期末試験はクラスメイトのいる教室で行なうことができた。

【参照】 建設的対話

事例 No.136(気分障害)配慮学生登録の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:非公表、4 年次、精神障害（気分障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

特別支援の申し出があり、本人の希望のもと登録を行なった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署

2.対応内容

教務課、学生相談室、担任などで連携し、本人の調子をうかがいながら支援を行なった。当該学生は気分障害で、診断書に基づき支援を申し出ていて、本人の希望のとおりに教務課、学生相談室、担任などと連携して、レポート、課題等の配慮を行なってきたが、出席が足りず、課題もきちんと出されなかった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

【学生等の反応】

- ・不登校、休学、退学等

精神的な不調により、学内支援について合意していたものを覆され、大学側に不満を訴えた。その後、学業続行困難となる。

【その後の経過】

最終的に単位不足、修学費未納のため除籍になった。

【参照】相談体制の整備

精神障害（神経症性障害等）

事例 No.19(神経症性障害等)発表課題の免除を申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:非公表、精神障害（神経症性障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

- ・試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

- ・発表課題の免除

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

- ・学内協議、学生との合意形成のための話し合い

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため
- ・具体的な内容

申請された障害内容や他の活動での状態像を踏まえると不適當、かつ科目履修の目的の本質に近い変更となると考えられたため。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

大学からの配慮要請は行わなかったが、学生が個人的に担当教員に相談し、対応された。

【参照】本質的な変更 本質の可視化

事例 No.51(神経症性障害等)担当部署閉室後の休憩場所について

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、1 年次、精神障害（神経症性障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

当該学生は不安障害を抱えており、入学当初より定期的に学生相談担当部署を利用し、大学生活で生じる様々な不安について相談している。相談の中で、1 限から 4 限の時間帯に発作等の症状が生じた際には保健室や学生相談担当部署で休憩できるが、それらの部署が閉室した後の 5 限以降の時間帯（17 時以降）に休憩したいときはどうすればよいかとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、その他(学生相談担当部署・保健室)

2.対応内容

学生相談担当者から、キャンパス連絡会等で当該学生の申し出を他職員に伝え、検討の場を設けた。検討の結果、現在人員を確保することが難しいため、5 限以降の時間帯に保健室や学生相談担当部署を開室することは難しいという結論となり、代替案を考えることとなった。当該学生は、静かな場所があれば休憩できるとのことであったため、5 限の授業が行なわれる教室に近い位置にある空き教室を探し、教務担当部署等と協議した結果、その空き教室を休憩室として利用できることになり、本人も納得した。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため(事務・事業への影響の程度、費用・負担の程度)
- ・具体的な内容

人員の確保の問題等、体制面や費用面において検討を要する問題については、申し

出に応えることが難しく、代替案を模索することが多くなるのではないかと考えられる。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【参照】相談体制の整備

事例 No.56(神経症性障害等)卒業・資格取得に必要な単位が取得できず保護者から申し出

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:10,000人以上

【対象学生】学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、4年次、精神障害(神経症性障害等)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

卒業や資格の必須となる実習単位が取得できなかったことや、その後の学部での対応について、保護者が不満を感じて学生相談担当部署に相談が入った。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署(学生課等)、教育部門(学部、学科等)、その他(学生相談担当部署)

2.対応内容

実習単位が取れなかったことで、保護者から学生相談担当部署に連絡が入った。不安障害で治療しているので、実習時に特別な配慮をしてくれたのか等、学部の対応に不満を訴えた。学生本人は学部での合理的配慮を希望していなかったが、学部教員も本人の特性を考えて、実習班や指導者との組み合わせを暗黙に配慮していた。保護者からの訴えを受けて学部と調整し、学部側から、実習中の対応や評価について保護者や本人に直接連絡を取り、実習評価についての詳細を説明した。その後本人は自分の適性を考え、進路変更を希望している。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

【学生等の反応】

- ・不登校、休学、退学等

進路変更を希望し休学をしている。

【その後の経過】

第三者に説明可能な評価基準や学生や保護者への説明責任をより明確にしなくてはならないという雰囲気が強くなった。

事例 No.75(神経症性障害等)度重なる発作で授業の進行、他の履修生に影響

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、1 年次、精神障害（神経症性障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、式典、行事、説明会、シンポジウムへの参加

2.内容

受験は別室受験を希望。受験の際に過呼吸の強い発作あり。入学前の面談では、授業は他の学生と一緒に問題ないということであったが、授業時の度重なる激しい発作により授業の進行、他の履修学生にも影響が出たため、母親同席で学生と面談を行なった。その際に母親から次の要望が出た。

- ・ 今後は個人授業をしてもらいたい。
- ・ 専用の休憩室がほしい。
- ・ 入会した学内サークルの旅行に参加したい。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等、その他(学生相談室)

2.対応内容

学生の主治医に確認の上、校医を交えて対応を協議した結果、以下のように対応した。

- ・ 個人授業を行なうことは、本学の教育内容の主旨にも係ることでもあり、個別の開講はしない。試験は相談した上で必要な場合に個室で行なう。
- ・ 本学の現状から専用の部屋は設けられないが、各階ごとに休憩できるスペースを設ける（発作を起こしても受講を続けようとしたことから）。2 回目の発作では退室し教室には戻らず保健室で休憩するルールを提案。この他、学内での約束事をまとめ文書化し渡した。
- ・ 学生のためのサークル旅行への参加については、事前に旅行中のルールを明示し自己責任で参加することを約束してもらった。

この他、日常生活については、学生相談室、保健室で自己管理の指導を継続的に行なった。

【学生等の反応】

- ・ 納得して、問題なく修学している

学生相談室、保健室の指導により、日常生活の自己管理ができるようになり、授業

中の発作がほぼなくなってきた。現在は、授業の前後で小さな発作がある。学内全体で情報を共有しており、連携して見守っている状況である。

【その後の経過】

入学前の面談で相手が全てを話さないことがある。このため、入学後に明らかになることがあり、必要に応じて対応を変えることが必要。

【参照】 本質的な変更 モニタリング

事例 No.107(神経症性障害等)就職支援について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】 学科（専攻）:教養、2 年次、精神障害（神経症性障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

就職

2.内容

入学後の適応に難しさがあり配慮していたが、就職活動で無理をしたことにより、メンタルクリニック通院が始まり、強迫性障害と診断された。就職活動をストップさせ、卒業をめざすことにしぼったが、卒業のめどがたったころから、就職したいとの申し出がなされた。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生相談部署、保健管理センター等、就職支援部署、その他(医療機関、就労移行支援機関、ハローワーク)

2.対応内容

学生相談部署で継続的に相談しており、通常就職は難しいとの見解であったが、キャリアセンターには就職したいと申し出てきていたこともあり、通院先医療機関と連携を取り、就労に向けての調整を行なった。心理検査の実施を依頼し、強迫性障害以外に、知的障害と発達障害の診断もつく状態であったが、本人の「障害はいやです」との思いが強く、障害者手帳の取得は困難であった。就労移行支援機関との連携は希望したため、本人・保護者に同伴し、説明を受け、卒業後利用することとなった。

【理由、原因等】 ※学校の回答

卒業のめどがたつまで学業に専念し就職活動にストップをかけたこと、医療機関から所見をもらうこと、就労移行支援機関との連携については、合意が得られた。

障害者手帳取得に関しては合意が得られなかったが、就労支援を受けたいとのことで、診断書により受給者証発行の手続きを行なうことには合意が得られ、利用中である。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

在学中のサポートについては、納得しており、保護者とも話し合いができています。

特性について本人・保護者がさらに理解していくことが必要であると思われる。

【その後の経過】

学生相談部署では卒業後も定期的に相談対応を行なっている。キャリアセンターとしては、就労移行支援機関にいったん任せた状態である。連携をとったのは、本学では初めてのことであったが、個別の支援計画などを共有することができた。

障害者手帳の取得については抵抗があり、2年間の期限が迫っているため、就職できなかった場合、キャリアセンターでの相談を再開する必要があるかもしれないと考えていた。

その後、就職活動を始め、キャリアセンターに立ち寄るようになり、卒業1年7か月後には就職先が決まった。継続して勤務している。

【参照】キャリア教育

事例 No.108(神経症性障害等)配慮願にある事項について

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、精神障害（神経症性障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

第1回目の授業で当該学生の配慮内容である「途中退室」を先生にとがめられた。

配慮願を授業担当者に渡してくれているのかという申し立てが支援担当部署にあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

授業変更期間後の履修科目決定後に教務部長名で大学から授業担当者に配慮願を配布していた。そのため第1、2回目の授業では配慮願は授業担当者には渡っておらず、配慮学生の有無や配慮内容は授業担当者は知らない状況であった。一方、当該学生は第1回目の授業から配慮内容が授業担当者に伝わっていると思っていた。配布時期について学生支援部署と学生との相互確認不足のために起きたことであった。学生と保護者にその旨を謝罪した。学生本人へのフォローは学科長（当時の学生の担任）が担当した。授業担当者には、配慮学生であることを説明して事情を理解してもらった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教職員の理解

【学生等の反応】

- ・学内の相談機関または教職員に相談した。
- ・パニックの症状強くなったために当該年は休学となった。

【その後の経過】

配慮願を、従来の「教務課からの配布」に加え「学生本人が配布する」選択肢を加えた。学生には、先生が学生の顔を認識してくれること、第 1 回目の授業から確実に先生に渡せることを説明した。

【参照】 モニタリング

事例 No.221(神経症性障害等)座席配慮の申し出

【事例が起きた時期】 6 年以上前

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、精神障害（神経症性障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

過敏性腸症候群のため、トイレに行きやすいように席の配慮をして欲しい。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、保健管理センター等

2.対応内容

席があらかじめ決まっているような授業や試験の際に、出入り口近くに席を変更してもらった。

【学生等の反応】

問題なく修学し卒業した。

【参照】 意思の表明

精神障害（摂食障害、睡眠障害等）

事例 No.48(摂食障害、睡眠障害等)健康診断等での配慮について

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:500 から 999 人

【対象学生】 学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、精神障害（摂食障害、睡眠障

害等)

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等、式典、行事、説明会、シンポジウムへの参加

2.内容

摂食障害があるため、体重の増減が激しく体形をかなり気にする。健診時には周囲の人に体重がわからないように計測をし、演習時に水着になることも配慮してほしい。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

健診に関して、提携先健診センターに連絡し、体重の表示パネルが他の学生の目に触れないよう配慮を依頼した。演習に関して、水着になることはカリキュラム上避けられないが、デッサン等の時のみ水着になり、それ以外は上着を羽織らせる等の配慮をした。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

入学時、母親と共に相談に来たが、その後の深刻な相談はなく順調に学生生活を送っているようである。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.139(摂食障害、睡眠障害等)申し出への対応により不登校が解消された
--

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、1 年次、精神障害（摂食障害、睡眠障害等）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

「摂食障害」であることを、担当教員が授業中に他の学生の前で話してしまい、授業への参加、登校ができなくなったと保護者より申し立てがあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等、その他(学生相談室・カウンセラー)

2.対応内容

申し出を受けて、学生部長、学科主任、教務主任、保健室職員、学生課職員と保護者との間で話し合いを行なった。大学として、当該科目の再履修を後期に行なうことにより、担当教員の変更を行ない、学生本人への精神的援助は保健室で対応した。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

留年することもなく、無事卒業した。

【参照】 モニタリング

精神障害（他の精神障害）

事例 No.4(他の精神障害)ロッカールーム使用についての申し出

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学

【対象学生】 学科（専攻）：非公表、1 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

2.内容

性別違和により学内ロッカールームを使用できず、着替えや教材の管理に苦慮していると申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、その他(学生相談室)

2.対応内容

性別違和に起因する相談内容であったため、詳細な内容は一度学生相談に携わる教員が対応し、着替えは障害者用トイレを使用する方針とした。次に、ロッカールームに入室できず荷物の管理が不便であったため、学内の目立たない場所に専用のスペースを設置し、了解を得られた。

【学生等の反応】

- ・納得し、問題なく修学している

【参照】 社会モデル

事例 No.39(他の精神障害)経過観察中の疾患のある学生が海外研修を申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、2 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

入学時に性同一性障害である旨申告のあった学生から、アメリカでの海外研修に参加したいとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）、その他(学事課（留学支援担当））

2.対応内容

本人、学生生活支援担当部署及び学部教員から本学学内や日常生活での対応方法等についての聞き取りを行なうとともに、本人へ派遣先大学（アメリカ）で生活を送るうえで希望することや要望等について確認を行なった。

本人からの要望に基づき派遣先大学へ受け入れ体制等について確認を行ない、学内で協議した結果、派遣することとなった。ただし、現在、経過観察中の他の疾患もあったことから、医師の診断結果等によっては派遣できない可能性がある旨を伝え、本人もそれを了承した。

【理由、原因等】※学校の回答

経過観察中の疾患について、医師の診断結果等に基づき本人と話し合った結果、体力的に不安があるため今回は研修参加を辞退する旨申し出があった。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【参照】同等の機会

事例 No.142(他の精神障害)

保護者からの申し出に対し、教員と状況を共有し制作発表プレゼンを紙媒体で実施

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:非公表、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

緘黙があり、通常、口頭での意思疎通は難しい状況。言葉だけでなく、身体を使って意思表示をしない状況。保護者からは、特段の対応を求められてはいない。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

入学時に保護者から状況の説明があった。大学では、同様の状況については、経験がないため十分な対応ができないこともあることは伝えた。毎学期の保護者面談にて、保護者と大学での状況を共有している。学科の教員で状況を共有した。口頭でのプレゼンでは、担当教員の配慮で、紙媒体を使用してのプレゼンとした。

【その後の経過】

通常、口頭や表情など身体表現での意思疎通は非常に難しい状況であり、教員との意思疎通、発表(口頭)等に課題がある。

【参照】 モニタリング

事例 No.163(他の精神障害)授業資料の提供について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、2 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

学生から担当教員に対し、「授業で使用されるスライド内容を書き取ることが困難であるため、資料として配付してほしい。」と相談がなされた。担当教員は「板書することが学習につながるため、頑張って書き取ってほしい」と学生に返答し、資料の提供には至らなかった。

その後、上記の旨について学生から支援担当部署へ相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生支援センターから担当教員へ連絡をとり、当該学生の障害特性及び必要な配慮について説明した。

【理由、原因等】 ※学校の回答

資料の提供について担当教員の下承があり、配付されることとなった。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

その後、本事例と同様の相談ケースが発生したが（学生：肢体不自由と弱視の重複障害）、学生支援センターから担当教員への説明とともに、学生も含めた三者での話し合いの上、資料の提供が了承された。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.165(他の精神障害)服装及びトイレの利用等に関する申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、1 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

入学時に性同一性障害である旨申告のあった男子学生から、学生生活を送るうえで、「女子」として扱ってほしい旨依頼があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

学生及び学生の母親から、学生生活全般に対する要望について聞き取りを行なった結果、服装及びトイレの利用等について大学に文書で誓約してもらうことで申し出を了承することとした。

【参照】社会モデル

事例 No.168(他の精神障害)体調が悪化した場合を想定した配慮希望の申し出について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】4 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、その他

2.内容

学期当初、体調の良い状態であった学生から担当教員に対して「変薬によっては試験の際に別室を設定してほしい」旨の相談があった。担当教員は、「試験の時期までに要相談」と返答し、合意形成に至った。その 2 か月後より学生の体調が悪化し、1 か月間の療養のため実家へ帰省しており、その間、担当教員へ欠席の連絡や試験時の別室希望について確認がなかった。療養から戻った後、学生から担当教員へ試験時の別室について相談を行なったが了承されず、支援担当部署へ相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生支援センターから教員へ連絡をとり、学生を含めた三者で話し合いの場を設けた。学生支援センターから、これまでの学生の様子（特定の時期に体調を崩しやすい）や、本件の経緯について教員へ説明を行なったうえで学生から再度配慮の申し出を行なった。それを受けた担当教員からは、「別室の設定については要相談と合意形成しているが、療養の間の欠席から出席日数が不足しているため評価対象とならず、本科目の試験を受けさせられない」と返答があった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため

【学生等の反応】

当該学生からは、「療養する前やその間に教員や学生支援センターへ相談できていなかったため、このような結果になることは仕方がない」と話があった。

【その後の経過】

本事例を受け、学生支援センターではこれまで以上に「学生の希望する配慮内容」、「合意形成された内容」、「学生の状態」などの確認に努めることとした。

【参照】モニタリング

事例 No.169(他の精神障害)海外研修の中断について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、2 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

以前授業中に問題行動を起こしたことがあり、発達障害と思われる（母親談）学生から、中国での海外研修に参加したいとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）、その他(学事課、留学支援担当)

2.対応内容

本人との面談、保護者及び学部教員から現在の障害の程度や症状等についての聞き取りを行ない、学内で協議した結果、派遣することとした。なお、派遣に際しては、

保護者が出発から 1 週間程度学生に付き添うとともに、派遣先大学の教職員等に障害の症状等について説明を行なうこととした。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教職員の理解 支援体制
- ・具体的な内容

本人及び保護者の強い希望により派遣を行なったが、派遣先大学から支援体制の確保ができないため、全研修期間中に保護者の付き添いが必要との見解が出され、結果として研修途中で帰国せざるを得なくなった。

【学生等の反応】

研修途中で帰国したことに伴い費用の一部を返金したが、費用の全額返金を求める保護者から不服の申し立てがあった。費用の明細等について説明を重ね、最終的に納得してもらった。

【参照】同等の機会

事例 No.173(他の精神障害)海外研修への参加について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、3 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

入学時に緘黙症状による支援の相談があった学生から、オーストラリアでの海外研修に参加したいとの申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教育部門（学部、学科等）、その他(学事課、留学支援担当)

2.対応内容

本人、保護者及び学部教員から現在の症状や障害の程度等について聞き取りを行ない、派遣先大学と協議した結果、派遣することとなった。

【参照】同等の機会

事例 No.177(他の精神障害)薬服用による遅刻・欠席への配慮希望の申し出
--

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:人文科学、5 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

精神疾患に対し多量の薬を内服しており、睡眠が深くなりやすく授業に遅刻や欠席をしてしまうため、単位の修得が不安である。また、内服していても精神疾患の症状が強く出現することがあり授業に支障が出てしまう。留年しており、今年度の卒業を強く希望している。

【学校の対応】

対応内容

各授業担当教員へ以下の事項を書面で周知

- ・ 遅刻・欠席に対する配慮
- ・ 定期試験における遅刻・欠席に対する配慮

既往により通常での受験が難しいため、本人から希望があった場合は別室受験許可願。また、試験当日に遅刻・欠席した場合で、本人から申し出があった場合のみ再試などの措置。

- ・ 遅刻・欠席時における授業内容へのアクセスの配慮

本人は自助努力で他の受講生に板書内容等を見せてもらおうと話していたことから、過年度生のため、知り合いがいない科目などでは、心理的負担となる可能性がある。このため、先生の講義ノートのコピーや簡単なレジュメの配布、該当範囲の教科書の要点を伝えるなど、先生が対応しやすい授業内容の補填の依頼。

【学生等の反応】

- ・ 学内の相談機関または教職員に相談した

全体の三分の一の授業を休んでしまったと自己申告あり。その後の対応については、学校側の周知にだけ頼るのではなく、体調の良い時に各授業担当の教員へ状況を説明し事後処置を確認することができている。

【参照】 モニタリング

事例 No.184(他の精神障害)教室への入室困難等の申し出に配慮

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:理学、1 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導

2.内容

受験時・入学前に相談なく、入学後、保護者より、高校時に以下の経験をしたことの報告ならびに大学への対応相談を受けた。

- ・ 授業教室あるいは実験・実習教室に入室することができず、廊下で座り込んでしま

う。

- ・初対面の人、男子学生と話すことができないので、コミュニケーションをとることが難しい。
- ・授業中あてられても答えることができない。また、人前でプレゼンテーションすることができず黙り込んでしまう。
- ・レポートや感想文の提出が求められた時、書くことができない。急に泣き出してしまうことがある。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署

2.対応内容

単位取得のためには、授業教室あるいは実験・実習教室にて授業を受ける必要性を説明、保護者・本人とも理解された。カウンセリングを受けることを推奨し、診断を受けていなかったのも医療機関への相談も併せて勧めた。その結果、場面緘黙症（不安神経症）と診断された。教室への入室については、母親はじめ教職員がサポートしたが、入室できないことが多かった。教室でのレポート提出もできなかった 2 か月目から欠席がちになり、1 年次生後期から休学中。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

【学生等の反応】

- ・昨年度後期より休学中で、復学のめどは立っていない。

保護者は、教室に入れずに授業を受けられないと単位取得できないこと、本人のために特別の授業を用意できないことは理解されており、休学はやむなしと理解されている。保護者によれば、学生本人には、人と接触できるように、週に 1・2 回程度のアルバイト経験をさせているとの報告あり。保護者・本人からの不服申し立てはない状況。

【参照】モニタリング

事例 No.197(他の精神障害)所属学科からの合理的配慮の申し出

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:工学、4 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

適応障害（研究室内の人間関係が原因の一つである可能性）と診断された学生に対して、学生の所属学科から合理的配慮による支援として、研究室配属の変更を行なう旨の申出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等、その他(対象学生の保護者)

2.対応内容

特定の研究室には配属せず、学科から指定された課題の提出（複数教員による評価）と卒論の提出・発表により卒業研究（4年次必修科目）を評価することとした。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

学生本人、保護者とも合意の上で、不要なトラブル等を回避するため、合意が得られた内容について、関係者間（学生本人、保護者、所属学科の代表教員、保健管理センター長、教務系・学生系事務の担当者）で覚書を取り交わした。

【その後の経過】

合意が得られた内容について、学生自身による不履行が重なったこともあっても、現在、学生からの申し出により休学しているので、その後の話し合い等は行なわれていない。

【参照】相談体制の整備

事例 No.214(他の精神障害)教員の病気への理解について

【事例が起きた時期】6年以上前

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、4年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

音楽の授業で主役に立候補し、練習を始めたが、プレッシャーに悩まされパニック症状がでてしまい練習に参加できない状態があった。本番は、やはりうまくできなかった。

反省会で他の学生の前で担当教員に「あなたがいると舞台が死ぬ、あなたにやらせなければ良かった、他のメンバーからの苦情を代わりに言ってやった、評価を変えようかなあ」等と言われ、つらい思いをした。診断書を持参して病気のことも伝えたが

「病気のことは聞きたくない」と言われ「謝って欲しいなら謝るけれど」とも言われた。「教員としていいことなのか、病気のことも理解してくれなかった」との訴えが学生相談室にあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）

2.対応内容

学生相談室から学事部へ報告。学事部長が本人と父親に会い、事情を聴いた。教員からも事情を聴くことにした。学生と父親には学部長に相談してから返事をさせて欲しいと伝えた。

【学生等の反応】

きちんとした形で教員と話ができたこと謝罪されたことで納得した。その後、無事卒業した。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.60(他の精神障害)自宅学習やレポート提出での単位取得を申し出

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）:農学、受験時、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

化学物質過敏症で体調を崩しやすいため、出席できない授業は録音して自宅学習を希望する、化学薬品を使う等の理由で参加できない実験についてはデータをもらってレポート提出をすることで出席としてほしい、新建材を使っている等の理由で講義室に入れない場合は別室で授業を受けさせてほしい。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生本人及び保護者と合格した学科の教員と関係部署の職員で入学前に相談を行ない、下記の事項を伝えたうえで、大学としてはできるだけの配慮を行なう旨伝えた。

- ・全く出席をせずに自宅学習やレポート提出で単位取得はできない。
- ・別室での受講や出席できない一部分をレポートで代替する等の対応は授業の内容や形態によって実現可能な場合とそうでない場合があるので、個別に担当教員に相談

する必要がある。

- ・他の学生との公平性や教育の質に影響を与える場合は、配慮を提供できないことも考えられ、その結果単位取得ができず卒業ができない場合も考えられる。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教職員の理解 評価基準等

【学生等の反応】

- ・不服、不満の申し立てがあった

入学前に体調が悪化し、授業に出席せずに前期は休学したため、実際の支援はまだ行なっておらず、後期に予定されている復学後に引き続き協議する。

【その後の経過】

配慮の提供が難しいことが予想されるケースでは、大学としてできる限りの支援を行なう姿勢を持ちながらも、他の学生との公平性や教育の質に影響を与える場合には配慮提供ができないことがある旨、入学前に学生及び保護者に伝える必要があるとの認識を持った。

【参照】本質の可視化

事例 No.64(他の精神障害)ピアサポーターの必要性について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:社会科学、3 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、実習、フィールドワーク等

2.内容

- ・てんかんの発作（意識消失）が起こった場合には、直ちに保健室に連絡してほしい
- ・ディスカッションやディベート等において、口頭表現に時間を要する
- ・授業中の講義ノート作成に時間を要するため、ノートテイカーの補助を希望（当時学内にはノートテイカーの支援体制が確立できていなかった）。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、保健管理センター等、その他(学生相談室)

2.対応内容

保健室及び学生相談室が対応窓口となり、学生及び保護者同席のもと個別面談を行ない具体的な配慮の内容を決定している。決定後は、授業科目の担当教員に、「学生に対する配慮願い（保健室・学生相談室が障害内容、配慮希望内容を明記したもの）」を提出のうえ、願い出ることとしている。

【学生等の反応】

ゼミ生とのトラブルから不登校に陥ったことから、休学のうえ学習機能回復に向けての治療に専念することになったが、状況に改善が望めないことで退学することとなった。

【その後の経過】

障害者の自立をサポートするピアサポーターの必要性を痛感した。学内における人材育成と同時に学生同士が支え合えるピアサポーター制度の確立が重要課題との認識が学内に浸透しつつある。

【参照】 専門性のある人材 支援学生

事例 No.76(他の精神障害)教育実習について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、4 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

実習、フィールドワーク等

2.内容

入学前の事故により高次脳機能障害となったが、成績面での問題はなかった。教職を強く希望していたため、4 年次の教育実習に送り出せるか学内で問題になった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、その他(学生相談室)

2.対応内容

リハビリの状況によると、この段階で感情面のコントロール、注意散漫、一貫性のない行動があることが確認されたため、学生相談室が時間をかけて面談した。結局、英語科教育実習の前提条件である TOEIC のスコアが基準に達しなかったことで、教職の資格希望を取り下げた。

【学生等の反応】

教職を断念することを申し出た時とその後しばらくは、情緒的にかなり不安定であったが、引き続き卒業まで学生相談室と研究室が対応した。

【その後の経過】

障害者が資格を希望した場合の指導や支援体制の方針を明確にしなくてはならない。

【参照】 モニタリング 本質の可視化

事例 No.125(他の精神障害)パソコン持込許可と講義内容の写真撮影の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】 学科（専攻）:家政、1 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

合格が決まったあとに、高校より申し出があり、発達障害をかかえており、2つの事を同時に行なう事ができにくいので、聴講と板書が同時に行なう事ができないので、パソコンの持ち込み許可と講義の板書内容の写真撮影許可に関する申し出が入学前に高校と保護者よりあった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、その他(所属学科担当、学科長)

2.対応内容

保護者と高校より申し出があった内容に関しての協力と、臨床心理士によるカウンセリングを行なった。その都度、何かの事象が起これば、その都度それに見合った対応を行なった。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

該当の学生は発達障害を抱えていながらも、無事に卒業した。その後は専門学校へ進学し、専門職に就くために現在も学習しているようである。

【参照】 引継ぎの円滑化

事例 No.128(他の精神障害)配慮願にある事項について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:工学、受験時、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、事務窓口での対応

2.内容

パニック障害の診断を受けた受験生から以下のとおり受験相談があった。

- ・別室設定
- ・座席を試験室後方の出入口近くに配置
- ・試験時間中の水・薬の服用

その後入学前に以下のとおり修学上の配慮相談があり、教員、関係担当部署に配慮をお願いした。

- ・授業及び単位認定試験時に教室後方の出入口付近への座席指定
- ・授業及び単位認定試験時の水・薬の服用
- ・授業及び単位認定試験時の入退室の許可
- ・可能であれば単位認定試験の別室受験

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等

2.対応内容

入学試験については、希望どおり配慮した。

修学についても、教員及び関係各係にも相談し希望どおり対応している。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

単位認定試験の際、ある科目で水の持ち込みを注意されたという相談があった。所属学部の授業であったので教員を通じて周知徹底をはかるよう依頼をした。

【参照】 同等の機会

事例 No.141(他の精神障害)受講について、課題提出等の代替措置の申し出
--

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立短期大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、2 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

広汎性発達障害がベースにあり、どうしてもきちんと受講できていない科目があり、課題提出など他の対応をお願いしたいと保護者より相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等、その他(学生相談室・カウンセラー)

2.対応内容

申し出を受け、当初、学科主任が対応していたが、「広汎性発達障害」への対応が初めてということもあり、障害の理解や援助方法も含めた検討が必要と判断し、保健室、

学生相談室カウンセラー、学生課、教務主任、学長も加わり、全学的な対応をすることとした。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

留年することもなく、無事卒業した。

【参照】心のバリアフリー

事例 No.145(他の精神障害)本人に知られないよう修学支援を希望するとの保護者からの申し出

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）:非公表、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

学生の保護者から、入学前に修学に関する面談希望があり、面談を実施した。

当該学生は、過敏性腸症候群のため、体調不良時の遅刻や授業中に途中退出することを理解して欲しいとの内容であった。

学生本人に内緒で大学と面談をしているので大学からも伝えないでほしい、修学における配慮についても学生本人に知られないように対応してほしいとの要望であった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、保健管理センター等

2.対応内容

学生生活支援担当部署（学生課等）が保護者と面談を行ない、聞き取りを行なった。

後日、教務担当部署、保健管理センター等で再度、保護者と面談を実施し、修学面での不安について聞き取りを行なった。部署間で検討した結果、保護者の要望を叶えることは困難であるが、学部長及び当該学生のアドバイザーと情報共有することとした。また、入学前のセミナーでの学生の様子を確認することとし、入学後の対応については、学生の状況を見て検討することとした。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・過重な負担となるため（実現可能性の程度）
- ・具体的な内容

関連部署間で検討した結果、先方が希望している配慮等について、学生が履修する科目の教員や学部の専任教員に周知することは可能であるが、学生に知られずに配慮

を行なうことは困難であるという結論に至った。

仮に、大学側と保護者側とが話し合いを行なっていることが学生に知られた場合、学生に大学への不信感を抱かせる原因になり兼ねないこと、また、専任教員・非常勤講師の区別なく、学生に配慮内容を知られないように対応してもらうことは不可能に近いという判断となり、保護者にこのことを伝え、了承してもらった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している

【その後の経過】

学生の保護者からはこの件について特に追加の要望等もなく、学生は問題なく学生生活を行なっている。

【参照】意思の表明

事例 No.210(他の精神障害)学期試験問題を選択式に変更してほしいとの申し出

【事例が起きた時期】1 年春学期後半から学習・生活指導で困難が顕著になってきて、本学生が事態を理解し、対応することが難しくなった。

【事例が起きた学校】私立短期大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】短大 1 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

対象学生はハローワークから紹介で社会人入学（面接等）した学生で、学科は短大の福祉コースに介護福祉の資格を取得するために入学した。中度の精神遅滞で文章が書けないため学期試験問題を 5 択にして欲しいと相談を通して出された。全てをこのような形式にはできないので一部導入を検討した。学生からのクレームはでていない。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、担任等、その他(大学外の専門機関)

2.対応内容

この学生は健康維持・生活管理を含め支援してきた。机上の学習のみならず介護の実習技能の学習においても、配慮はしつつも顕著な困難があった。介護資格試験が変更になり、卒業後の試験に合格することになったのでより厳しくなっている。したがって、将来を見通した就職の選択と支援が必要である。ハローワークを介しての学生（社会人）であったが詳しい情報は事前に提供されなかった。

【理由、原因等】※学校の回答

合意形成はできていたが、精神遅滞の重さにより支援計画通りに実行することが困難になった。

・具体的な内容

合意形成の有無は当初確認しあうことができ個別支援計画にも了解された。しかし、

授業や実習が進行する中で支援の限界も見えてきた。知的障害が軽度でない場合、資格取得を目標とする教育機関では大学・短大への進路選択において慎重を要する必要がある。

【学生等の反応】

修学特別支援室と学科が基本となり、個別の支援計画を本人と協議し時間をかけて作成した。保護者と本人に同意のため押印してもらった。しかし、支援の内容の理解の混乱、対応等について一人で処理できない等の相談をする中で明らかになり、支援内容のもつ意味を十分理解できず、担任等との繋がりを避けるような反応がみられるようになってきた。健康（肥満等、食事コントロールが困難等があったが、その理由に、10万円を超える修学支援金が給付され、お金の使い方が分からずに嗜好品等にその多くが支出することがあげられる）で医療機関とも連携。本人は薬を飲む習慣ないため健康維持困難な所が出てきた。

【その後の経過】

市の福祉課と協議しながら生活指導を行なってきたが、学習困難及び食事の管理（食べ放題による糖尿病併発）もうまくいかず、また、学習意欲も萎えてきて登校することも困難になってきた。市の福祉課と協議した結果、1年後期に退学に至り、福祉的対応で自立を目指すことになった。

【参照】 本質の可視化 引継ぎの円滑化

事例 No.220(他の精神障害)

入学試験科目・問題の変更希望及び入学後の学習支援・学外実習等について

【事例が起きた学校】 公立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 受験時、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学 その他

2.内容

出願および試験内容に関する相談。ワクチンの接種による後遺症により、学習障害や記憶障害があるため、試験科目や問題の変更をして欲しいという旨の主訴。また、自身の健康状況で大学の教育および学外実習等についていくことができるかなどの相談。

【学校の対応】

1.関わった部署

入試担当部署、その他(入試委員会)

2.対応内容

問い合わせの内容を入試委員会にて協議をした。障害等の配慮を要する受験生への

対応として、環境面の配慮や受験上必要な設備や備品の準備・持ち込みの許可、試験問題用紙解答用紙等の拡大、試験時間延長等の配慮はこれまで行なっているとおり対応可能だが、試験科目や問題内容を変えることは、本学の教育内容を踏まえた入学試験として提供できないという結論に至った。

また、実習に関してもできるだけの配慮は行なうが、学外の医療機関や施設等での実習であること、国家資格の受験要件を満たすことが卒業要件であるため実習も定められた期間を満たさなければならない旨を伝えた。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため
- ・具体的な内容

上記の決定内容を伝えた。また、ご本人が志望する分野の他大学の情報や学力よりも意欲をはかる AO 入試制度等の紹介、センター試験の情報などの様々な情報提供を行なった。また、ご本人の状態に応じた進学相談や進路相談の場がないということだったので、かかりつけの病院内の相談機関の活用等を勧めた。

【学生等の反応】

納得したかどうかは不明だが、不服申し立て等はなく、やりとりを続けた後連絡が途絶えた。

【参照】本質的な変更

事例 No.223(他の精神障害)座学授業での別室受講

【事例が起きた時期】6 年以上前

【事例が起きた学校】公立高等専門学校、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）:工学、2 年次、精神障害（他の精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、試験の評価、単位取得、卒業要件等

【学校の対応】

1.関わった部署

その他(学生室、保健室)

2.対応内容

トゥレット症候群の学生が、運動チック・音声チックのため、他の学生の迷惑になることを悩み、また、他の学生たちも不快な思いをしている様子が見られたので、学生主事が保健室と相談のうえ、座学の授業のみ、テレビカメラ等の装置を設置し、遠隔講義のような形式で当該学生を別室で受講させた。

- ・クラス担任・保健室・学生室の協議
- ・当該学生及び保護者への説明

- ・クラス学生への説明（障害理解教育）
- ・教職員会議での説明（全学支援態勢の構築）
- ・その他

【参照】社会モデル 心のバリアフリー

事例紹介（その他の障害）

事例 No.6(その他の障害)グループワーク、学外実習でのコミュニケーション支援

事例 No.40(その他の障害)授業・試験の途中退席に関する配慮を申し出

事例 No.86(その他の障害)段差の解消、移動支援、教室変更の申し出

事例 No.99(その他の障害)配慮依頼文書について

事例 No.144(その他の障害)学生生活に関する支援の申し出

事例 No.155(その他の障害)授業内容の録音及び代替案について

事例 No.172(その他の障害)授業内容の録音の申し出について

事例 No.175 (その他の障害)試験時間延長の配慮を受けているが延長されなかったとの
申し出

事例 No.183(その他の障害)保護者の障害に対する理解について

事例 No.190(その他の障害)試験直前の配慮申し出について

事例 No.205(その他の障害)復学後の個別指導を希望

事例 No.219(その他の障害)窓口対応について

事例 No.6(その他の障害)グループワーク、学外実習でのコミュニケーション支援

【事例が起きた時期】平成28年度

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模:1 から 499 人

【対象学生】学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、3年次、その他の障害（発達障害、精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、実習、フィールドワーク等

2.内容

- ・グループワーク(実習前演習)や病院等の大学外臨地実習先でのコミュニケーションの支援の申し出
- ・授業途中での退席等講義における配慮・支援の申し出

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、教育部門（学部、学科等）、保健管理センター等、就職支援部署

2.対応内容

常備薬未服用時に、学内で発作（急に叫んだり、机をひっくり返す等）を何度か起こし、他の学生を傷つけた為、一昨年措置入院となった。薬を服用したかどうか学校

側で確認することは困難なため、看護師の臨地実習が可能かどうかも含め、学科長・保健室長が同席の上、主治医の診断を受けた。

座学の単位は取得できたが、臨地実習の単位が取得できなかったため、留年となることが見込まれ、10月より休学中。4月復学予定。

グループワークでは、本人の同意のもと、グループの学生全員に本人の状態を伝え、本人への声かけ・連絡等をするよう働きかけた。

- ・学内協議

担当部署間の連携及び情報共有のためのケース会議を実施した。

修学に関する支援を検討するため、学科内会議を実施した。

- ・合意形成のための話し合い

学科長、保健室長等教員との面談を実施した。さらに、本人と教員と主治医による面談を実施した。

- ・実施した支援

授業、グループワークにおいて途中退席を認める等の配慮を行なった。

学内での居場所づくりを行なった。

【理由、原因等】※学校の回答

- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため。

- ・具体的な内容

主治医の診断で、病院での臨地実習に参加することが困難と判断された。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している。

【その後の経過】

学科長が定期的に連絡を取り、状況を把握している。本人が希望する教職員との面談の場を提供している。病院での臨地実習期間は、学内及び自宅で自習とした。

【参照】 本来業務 同等の機会 本質の可視化

事例 No.40(その他の障害)授業・試験の途中退席に関する配慮を申し出

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:保健（医・歯学を除く）、1 年次、その他の障害

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

過敏性腸症候群により週に 2・3 回程度腹痛が起こり、お手洗いのため授業中退出せざるを得ない状況である。

そのため、お手洗いや体調不良のため授業中に退出することについての配慮をお願いしたい。

また、定期試験中は出入り口付近の席で受けることができるようお願いしたい。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）、その他(学生相談室)

2.対応内容

合理的配慮検討会を開き、検討した結果、学生本人の合理的配慮申請の通り、次の配慮を行なった。

- ・ お手洗いや体調不良のため、授業中に退出することについての許可
- ・ 試験や演習科目では、出入り口付近の座席で受けることについての配慮
- ・ 授業等での退出時、本人からの伝達方法の簡素化（手を挙げる、出口方向への指さし等）

【学生等の反応】

- ・ 納得して、問題なく修学している。

【参照】 同等の機会

事例 No.86(その他の障害)段差の解消、移動支援、教室変更の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:芸術、2 年次、その他の障害

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

車椅子で移動するため、キャンパス内の段差の解消と、教室移動時の補助、教室変更等の申出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、施設・設備担当部署

2.対応内容

申出を受け、学生部、学務部、管理課と協議し、当該学生の授業教室を変更した。

またキャンパス内移動経路の段差解消、学生課員による移動補助を行なった。

【学生等の反応】

- ・ 納得して、問題なく修学している。

当該学生は、対応に納得して問題なく修学し卒業した。

【その後の経過】

今後も、学生からの要望等個別に面談し対応していく。

【参照】 事前的改善措置

事例 No.99(その他の障害)配慮依頼文書について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 2 年次、その他の障害（発達障害、精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

受験・入学、授業・研究指導、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

学生本人が学生相談室カウンセリングへ来談し、授業支援を希望。障害学生支援担当部署の制度を紹介し、登録学生となった（医師による診断書あり）。

授業時の配慮依頼文書を履修科目の全教員へ渡すため、文案を作成、学生本人とも内容確認をし、配布準備完了。学生は一旦了承したが「文書が出るほど重い」と教員に思われると危惧。今後大学院受験も考えており、障害が合否に影響するのではと。

支援担当者からは、依頼文書自体の取扱いは教員個人に委ねられること、学部担当教員が大学院も兼務することもあるので、試験官にもなることもあり得ると返答。

本人としては、文書を出す・出さないを決められず。文書内容についての他大学のデータを知りたいと。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）、その他(他大学障害学生支援担当教職員)

2.対応内容

・他大学のデータ

発達・精神障害の利用学生で、授業支援を受けながらも専門ゼミに入れた、大学院に進んだ事例。当該学生は、他大学の院受験でも教員ネットワークで障害情報が洩れて面接不利になるという強い不安について、日頃から交流している支援担当者の交流会に相談し、そこから更に事例を多数お持ちの大学へつないでもらい事例内容や学生数を教えていただく。これを学生本人にも一部伝えたところ、データ提示に安心し、配慮文書を出すことに最終的に納得した。また、文書内の表現も細かく見ており、他大学教職員から色々事例をもらい反映させた。

・学内

学内では、学生相談室・障害学生支援室（授業支援）・所属学部が情報共有しながら、対応を備えることが、学生の不安の解消、合意形成につながるケースとなった。

【学生等の反応】

入学して最初の学期について、配慮依頼文書を無事に出せたが、その他の場面でもト

ラブル等が多く、ほどなく休学した。その間にもトラブルの申し立て等は続き、休学から引き続いて自主退学となった。

【その後の経過】

精神的に不安定な学生の授業支援には、学生相談室カウンセリングが不可欠であること、最初から連携していることを学生に見せることが重要だと意識が高まった。

この学生以降も、同様の学生対応が増加の一途であり、学内体制を整備してチーム支援に努めている。

【参照】 建設的対話

事例 No.144(その他の障害)学生生活に関する支援の申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻:）非公表、その他の障害（発達障害、精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

- ・ 夕食等と一緒に行ってほしい、誘ってほしい
- ・ 友人をつくってほしい

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生、支援組織とで協議を行ない、大学としてはできる範囲で修学支援を中心に支援を行なうこと等を協議の中で伝え、その結果を教育組織へ伝えた。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・ 高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため。
- ・ 具体的な内容

基本的に、大学では修学支援を行なっている旨を伝え、その他の支援は、それを実施している支援機関の情報を提供することで調整を行なった。

【学生等の反応】

- ・ 納得して、問題なく修学している
 - ・ 不服、不満の申し立てがあった
 - ・ 学内の相談機関または教職員に相談した
- 学生の状態が悪くなると、同様の要望がある。

【その後の経過】

申し出に対しては、その都度、同様の対応を行なっている。

【参照】 本来業務

事例 No.155(その他の障害)授業内容の録音及び代替案について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模:2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、1 年次、その他の障害（発達障害、精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

ASD により、聴覚的な短期記憶保持の弱さ、同時処理能力の弱さがあり、

1.授業の進行によってはノートテイクが十分出来ないこと

2.教員からの連絡や指示内容を聞き漏らす可能性があることを理由に（学生自らが）

授業の録音を行なうこと

を希望した。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教務担当部署、保健管理センター

2.対応内容

1 名の教員からは録音データ流出の可能性等を理由に同意を得ることができなかった。

ただし、代替案として

1.夜間主コースの同科目の聴講を認めること

2.授業に関する質問を随時受けること

が示された。

【学生等の反応】

・納得して、問題なく修学している。

ほぼ全ての科目で希望通り録音が認められ、また、録音が認められない科目について

ても夜間主コースの同科目の聴講が認められたため、本人は納得した。

【その後の経過】

当該学生は、現在も在学中であり、単位修得状況は概ね良好である。

【参照】 建設的対話

事例 No.172(その他の障害)授業内容の録音の申し出について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、3 年次、その他の障害（発達障害、その他の障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導

2.内容

授業内の講義を書き取ることに困難さのある学生が授業内容の録音を申し出た際、担当教員から断られたと支援担当部署へ相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

学生支援センターから担当教員に連絡をとり、当該学生の障害特性や必要な配慮について説明を行なった。教員からは録音したデータの取り扱いについて一定のルールを設けたうえで録音を許可できるかもしれないと提案があった。学生支援センターから上記について学生へ連絡し、再度学生と教員で話し合いを行なった。

【参照】 同等の機会 心のバリアフリー

事例 No.175(その他の障害)試験時間延長の配慮を受けているが延長されなかったとの申し出

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、3 年次、その他の障害（発達障害、その他の障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

試験時間の延長について担当教員と合意形成を行なっている学生から「試験の際に時間延長がなかった」と支援担当部署へ相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、教育部門（学部、学科等）

2.対応内容

試験時の状況把握のため、学生支援センターから担当教員に確認を行なった。教員は、通常試験時間の 60 分が経過した段階で当該学生自身が退室したため、解答を終了したものと判断した。しかし、学生がなぜ退室したのか本意を確認するため、学生へ連絡してほしいと依頼があった。学生支援センターから当該学生に対し、教員へ相談に行くよう連絡を行なった。

【理由、原因等】 ※学校の回答

教員との話し合いにおいて、学生からは「全体の試験終了時間を自分も該当するものと勘違いして退室してしまった」と話があった。そのことを受け、試験時間の延長がなく解答できなかった 1 問について、解答を作成し期日までに提出するよう教員より指示があった。

【学生等の反応】

- ・納得して、問題なく修学している。

【その後の経過】

今回の試験では資料等の持込が可能であったこともあり、後日解答の上提出となった。しかし、他の学生との公平性を考えると過大な配慮とも考えられることから、今後の検討事例とした。

【参照】 同等の機会

事例 No.183(その他の障害)保護者の障害に対する理解について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、3 年次、その他の障害（発達障害、精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、実習、フィールドワーク等、事務窓口での対応、式典、行事、説明会、シンポジウムへの参加、試験の評価、単位取得、卒業要件等、その他

2.内容

1 人暮らしだが、日常生活を送るのが困難な学生。

【学校の対応】

1.関わった部署

学生生活支援担当部署（学生課等）、その他(学生相談室)

2.対応内容

1 人暮らしだったが、日常生活を送るのが困難な学生だった。1、2 年次はほとんど来室しなかったが、3 年次から、毎日のように相談室に来室するようになり、授業の履修の仕方やテスト勉強の方法等の学校生活のことや、毎日着て来る洋服のことや食生活のこと等の日常生活のことも、まとめて相談に来るようになった。父親は当該学生の障害を理解しておらずに頭ごなしに叱るばかり、母親も父親よりは理解はしているものの、学生が電話をするたび（電話をするのに躊躇してしまうので、よく相談室から電話していた）に説教している声が、電話の向こうから聞こえていた。学校で行っていた支援としては、履修カリキュラムを共に作成することや、予習・復習の仕方の指導、授業担当の先生方との情報共有等であった。また、本人は 1 つのことで頭がいっぱいになってしまう傾向があり、テスト期間になるとまったく家の掃除や洗濯をしなくても平気な状態になってしまうので、相談室の相談員や学生部の職員等が学生の下宿先まで出向き、掃除や洗濯を手伝ったりもしていた。

【学生等の反応】

1 年留年したが、無事に卒業した。卒業後は、大学の近くにある障害をもつ学生の就労支援施設の方につなげた。現在連絡はとっていないので、どうしているかは不明。

【参照】 モニタリング 心のバリアフリー

事例 No.190(その他の障害)試験直前の配慮申し出について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、1 年次、その他の障害（発達障害、精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

学生は入学後に合理的配慮を大学に申請しており、春学期においては別室受験と試験時間延長等の対応を行なった。秋学期は、配慮がなくともできそうだという本人の意向があったが、試験の直前期になって不安が高まり、別室受験と試験時間の延長を希望したが、教務担当部署と調整した結果、別室受験は認められたが試験時間の延長については調整できなかった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署、その他(学生相談担当部署)

2.対応内容

学生と話し合った結果、本人も申し出が直前過ぎたことを納得し、他の学生と同じ試験時間で試験を受けた。

【理由、原因等】 ※学校の回答

- ・ 障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため
- ・ 過重な負担となるため(事務・事業への影響の程度。

【学生等の反応】

- ・ 納得して、問題なく修学している。

【参照】 同等の機会

事例 No.205(その他の障害)復学後の個別指導を希望

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:社会科学、4 年次、その他の障害（発達障害、精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

授業・研究指導、試験の評価、単位取得、卒業要件等

2.内容

1 年半の休学の後、復学に際して、修学面での支援の必要性があり、学生相談室経由で支援担当部署へ紹介。高校まで不登校。鬱状態とパニック状態を繰り返し、基礎学力が伴っておらず、授業に出ても内容の理解が難しく、思うように単位修得が出来な

い。本人より、特に理解が追いつかない授業については、教員との個別指導をしてほしい旨申し出があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

障害学生支援部署、教育部門（学部、学科等）、その他(学生相談室)

2.対応内容

関係部署と情報共有および協議の上、学部の教務委員の先生に個別指導に当たってもらうことになった。週 1 回のペースで、支援担当者同席のもと、本人が特に理解が追いつかない科目について、教員が個別指導に当たる。

【学生等の反応】

3 回程度、個別指導を実施したが、本人の自閉症スペクトラム障害の特性上、些細な部分でのこだわりの強さが起因し、体調不良を頻繁に起こすようになった。また、特性から「教員の振る舞い等が合わない」と一方的な申し出があり、途中で個別指導を中止。

【その後の経過】

その後の状況として、修学に耐えうる状況ではなかったため、保証人および本人の相談の結果、休学をすることになり、そのまま退学となった。この事例をきっかけに、大学としての配慮可能な範囲や部署間の役割の具体的な棲み分けについて、検討するきっかけとなった。

【参照】 同等の機会

事例 No.219(その他の障害)窓口対応について

【事例が起きた時期】 記載なし

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模:10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）:人文科学、4 年次、その他の障害（発達障害、精神障害）

【相談、不満・不服の申し立て、または支援の申し出】

1.場面等

事務窓口での対応

2.内容

窓口等で、学生本人からの質問に対し、質問以外のこと（例えば、「体調はどうか」等）を聞かれるのが不愉快であるといった相談があった。

【学校の対応】

1.関わった部署

教務担当部署

2.対応内容

窓口対応を行なう課員に注意を促した。

【学生等の反応】

学生への対応は行っていない。

【参照】心のバリアフリー

事例紹介（相談機関の事例）

今回の事例収集では、大学等だけでなく、学外の相談機関ならびに行政機関、障害者差別解消支援地域協議会に対しても事例の報告をお願いしています。国・自治体の相談機関及び障害学生支援機関 2,013 機関を対象とし回答を求めた結果、432 機関から回答があり、33 事例が提供されました。ウェブ上にはそのうち 28 の事例が公表されています。

障害者差別解消法ならびに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府）」に記載のあるように、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることとされています。そのための相談は既存の第三者機関等が行ないますが、これに加えて相談や紛争防止のための取り組みならびに関係各機関の連携・調整を行なうものとして、地方公共団体には「障害者差別解消支援地域協議会」が設置されています。これらの各機関は「障害のある学生の修学支援に関する検討会」（平成 28 年度）第二次まとめに提示のある通り、障害学生の相談ならびに紛争防止と解決に関しても機能することが期待され、位置づけられています。ただし、地域協議会が大学等の機関に対して差別や配慮不提供を是正させるための強制力などの権限を持っているわけではありません。

現状ではまだ障害者差別解消法に基づく体制整備が始まったところであり、また紛争の定義が曖昧なため明確に言うことはできませんが、紛争事態が第三者機関に持ち込まれるといった例はまだ少ないようです。また相談としてこれらの事例を見たとしても、総数は多くありません。まだこのような相談や紛争解決のルートが周知されていないことを示しているとも考えられます。しかし少ないながらもそれらの事例を参照すると、外部相談機関の関与により支援の手段が検討されるに至った例も散見されます。今後はより多様な相談や外部機関活用が増えてくることが予想されます。

聴覚・言語障害の事例

事例 No.4(聴覚・言語障害)受験面接時の手話希望の申し出についての相談

事例 No.19(聴覚・言語障害)大学、大学院の情報提供について

事例 No.29(聴覚・言語障害)受入に難色を示す学部との調整のための助言について

事例 No.30(聴覚・言語障害)臨床心理士の資格取得を目指しての大学院進学についての相談

事例 No.31(聴覚・言語障害)補聴環境の整備がうまくいっていない大学の学生、大学双方からの相談

事例 No.32(聴覚・言語障害)予算や人材不足を理由に対応してもらえないとの相談

事例 No.33(聴覚・言語障害)予算・人材不足を理由に情報保障を提供しないことについての相談

肢体不自由の事例

事例 No.2(肢体不自由)寮での生活介助や学内移動支援についての相談

事例 No.3(肢体不自由)通学支援について

事例 No.10(肢体不自由)進学予定の大学への通学支援や学内移動、介助についての相談

事例 No.15(肢体不自由)通学、学内移動、生活支援についての相談

病弱・虚弱の事例

事例 No.23(病弱・虚弱)生活介助が必要な学生の地域への転入時のヘルパー利用の要望について

発達障害の事例

事例 No.6(発達障害)大学への相談について

事例 No.7(発達障害)大学の支援体制は整っているが、自分に自信がなく将来への不安を相談できない

事例 No.8(発達障害)大学の対応についての相談

事例 No.9(発達障害)退学の希望についての相談

事例 No.11(発達障害)手帳の取得、障害年金、障害者雇用に関する制度についての相談

事例 No.12(発達障害)障害者雇用についての相談

事例 No.14(発達障害)卒論指導教員の対応についての相談

事例 No.16(発達障害)生活管理、対人関係のトラブル等に関する大学の対応についての相談

事例 No.18(発達障害)単位未取得、生活リズムの乱れ、家庭生活の乱れ等についての相談

事例 No.20(発達障害)大学へ不満を伝えても改善しないとの相談

事例 No.21(発達障害)大学と相談することへの支援依頼について

事例 No.25(発達障害)大学の対応への不満から退学した学生からの他大学受験に際しての相談

事例 No.26(発達障害)障害者雇用についての相談

事例 No.28(発達障害)就労に関する相談

その他の障害の事例

事例 No.17(その他の障害)研究活動における指導や支援についての相談

障害種の記載なし

事例 No.13(記載なし)サークル活動への参加等での大学の対応についての相談

聴覚・言語障害

事例 No.4(聴覚・言語障害)受験面接時の手話希望の申し出についての相談

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】記載なし

【当該学生の属性】受験時、障害種別：聴覚・言語障害（難聴）

【相談者】保護者

【相談にいたる経緯】

受験時の対応を、居住地の市町村に相談するよう言われて来庁した。

【相談内容】

面接時に手話を希望しているが、学校側がどのようにしたらよいかわからず、相談に来庁した。

【機関の対応】

受験時の障害者への配慮は学校側が行なうことであることを伝え、手話派遣元を紹介した。

【その後の経過】

受験日までに時間がなかったため、学校側の配慮により、筆談で受験した。

事例 No.19(聴覚・言語障害)大学、大学院の情報提供について

【事例が起きた時期】6年以上前

【事例が起きた学校】大学

【当該学生の属性】学科（専攻）、障害種別：記載なし

【相談者】本人

【相談内容】

大学や大学院で希望する視覚障害者用のアクセシブルな情報システムや、テキストデータでの資料提供など情報保障が全く受けられなかった。

事例 No.29(聴覚・言語障害)受入に難色を示す学部との調整のための助言について

【事例が起きた時期】過去5年以内

【事例が起きた学校】大学

【当該学生の属性】受験時、障害種別：聴覚・言語障害（聾）

【相談者】 その他

【相談にいたる経緯】

当該学生から受験にあたり、入学後の配慮依頼の申し出があったが、支援担当部署として教員への理解周知に悩んでいるとして相談が入った。

【相談内容】

聴覚障害学生は英語の教員免許の取得を希望しており、授業時の支援としてノートテイクや教員による配慮等を要望しているが、教員からは対応が難しいのではないかとの意見があり、支援担当者から調整のための助言を求められた。

【機関の対応】

- ・聴覚障害者が英語教員となって教壇に立っている事例を紹介。
- ・障害を理由に教員免許の取得が難しいと判断せず、各授業の進め方や本人の希望や状況に応じて対応方法を検討してはどうかと助言。

【その後の経過】

支援担当者による調整を経て入学し、授業では教員との協議を経て支援方法が決定された。入学後、教員の理解や配慮が進んできているとの報告を受けている。

事例 No.30(聴覚・言語障害)臨床心理士の資格取得を目指しての大学院進学についての相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 3 年次、障害種別：聴覚・言語障害（聾）

【相談者】 保護者

【相談にいたる経緯】

保護者より、聴覚障害のある子の大学院進学に関して相談したいとの連絡。

【相談内容】

将来、心理系の資格取得を目指し大学院進学を考え、いくつかの大学に受験相談したが、聴覚障害があることから履修や資格取得に関して難色を示されている。聴覚障害者を受け入れている大学院や支援が実施された事例があれば教えてほしい。

【機関の対応】 他の機関や人に紹介

聴覚障害者で同じ資格を取得している方を紹介し、大学院でどのようなことを学ぶかなど、情報提供や相談対応を依頼した。その後、志望大学との交渉の中で行き詰まることがあれば、改めて当方に相談したり、大学側に相談を勧めたりしてほしいと伝えた。

【その後の経過】

紹介した方と面談を通じ、進学について具体的なイメージが持てた様子とのこと。その後、当方に対して改めての相談は入ってきていない。

事例 No.31(聴覚・言語障害)

補聴環境の整備がうまくいっていない大学の学生、大学双方からの相談

【事例が起きた時期】 6 年以上前

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 障害種別：聴覚・言語障害（難聴）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

夜間部に入学した難聴学生より、情報保障についての相談があった。また、大学事務担当者からも、難聴学生への補聴環境整備について相談が入った。

【相談内容】

夜間部に在籍する難聴学生から、FM 補聴システムの活用や友人のサポートにより授業を受けているが情報が十分に入らないとの相談を受けた。また、大学の事務担当者からは、在籍している難聴学生から FM 補聴システムが有効に使えていないとの訴えがあり、相談したい旨の連絡があった。

【機関の対応】 他の機関や人に紹介

補聴相談の専門家とともに大学を訪問し、学生本人、大学事務担当者、学部教員と話し合いの場を持った。FM 補聴システムの使い方や特に効果的に使用できる授業形態や使用上の留意点などを説明。併せて、パソコン文字通訳のデモを提示し、本人にとって文字情報が有効であるかどうか確認した。その結果、特に必要性の高い授業だけでもパソコン文字通訳をつける方向となった。

【その後の経過】

大学からパソコン文字通訳の団体に依頼し、一部の授業で情報保障を利用することとなった。在学中、予算の制約や人材不足などで支援者が不足した時期もあったが、必要な課程を修了した。

事例 No.32(聴覚・言語障害)予算や人材不足を理由に対応してもらえないとの相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 障害種別：聴覚・言語（難聴）

【相談者】 保護者

【相談にいたる経緯】

保護者が大学進学後の情報保障について在住地域の聴覚障害者センターに問い合わせたところ、本学の紹介を受けたとのことで相談の連絡が入った。

【相談内容】

聴覚障害のある子供が次年度より大学進学することが決まり、ノートテイクなどの情報保障を大学側に依頼している。ノートテイクや手話通訳が必要であると伝えたところ、地域に人材がなく予算もないため難しいとの回答だった。他大学での情報保障の状況や

大学に伝えるべき事柄について助言がほしい。

【機関の対応】

- ・大学における情報保障の全国的な状況について情報提供。
- ・入学までまだ間があるので、入学後の授業でどのような支援方法が必要になるか相談し、ノートテイクが必要な場合は、今から支援学生を募集し養成を始める等、準備を進めることを大学に提案してはどうかと助言。
- ・情報保障に関する資料を郵送し、大学担当者にも渡してもらい、大学側から本学に相談してもらえるよう伝えた。

【その後の経過】

その後、保護者から大学との交渉の様子について何度か報告があったが、大学側からの問い合わせはなく、経過を見守っている。

事例 No.33(聴覚・言語障害)予算・人材不足を理由に情報保障を提供しないことについての相談
--

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 1 年次、障害種別：聴覚・言語障害（聾）

【相談者】 保護者

【相談にいたる経緯】

聴覚障害学生の保護者から、在住地域の聴覚障害者センターに問い合わせたところ当機関を紹介されたとのことで、大学にて支援の対応が取られていないことについての相談が入った。

【相談内容】

4 月から子どもが大学に入学したが、情報保障支援の体制が取られておらず授業内容がわからなくて困っている。自身で支援者を探し同行させることは大学側から認められているが、何か良い方法があれば教えてほしい。

【機関の対応】 他の機関や人に紹介・助言

- ・大学側とまだ交渉の余地があるのではないかと伝え、大学側で窓口となっている担当教職員に当方に直接連絡を入れてもらえるよう仲介を依頼した。
- ・情報保障支援に関する資料を郵送し、聴覚障害学生本人と大学担当者双方で、情報を共有してもらうように伝えた。
- ・他大学の障害学生支援室を紹介し、聴覚障害学生本人が訪問して支援の実際の状況に触れてもらう機会を設けた。
- ・学部の担当教員と直接連絡を取り、大学に訪問して支援体制の構築について助言するとともに、ノートテイクの養成方法について助言を行なった。

【その後の経過】

大学でノートテイクの養成・派遣を行ない、支援を運営する方向に向かっている。

肢体不自由

事例 No.2(肢体不自由)寮での生活介助や学内移動支援についての相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 公立大学

【当該学生の属性】 1 年次、障害種別：肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談者】 保護者

【相談内容】

平成 28 年 3 月に、学生の母親から相談あり。4 月から入学する大学の大学寮では、週 2 回、自分でシーツを替えなければならないが、支援がないか。腕の力がないため、車椅子は足で漕いでいて学内の移動が大変である。杖をついて歩くことはできるが、荷物を持った移動となると支援がほしい。

【機関の対応】 当該校に問合せ

市の移動支援では通学・学内の利用を認めていないため、大学に対し、大学による支援を求めた。具体的には、寮生やクラスメートに協力してもらえよう、謝金などを払えないか提言。

【その後の経過】

寮でのシーツ交換は寮が対応することになった。学内の移動においては、他の学生ともうちとけて、手伝ってもらえ、寮内でも特に不自由なく過ごせている。謝金は払っていない。

事例 No.3(肢体不自由)通学支援について

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 1 年次、障害種別：肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談者】 その他

【相談内容】 通学支援について

【機関の対応】 助言

事例 No.10(肢体不自由)進学予定の大学への通学支援や学内移動、介助についての相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 学科（専攻）：工学、受験時、障害種別：肢体不自由（上下肢機能障害）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

当時、当該生徒が在学中だった高等学校から当自治体にケース会議への参加の依頼があった。

【相談内容】

当該生徒が大学の通学や学内で受けられる支援は何かという主題であったが、高等学校が自治体の障害福祉制度や個別事例に詳しい支援学校教諭を会議に招聘しており、基本的に通学や学内での障害福祉サービスの利用ができない自治体が多いことは本人・保護者・関係職員には認知されていた。ただ、だからといって通学や学内での介助を大学側が十分に（あるいは全く）提供できない状態であることには変わらないので、そこを障害福祉支援で埋め合わせてほしいという期待は感じられた。しかし、自治体では通学や学内での障害福祉サービスの利用を認めていないため、その旨説明し、理解を得た。

【機関の対応】 すでにおおまかな方向性は検討済

大学側として通学や学内でどのような支援が可能なのかは、本人を知る高校や本人・保護者から大学に問い合わせる具体的に確認してもらうしかなく、ある程度はすでに協議がなされている様子であった。なお、高校一保護者間の認識では、通学は親が車でせざるを得ないという結論になっていた。

また、学内の移動や介助については、会議に参加した支援学校教員の経験によると、大学所在地の社会福祉協議会登録のボランティアに依頼できた事例があるとのことで、後日、本人・保護者から当該社協に相談することになった。

【その後の経過】

当自治体の対応としては、在宅での障害福祉サービスや短期入所の利用の可能性があるため、障害支援区分の取得を進めることにはなったが、通学や学内での対応についての相談は、会議以降はない。

事例 No.15(肢体不自由)通学、学内移動、生活支援についての相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 学科（専攻）：人文科学、大学院、障害種別：肢体不自由、精神障害

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

平成 15 年事故で受傷し、入院中から在宅生活に戻るタイミングで最初の相談があった。以降、在宅生活を送る中で生じる問題や本人からの相談等に応じ、生活支援してきた経過がある。

【相談内容】

通学支援の相談を受けた。

問題点 1：駅で切符を購入する際に手が券売機に届かない。

問題点 2：歩道と道路の境の段差が車椅子で越えられない。

問題点 3：大学院の建物から大学学生棟や図書館に行く際に、急勾配の坂道があり、自力で越えることができない。

問題点 4：大学内のトイレで尿バッグの処理ができない。

【機関の対応】

大学までの道のりを同行し、大学の障害学生支援室に本人と一緒にいき、相談した。障害福祉サービスの中で通学支援のサービスはなく、本人が自力で通学するためにできることは何か。通学の際、何が問題なのか、問題点を明確にし、医療機関、障害者相談支援センター、訪問介護事業所などが集まって個別支援会議を開いた。

【その後の経過】

学校では、「校内移動の際の学生ボランティアはいないが、困ったときは近くの学生に頼んで手伝ってもらったらよいのでは。」との助言により、その都度、周囲の学生にお願いすることになった。また、駅構内は駅職員にお願いすることにし、事前に状況を理解してもらえよう本人があいさつに行った。また、外出支援のヘルパーの支給時間を増やし、余暇活動としての外出時間をふやし、車椅子操作能力・体力向上を図った。トイレ問題については尿バッグを大きいものに変え、学内で尿の処理をしなくてもよいようにした。結果、自力での通学が可能となった。

病弱・虚弱

事例 No.23(病弱・虚弱)生活介助が必要な学生の地域への転入時のヘルパー利用の要望について

【事例が起きた時期】平成 28 年度

【事例が起きた学校】国立大学

【当該学生の属性】学科（専攻）：人文科学、1 年次、障害種別：病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【相談者】保護者

【相談にいたる経緯】

本人は進行性の難病（脊髄性筋萎縮症）により、生活全般に介助が必要なため、居住地より障害福祉サービス等の給付を受けている。平成 28 年 4 月大学入学後も学内での移動・介助は、ヘルパーが対応してきたが、居住地からの通学送迎は本人、家族ともに負担が大きく、当自治体への転入を予定している。

【相談内容】

本人は、「介助員を伴った自立生活者」として大学に通うことを希望している。転入にあたり、「受講についての配慮（設備等及び人的なサポート）は、大学が提供している。それ以外の移動、介助について、福祉サービスのヘルパーを利用したい」との要望が出

された。自治体の事業担当者及び障害者差別解消担当者が大学を訪問し、学内の合理的配慮について調査した。

【機関の対応】当該校に問合せ、訪問調査

大学を訪問して、学内の配慮について確認した。講義受講等については、環境への配慮及び「サポートスタッフ」（学生の有償ボランティア）による人的サポートが手厚く実施されていた。大学は「サポートスタッフ」の養成・管理・報酬負担を行う学内体制を整えていた。

要望された身辺介助は、個別的専門的となり、大学が対応するには専門職の雇用が必要となる。上記体制のほかに専門職を雇用することは過重な負担にあたると考え、学内の身辺介助について福祉サービスの運用等の検討を行なうこととした。

【その後の経過】

当自治体に転入し、学校の提供する合理的配慮と福祉サービス等を利用しながら学生生活を行なっている。

発達障害

事例 No.6(発達障害)大学への相談について

【事例が起きた時期】過去 5 年以内

【事例が起きた学校】大学

【当該学生の属性】2 年次、障害種別：発達障害（SLD）

【相談者】保護者

【相談にいたる経緯】

入学直後、大学に AS（アスペルガー症候群）と SLD があることを学生課に相談したところ教養課程ではよく対応してもらえた。その後進学した専門課程で、通常とは異なる日程に混乱を起こし不登校・ひきこもり状態となる。大学からは相談に来たら対応すると言われたが、相談スキルがないため相談に行けない。

【相談内容】

大学にこれ以上の対応が期待できない。地域の相談機関や医療機関を紹介してほしい。

【機関の対応】助言

地域の相談支援事業所の紹介をさせていただく。

【その後の経過】

保護者へ相談先の情報提供をし、その後保護者が問い合わせるようになった。不明な点や、相談したいことが再度あった際に、当相談機関へ電話をくださる流れとなった（その後、保護者及びご本人からの相談は無）。

事例 No.7(発達障害)

大学の支援体制は整っているが、自分に自信がなく将来への不安を相談できない

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 1 年次、障害種別：発達障害（A S D）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

大学での支援体制は整っており、様々な協力を得て学生生活を過ごしている。現在、大学のサークル活動や対人関係に心配がある。

【相談内容】

所属しているサークルは、素敵な人ばかりである。社交性が高い人が多い。自分は魅力がないことが原因で、サークル活動が思うように発展していかない。人望も魅力もないからと思う。自分の家族は診断を開示しないことを勧める。障害に対する理解がないと感じる。人との関わりを深めたいという希望があるが、このまま社会に出ても孤立していくのではないかと、対人関係が苦手なままなのか、将来自立できるのか等不安である。大学の支援体制は整っているが、自分に自信がない等、将来の不安に対する相談ができないこともある。周囲で同じ診断を受けている人は明るい人が多い。障害は個性だというけれども本当にそうなのか。

【機関の対応】 助言

不安な気持ちを傾聴させていただく。ご本人の持つ不安を話せたこと、表明できたことで、少しすっきりしたと話される。

【その後の経過】

その後、本人からの連絡はなし。

事例 No.8(発達障害)大学の対応についての相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 2 年次、障害種別：発達障害（A S D）

【相談者】 その他

【相談にいたる経緯】

対象者の出身地の相談支援機関から電話相談あり。対象者は本県の大学に在学中。出身地の相談支援機関に家族からの相談があった。大学 1 年次から授業についていけず、2 年次には引きこもり、昼夜逆転の生活になっている。大学から適切な対応をされていないと感じる。今後について相談したいと母から相談があったとのこと。

【相談内容】

現在本人が地元に戻っている。近日、今後について母と本人が来所相談に来られる予

定。大学生活について、直接大学側にも働きかける予定だが、当相談機関での個別相談・支援の状況を確認したい。

【機関の対応】

対象者が在籍している大学がある地域の相談支援事業所を提案。本人、家族希望のもと、紹介させていただく。機関への連絡等については当相談機関で調整させていただくこととなる。

【その後の経過】

ご本人、ご家族、在籍校、地域の相談支援事業所、ご本人の出身地の相談支援事業所で今後の方向性について話し合いを設けていくこととなった。

事例 No.9(発達障害)退学の希望についての相談

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 障害種別：発達障害（ＡＳＤ）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

当該障害者が関わっている相談支援員より、今後の当該障害者の支援方法について相談がある。

【相談内容】

当該障害者より、「大学に入学したが、自分はこの大学にいる意味がないように感じてきており、退学したい」との相談がある。現在入所中のグループホームサービス管理責任者と相談支援専門員、大学の相談員、社会福祉士、行政、当該者本人が集まり、支援会議を行なった。具体的な気持ちと今後についてどのように考えているのか、家族はどのように思っているのか等を聞き取り、話し合いを行なったが、結果としては自主退学した。

【機関の対応】 助言

当該大学の相談員も同席の上、話し合いを行なった。

【その後の経過】

当該学生（障害学生）は、大学の先生や相談支援員ともかなりの時間の相談を行っており、学校の対応については不満はないようであったが、結果としては、自分の判断で退学を決定した。

事例 No.11(発達障害)手帳の取得、障害年金、障害者雇用に関する制度についての相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 3 年次、障害種別：発達障害（ＡＳＤ）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

保健師より就職支援センターに適職の相談。その後就職支援センターより当機関に相談。障害者手帳や障害年金、障害者雇用に関する制度について。

【相談内容】

一般での就労は難しいと大学側は判断。就職支援センターにて適職を知るための職業適性検査を受け、当機関の紹介を受ける。発達障害の特性は見られるものの、これまで通院歴はなく、本人に適した医療機関がわからないので、その紹介を受けたい。また、就労に向けて障害者手帳の申請などを行ないたく、それらについても支援を受けたい。

【機関の対応】 当该校に問合せ、各関係機関との連絡調整、同行支援

当機関では発達障害が疑われる本人に対し、医療機関の紹介、今後の流れについて制度等も含め説明。医療機関で発達障害の診断がでてから、当機関でアセスメントを行なう。自治体にも連絡を取り、本人と一緒に自治体同行し、障害者手帳などの申請を行なう。ハローワーク専門援助部門にも同行し、求職登録を行ない、障害者専門求人を大学保健師と一緒に閲覧する。

【その後の経過】

障害者雇用での就労面接をいくつか受けるが、なかなか決まらない。卒業年度の12月になり、障害者雇用での内定が出た。現在、障害者雇用として一般企業に就労している。現在のところ継続できている。

事例 No.12(発達障害)障害者雇用についての相談

【事例が起きた時期】 6年以上前

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 4年次、障害種別：発達障害（ASD）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

母親が大学医師より一般就労は難しいと説明を受ける。発達障害の指摘を受けたので、母親が発達障害についてインターネットで調べると、当センターが載っていたので相談した。

【相談内容】

本人は他県に在籍している大学4年次。これまで公務員や一般企業での就労を目指して、いくつかの試験や面接を受けてきたが、まだ1社も内定がでない。本人は次の採用試験が不採用になったら障害者雇用での就労を考えると話している。その場合の流れや手続きなど支援を受けたい。

【機関の対応】

本人帰省時に障害者職業センターへ同行。適性検査を受ける。その後、情報をとりま

とめ大学のある他県の障害者職業センターに支援を要請。ハローワーク専門援助部門で求職登録し、大卒後帰省したあとの就労場所を探してもらった。大学を卒業することになったが、内定がでておらず、結局無職のまま帰省する。

【その後の経過】

地元のハローワークで職業訓練を受け、当センター同行のもと障害者雇用のための合同就職説明会に参加。

その後、外資系企業で障害者雇用となり、現在も継続就労している。

事例 No.14(発達障害)卒論指導教員の対応についての相談

【事例が起きた時期】 非公表

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 障害種別：発達障害（ＡＳＤ）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】 保護者より相談依頼のご連絡があった。

【相談内容】

卒論が計画的に進められず、卒業の見通しが持てない本人の相談について、学校と連携を行なった。担当教授が他の学生と同様の卒論指導を行なっており、本人の集団適応や個別指導の難しさをまとめた文書を作成されていた。本人の卒論指導への取り組みの困難さの背景は、発達障害特性（例：コミュニケーション特性、実行機能、社会性、見通しの持ちづらさ）に関係するものと考えられたが、教授は、本人に成長すべきことが多い点を強調され、卒業論文作成のための特性への理解や対応はなされていない状態だった。

【機関の対応】 当該校に問合せ、会議への参加

メインの相談者として、学校の相談室に定期面談をお願いした。当機関での保護者・本人との定期面談の内容について、メインの相談者と連携を行なった。

【その後の経過】

現在は学校の相談室が中心となって支援をしており、学校側に所属ゼミ以外の対応者があることで、本人は安定されている。

事例 No.16(発達障害)生活管理、対人関係のトラブル等に関する大学の対応についての相談
--

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 1 年次、障害種別：発達障害（ＡＳＤ）

【相談者】 保護者

【相談にいたる経緯】

入学後の本人の学校不適応状況を大学から聞いた保護者から、当機関に相談したいと

いう電話が入る。

【相談内容】

大学入学後の一人暮らしの生活管理の難しさ、大学内での授業への参加のしにくさ、学生間の対人関係上のトラブル、コミュニケーションの難しさ等について、保護者から大学の対応の仕方へのアドバイスをしてほしいとの依頼があった。

【機関の対応】

大学の健康管理センターの担当者を中心に、本人の状況の整理（主治医の意向を含む必要な情報の収集、大学での様子等）を行なってもらった上で、発達障害の特性から見た大学での対応の仕方、大学へのニーズの高い保護者への対応の仕方について、支援を行なった。本人の主たる相談先を健康管理センターが担うこととし、混乱時、不安時の対応の仕方についてアドバイスした。また、本人理解を進めてもらうために大学側が保護者との面談を行ない、大学での本人の状況と必要なサポート、大学での対応の限界についても説明した。当所には大学からその都度進捗を知らせてもらい、電話等でも継続的に相談に応じた。

【その後の経過】

大学内での定期的な相談場所ができたことで、生活に落ち着きが見られた。卒業認定単位を取得。卒後は一般就労を希望していた保護者も、大学との話し合いを行なう中で、本人にはまず緩やかに働く経験が必要であると考えようになり、自宅から通えるアルバイトから始めた方がよいとの意見になった。

事例 No.18(発達障害)単位未取得、生活リズムの乱れ、家庭生活の乱れ等についての相談
--

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 2 年次、障害種別：発達障害（A S D）

【相談者】 保護者

【相談にいたる経緯】 主治医からの紹介で保護者から相談が入った。

【相談内容】

大学入学後の行き渋り、単位未取得、生活リズムの乱れ（ゲーム依存と課金）、家庭生活の乱れ等についての相談が入る。

【機関の対応】

保護者、本人との面接を開始。大学の健康管理センターの担当者、ひきこもり地域支援センターと連携し、機関間での情報を共有しながら支援を進める。当所では、主に家庭での支援の中心である母親に対し、定期的な面接を実施し、家庭での関わり方についてのアドバイスを行なう。大学の健康管理センターでは本人、保護者と定期的な面談を行なうと共に、授業担当者や学科担当者との情報連携をしながら、本人の授業参加を促していった。

【その後の経過】

休学を複数回繰り返しながら、大学復学を目指したが、授業の単位を取る見込みがなくなったこと、本人にも復学の希望がなくなったことから退学になる。その後も当所で家庭生活面について、保護者の面接を継続。

限定的ではあるが、障害福祉サービスやアルバイトをしながら、生活リズムの立て直しを目指している。

事例 No.20(発達障害)大学へ不満を伝えても改善しないとの相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 1 年次、障害種別：発達障害（A S D）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】 主治医からの紹介

【相談内容】

学校側への不満があり、それを伝えても改善しないとの訴え。

具体的には、

1.授業中に先生が他生徒を注意する声がうるさい

2.保健管理センターに相談しても改善しない

など。

【機関の対応】

本人と保護者による来所面接を行ない、本人が戸惑った点、不満などを傾聴するとともに、学内の相談窓口を利用しようとしたことについて賞賛した。今後については、保護者と学校側の担任との相談関係が出来ていたことや、既に主治医から学校へ複数回の情報連携がなされていたので、一旦は当所の学校側への介入は見送る形をとった。

【その後の経過】

保護者を介して、本人の訴えを学校側が知り、対策を考えてみる、という関係は出来ていた。しかし、本人が相談窓口に行く、ということに関しては、相談してみて良かったという感触が本人に無く、本人から学校内の相談窓口を利用することや、当機関に継続相談を希望することにはつながらず、単発の相談となった。

事例 No.21(発達障害)大学と相談することへの支援依頼について

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立高等専門学校

【当該学生の属性】 2 年次、障害種別：発達障害（A S D）

【相談者】 本人・家族

【相談にいたる経緯】

本人と家族が学校生活での困りごとについて話し合いを持ったが、具体的な解決の話題にならなかった。改めて、本人が困っていることについて、学校と話したいため、手伝って欲しい。

【相談内容】

実験時の共同作業でクラスメイトとコミュニケーションが上手く取れず、不安全感が強い。グループ内の役割を決めないまま、実験が進むこともあり、その場合は本人が何もしないまま、実験が終わってしまうこともある。このような状況のため、家庭でも自室にすることが多く、「死にたい」との訴えも出ている。

【機関の対応】

家族から電話で聞き取った相談内容をもとに、本人・家族が話し合いをした保健室担当者に問い合わせを行なう。学校としても、本人が通院している主治医の意見を踏まえ、再度話し合いの場を持ちたいとの意向があり、当所も話し合いの場に参加した。

そこでは、本人からの様々な訴えについて、一度で解決することは難しいため、学校で週 1 回の定期的な話し合いの機会を作り、その中で困りごとを話題に挙げることを共有する。

【その後の経過】

学校で定期的な話し合いの機会を持ってもらうことで、本人も日々の困りごとを定期的に吐き出せる場ができ、大きく調子を崩すこともなくなった。本人の訴えについて、解決できることばかりではないが、自分が苦しい中で頑張っていることを知ってもらえていることは本人の安心になっている様子。

事例 No.25(発達障害)大学の対応への不満から退学した学生からの他大学受験に際しての相談

【事例が起きた時期】 非公表

【事例が起きた学校】 国立大学

【当該学生の属性】 学科（専攻）：工学、受験時、障害種別：発達障害（ASD）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

他県の発達障害者支援センターからこちらのセンターに引継ぎがあった。当初は県内の大学に通っていたが、指導教官との行き違いにより、退学をして、別の大学院を受験することになった。

【相談内容】

- 1.他県の発達障害者支援センターから、他県の大学へ進学するに当たり、発達障害の配慮（今まで受けてきた支援）を受けながら学校生活を送りたいとの要望があり、当機関へつながった。
- 2.大学のシステム上対象の方が要望されるような支援が受けられないとのことで、大学側（主に研究科長）と揉める事になり、大学を退学された。

3.それから相談にこられているが、今年他県の大学へ進路決定をされ、そちらを受験するに当たり、学生課や相談室などへ、自分の思う支援は出来るかと電話やメールで何度もやりとりをされた。そのことで、混乱されたり、こちらへの電話での抗議(大学は何もしてくれないではないか)などがあった。

【機関の対応】

こちらで丁寧にお話を伺いながら、対応にあたった。発達障害学生の受け入れ・相談について、学生支援機構及び、全国発達障害者支援センター連絡協議会に確認を取り、ケースについての対応の相談を行なった。

【その後の経過】

対象の方が色々な機関にお尋ねになり、納得できない答えがあれば、こちらに電話が来るので、話を十分に聞きながら、対応に当たった。今は他大学の受験期間中のため、受験校に電話とメールにて尋ねているが、いったんは納得できる回答があったとのことで、落ち着いている。

事例 No.26(発達障害)障害者雇用についての相談

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学

【当該学生の属性】 学科（専攻）：人文科学、4 年次、障害種別：発達障害（A S D）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

母から相談があり、本人は大学 4 年、就活中に何社も落ちている。新規手帳を取得し、相談を開始した。

【相談内容】

- ・大学 4 年、就活しているが、書類選考で落ちている。家族が心配している。大学では、何もしてくれていない。個人に任されている。
- ・本人は焦っている。

【機関の対応】

手帳を使った就職について説明を行なった。就労系のサービスを紹介し、興味があれば見学するよう伝えた。

【その後の経過】

ハローワークの障害窓口で登録。就労移行を何か所か見学し、利用を検討している。

事例 No.28(発達障害)就労に関する相談

【事例が起きた時期】 過去 5 年以内

【事例が起きた学校】 国立大学

【当該学生の属性】 学科（専攻）：理学、大学院、障害種別：発達障害（A S D）

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】

大学で就労に関する相談を市役所にしたらどうかと言われ、来庁（来る目的がよくわからないまま来庁した。）

【相談内容】

- ・大学院に通い、卒業間近、まだ就職が決まっていない。大学の先生に相談しているが、市の窓口に行くよう言われた。
- ・よく話をきくと、福祉サービスの利用を考えており、就労継続支援 A 型の利用を希望している様子。
- ・本人は、市で就職先の申し込みをすると勘違いしており、学校での対応の不足を感じた。

【機関の対応】 助言

- ・福祉サービスの説明を行ない、福祉的就労であることを伝えた。
- ・学校には特に連絡していない。

【その後の経過】

- ・卒業と同時に就労継続支援 A 型の利用を開始した。

その他の障害

事例 No.17(その他の障害)研究活動における指導や支援についての相談

【事例が起きた時期】 6 年以上前

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 障害種別:その他の障害

【相談者】 本人

【相談内容】

大学や大学院での研究活動における指導や支援が受けられなかった。

障害種の記載なし

事例 No.13(記載なし)サークル活動への参加等での大学の対応についての相談

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 大学

【当該学生の属性】 記載なし

【相談者】 本人

【相談にいたる経緯】相談機関へ本人が来所

「当該学生の属性」については、精神障害と発達障害の重複とのことだが、詳細な障害種別は不明。

【相談内容】

- ・大学で希望するサークルに入れてもらえない。
- ・保護者の同伴や療育手帳の取得を求められたこともある。
- ・サークルと話し合いの場を持ち、参加できるかどうか結果を待っている。

【機関の対応】

当面はサークル活動に参加できるか結果を待ちたいとのことであったため、結果を待ってもらようよう助言。

【その後の経過】

結果等について特段連絡はない。

協力者会議

独立行政法人日本学生支援機構は、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』を作成・構築するにあたり、必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議を設置しました。

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』

協力者会議設置要項

平成28年4月13日

理事裁定

（目的）

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』（以下「事例集」という。）を作成・構築するにあたり必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議（以下「会議」という。）の設置に関して、必要な事項を定める。

（会議の役割）

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事例集に関する事例の収集方法について
- (2) 事例集に関する関係機関へのヒアリングについて
- (3) 事例集に関する事例の随時の情報提供の受付方法について
- (4) 事例集のデータベース仕様について
- (5) その他必要な事項

（会議の組織及び協力者の委嘱）

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

（会議の運営）

第4条 会議に必要なに応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成28年4月13日から施行する。

協力者

(五十音順・敬称略)

柏倉秀克 日本福祉大学社会福祉学部 教授／学生支援センター センター長

川島聡 岡山理科大学経営学部経営学科 准教授

近藤武夫 東京大学先端科学技術研究センター 准教授

白澤麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部 准教授

村田淳 京都大学学生総合支援センター 准教授／チーフコーディネーター

索引（支援の場面別）

受験・入学

視覚障害の事例

- 事例 No.92(視覚障害)受験時の座席配慮を申し出40
- 事例 No.195(視覚障害)視覚障害学生の受け入れ事例がない学校での受験前の相談38

聴覚・言語障害の事例

- 事例 No.9(聴覚・言語障害)入学時に補聴器を装着しているとの報告を受けた67
- 事例 No.14(聴覚・言語障害)手話とパソコンテイク、両方の支援について46
- 事例 No.70(聴覚・言語障害)最前列での受講、教員の口元が見えるよう配慮を申し出69
- 事例 No.84(聴覚・言語障害)講義内容の記録を提供してほしいと申し出（保健）72
- 事例 No.95(聴覚・言語障害)入学後、ノートテイクと手話サークル開設を申し出54
- 事例 No.106(聴覚・言語障害)申し出以外の配慮の必要性を予測し対応74
- 事例 No.111(聴覚・言語障害)ノートテイクの申し出があったが制度化しなかった56
- 事例 No.121(聴覚・言語障害)ノートテイクの実施について76
- 事例 No.135(聴覚・言語障害)入学後の授業支援についての相談58
- 事例 No.140(聴覚・言語障害)手話通訳・ノートテイク等の情報保証の申し出80
- 事例 No.170(聴覚・言語障害)FMマイク使用希望の申し出82
- 事例 No.194(聴覚・言語障害)授業時のノートテイク補助の申し出について85
- 事例 No.206(聴覚・言語障害)AO 入試時の情報保証の申し出61
- 事例 No.211(聴覚・言語障害)入学から卒業まで本人と話し合いを実施し支援体制を整備63
- 事例 No.212(聴覚・言語障害)ノートテイクの配置、試験時の配慮等の要望87
- 事例 No.224(聴覚・言語障害)外国語科目のリスニング・スピーキングにおける学習支援について65

肢体不自由の事例

- 事例 No.1(肢体不自由)専用机・椅子、トイレ介助、専用ロッカー設置等98
- 事例 No.7(肢体不自由)正課、課外活動に必要な施設改修 211
- 事例 No.23(肢体不自由)トイレの改修、段差・スロープの確認等の申し出98
- 事例 No.43(肢体不自由)運動機能障害に関する様々な支援についての相談 112
- 事例 No.83(肢体不自由)施設改修、スクールバス・自家用車の利用に関する申し出93
- 事例 No.88(肢体不自由)入学後の修学や生活に対応できるかについて相談93
- 事例 No.98(肢体不自由)入寮に際し学生寮の施設面が十分でない 102

事例 No.122(肢体不自由)センター試験に準じた試験時間延長では不十分との申し出	103
事例 No.137(肢体不自由)受験時及び入学後の座席配慮・トイレ介助者同行の申し出	108
事例 No.150(肢体不自由)トイレ介助についての申し出	109

病弱・虚弱の事例

事例 No.143(病弱・虚弱)緊急時に本人に代わりエピペンを打ってほしいとの申し出	121
事例 No.186(病弱・虚弱)化学物質過敏症に対応する施設設備等の改善要望	123
事例 No.196(病弱・虚弱)エピペン注射について	116

重複の事例

事例 No.118(重複)設備改修等が費用面で困難	126
---------------------------	-----

発達障害の事例

事例 No.26(発達障害)授業予定の急変等があると混乱し不安になる	140
事例 No.61(発達障害)小・中・高で受けた特別支援と同様の支援を申し出	144
事例 No.94(発達障害)受験に際して、入学後の授業支援等について相談	132
事例 No.102(発達障害)出身校より受験に関する特別措置（別室受験）の相談	148
事例 No.138(発達障害)定期試験配慮についての申し出	134
事例 No.167(発達障害)保護者からの相談について	150
事例 No.180(発達障害)入試時の受験時間延長及び入学後の板書撮影許可を申し出	152
事例 No.198(発達障害)入学時より何度も面談を実施したが休学中	154

精神障害の事例

事例 No.128(精神障害)配慮願にある事項について	183
事例 No.145(精神障害)本人に知られないよう修学支援を希望するとの保護者からの申し出	185
事例 No.184(精神障害)教室への入室困難等の申し出に配慮	177
事例 No.220(精神障害)入学試験科目・問題の変更希望及び入学後の学習支援・学外実習等について	187

その他の障害の事例

事例 No.99(その他の障害)配慮依頼文書について	193
----------------------------	-----

授業・研究

視覚障害の事例

事例 No.45(視覚障害)板書、配付物の文字の大きさについて配慮の申し出	40
事例 No.174(視覚障害)配布物の文字サイズに関する申し出	41

聴覚・言語障害の事例

事例 No.2(聴覚・言語障害)情報保障の実施による授業中の座席について	44
事例 No.3(聴覚・言語障害)情報保障は受けたいが授業には1人で出席したい	45
事例 No.5(聴覚・言語障害)読唇による授業理解について相談	66
事例 No.18(聴覚・言語障害)情報保障者に専攻(理工系)を理解できる学生を申し出	47
事例 No.21(聴覚・言語障害)DVDの文字起こしについて担当教員との連絡	48
事例 No.36(聴覚・言語障害)手話通訳支援に関する授業担当者との相互理解について	49
事例 No.37(聴覚・言語障害)ゼミナール合宿にノートテイク同行を申し出	50
事例 No.38(聴覚・言語障害)ノートテイク申し出に音声認識ソフトで対応	67
事例 No.71(聴覚・言語障害)講義の際に専用マイクの使用を申し出	70
事例 No.78(聴覚・言語障害)授業中の指名について	70
事例 No.79(聴覚・言語障害)字幕のない映像を授業で使用	71
事例 No.82(聴覚・言語障害)情報保障や教職員の理解・啓発について申し出	53
事例 No.84(聴覚・言語障害)講義内容の記録を提供してほしいと申し出(保健)	72
事例 No.85(聴覚・言語障害)講義内容の記録を提供してほしいと申し出(工学)	73
事例 No.93(聴覚・言語障害)修学途中で障害を負ったため、免許・資格取得を断念	73
事例 No.95(聴覚・言語障害)入学後、ノートテイクと手話サークル開設を申し出	54
事例 No.110(聴覚・言語障害)ノートテイク募集、依頼を大学が実施するよう申し出	55
事例 No.127(聴覚・言語障害)手話通訳者や、同時通訳用機材導入の申し出	57
事例 No.131(聴覚・言語障害)パソコンテイクの申し出への対応について	77
事例 No.134(聴覚・言語障害)映像視聴授業でのビデオ貸し出しについて	79
事例 No.140(聴覚・言語障害)手話通訳・ノートテイク等の情報保障の申し出	80
事例 No.154(聴覚・言語障害)必修科目履修困難のため代替案の申し出	59
事例 No.166(聴覚・言語障害)外部団体のノートテイク希望の申し出	81
事例 No.181(聴覚・言語障害)PC ノートテイク希望の申し出	59
事例 No.187(聴覚・言語障害)外部委託の情報保障システム導入と学生ノートテイク団体を発足	84
事例 No.191(聴覚・言語障害)希望するスポーツ科目の受講について	84
事例 No.194(聴覚・言語障害)授業時のノートテイク補助の申し出について	85
事例 No.202(聴覚・言語障害)補聴器専用マイク使用依頼の申し出	86
事例 No.208(聴覚・言語障害)手話通訳・ノートテイク手配の要望	62
事例 No.211(聴覚・言語障害)入学から卒業まで本人と話し合いを実施し、支援体制を整備	63
事例 No.212(聴覚・言語障害)ノートテイクの配置、試験時の配慮等の要望	87
事例 No.215(聴覚・言語障害)教科書・講義内容及び手話通訳等の支援体制について	64

肢体不自由の事例

事例 No.1(肢体不自由)専用机・椅子、トイレ介助、専用ロッカー設置等	98
事例 No.43(肢体不自由)運動機能障害に関する様々な支援についての相談	112
事例 No.44(肢体不自由)実技科目（体育・音楽）の講義時の配慮申し出	90
事例 No.47(肢体不自由)机・椅子が固定された教室での車椅子対応座席の問題点	91
事例 No.58(肢体不自由)車椅子用の座席の配置について	112
事例 No.72(肢体不自由)エレベーターのない施設 2 階での授業履修について	101
事例 No.105(肢体不自由)エレベーター乗降口が狭く車椅子同士が衝突転倒	94
事例 No.126(肢体不自由)施設利用や改修に関する相談への学校の対応について	106
事例 No.130(肢体不自由)体育実技試験練習での出来事	94

病弱・虚弱の事例

事例 No.33(病弱・虚弱)授業映像を中継し在宅で受講できないかとの相談	117
事例 No.35(病弱・虚弱)突発的な失神への初期対応に関する申し出	115
事例 No.46(病弱・虚弱)日照に関する配慮申し出（座席、避難訓練等）	118
事例 No.81(病弱・虚弱)行きやすい場所で落ち着いて休める場所がほしいと申し出	119
事例 No.103(病弱・虚弱)授業、試験の欠席について代替課題、再試験の申し出	119
事例 No.119(病弱・虚弱)空気清浄機を預かってほしいとの申し出	120
事例 No.186(病弱・虚弱)化学物質過敏症に対応する施設設備等の改善要望	123
事例 No.196(病弱・虚弱)エビペン注射について	116
事例 No.203(病弱・虚弱)体調不良時の一時休養後の受講配慮について	124

重複の事例

事例 No.50(重複)講義の事前資料が直前や授業時に渡されることについて	126
事例 No.148(重複)ノートテイク・パソコンテイク支援担当者に対する申し出	128

発達障害の事例

事例 No.8(発達障害)授業についていけないとの申し出	155
事例 No.32(発達障害)会話のやりとりや話の内容の整理が苦手な配慮が必要	141
事例 No.34(発達障害)支援資料を他の学生の前で渡されたことについて	132
事例 No.41(発達障害)提出期限、連絡事項等の文書伝達等を申し出	141
事例 No.55(発達障害)耳からの情報に弱く視覚情報に強いため座席配慮を申し出	142
事例 No.57(発達障害)耳からの情報に弱く短期記憶が苦手との相談	143
事例 No.59(発達障害)希望したものとは違うクラスでの受講	143
事例 No.61(発達障害)小・中・高で受けた特別支援と同様の支援を申し出	144
事例 No.63(発達障害)不得意科目の単位認定について	145

事例 No.77(発達障害)保護者からの申し出について	147
事例 No.94(発達障害)受験に際して、入学後の授業支援等について相談	132
事例 No.138(発達障害)定期試験配慮についての申し出	134
事例 No.161(発達障害)授業支援・定期試験配慮・重要書類の保護者宛通知について	149
事例 No.171(発達障害)講義時の配慮について	151
事例 No.179(発達障害)講義資料の事前入手・ノート提供・別室受験、時間延長・定期面談を希望	151
事例 No.180(発達障害)入試時の受験時間延長及び入学後の板書撮影許可を申し出	152
事例 No.188(発達障害)配慮について全ての担当教員への共有	138
事例 No.192(発達障害)卒業論文指導教員への指導・配慮要望について	154
事例 No.198(発達障害)入学時より何度も面談を実施したが休学中	154
事例 No.207(発達障害)服薬の副作用による居眠りについて	156

精神障害の事例

事例 No.54(精神障害)クラスメイトの一言がきっかけで不登校	162
事例 No.60(精神障害)自宅学習やレポート提出での単位取得を申し出	180
事例 No.62(精神障害)ストーカー行為による退学勧告に障害を理由に休学を申し出	159
事例 No.64(精神障害)ピアサポーターの必要性について	181
事例 No.75(精神障害)度重なる発作で授業の進行、他の履修生に影響	166
事例 No.108(精神障害)配慮願にある事項について	168
事例 No.125(精神障害)パソコン持込許可と講義内容の写真撮影の申し出	182
事例 No.128(精神障害)配慮願にある事項について	183
事例 No.136(精神障害)配慮学生登録の申し出	162
事例 No.139(精神障害)申し出への対応により不登校が解消された	170
事例 No.141(精神障害)受講について、課題提出等の代替措置の申し出	184
事例 No.163(精神障害)授業資料の提供について	173
事例 No.168(精神障害)体調が悪化した場合を想定した配慮希望の申し出について	174
事例 No.177(精神障害)薬服用による遅刻・欠席への配慮希望の申し出	176
事例 No.184(精神障害)教室への入室困難等の申し出に配慮	177
事例 No.197(精神障害)所属学科からの合理的配慮の申し出	178
事例 No.214(精神障害)教員の病気への理解について	179
事例 No.221(精神障害)座席配慮の申し出	169
事例 No.223(精神障害)座学授業での別室受講	188

その他の障害の事例

事例 No.6(その他の障害)グループワーク、学外実習でのコミュニケーション支援	190
事例 No.40(その他の障害)授業・試験の途中退席に関する配慮を申し出	191

事例 No.99(その他の障害)配慮依頼文書について	193
事例 No.144(その他の障害)学生生活に関する支援の申し出	194
事例 No.155(その他の障害)授業内容の録音及び代替案について	195
事例 No.172(その他の障害)授業内容の録音の申し出について	195
事例 No.183(その他の障害)保護者の障害に対する理解について	197
事例 No.205(その他の障害)復学後の個別指導を希望	198

実習等

視覚障害の事例

事例 No.176(視覚障害)海外研修への参加希望	41
---------------------------------	----

聴覚・言語障害の事例

事例 No.37(聴覚・言語障害)ゼミナール合宿にノートテイク同行を申し出	50
事例 No.65(聴覚・言語障害)宿泊を伴う実習（必修）にノートテイクを申し出	51
事例 No.80(聴覚・言語障害)実習先でのスピーキング・ヒアリングを含む指導	52
事例 No.82(聴覚・言語障害)情報保障や教職員の理解・啓発について申し出	53
事例 No.93(聴覚・言語障害)修学途中で障害を負ったため、免許・資格取得を断念	73
事例 No.95(聴覚・言語障害)入学後、ノートテイクと手話サークル開設を申し出	54
事例 No.140(聴覚・言語障害)手話通訳・ノートテイク等の情報保障の申し出	80
事例 No.194(聴覚・言語障害)授業時のノートテイク補助の申し出について	85
事例 No.204(聴覚・言語障害)教員免許に必要な「介護等体験」に参加できる体制整備を申し出	60
事例 No.211(聴覚・言語障害)入学から卒業まで本人と話し合いを実施し支援体制を整備	63

肢体不自由の事例

事例 No.1(肢体不自由)専用机・椅子、トイレ介助、専用ロッカー設置等	98
事例 No.164(肢体不自由)海外研修への参加申し出	110

病弱・虚弱の事例

事例 No.178(病弱・虚弱)海外研修への参加希望	122
事例 No.186(病弱・虚弱)化学物質過敏症に対応する施設設備等の改善要望	123
事例 No.196(病弱・虚弱)エビペン注射について	116

重複の事例

事例 No.148(重複)ノートテイク・パソコンテイク支援担当者に対する申し出	128
---	-----

発達障害の事例

事例 No.42(発達障害)海外研修に関する不安についての相談	136
事例 No.120(発達障害)障害のことを伝えずに教育実習に行きたいと申し出	137
事例 No.198(発達障害)入学時より何度も面談を実施したが休学中	154

精神障害の事例

事例 No.39(精神障害)経過観察中の疾患のある学生が海外研修を申し出	171
事例 No.48(精神障害)健康診断等での配慮について	169
事例 No.56(精神障害)卒業・資格取得に必要な単位が取得できず保護者から申し出	165
事例 No.64(精神障害)ピアサポーターの必要性について	181
事例 No.76(精神障害)教育実習について	182
事例 No.169(精神障害)海外研修の中断について	175
事例 No.173(精神障害)海外研修への参加について	176

その他の障害の事例

事例 No.6(その他の障害)グループワーク、学外実習でのコミュニケーション支援	190
事例 No.183(その他の障害)保護者の障害に対する理解について	197

事務窓口

聴覚・言語障害の事例

事例 No.5(聴覚・言語障害)読唇による授業理解について相談	66
事例 No.9(聴覚・言語障害)入学時に補聴器を装着しているとの報告を受けた	67
事例 No.84(聴覚・言語障害)講義内容の記録を提供してほしいと申し出(保健)	72
事例 No.85(聴覚・言語障害)講義内容の記録を提供してほしいと申し出(工学)	73
事例 No.95(聴覚・言語障害)入学後、ノートテイクと手話サークル開設を申し出	54
事例 No.112(聴覚・言語障害)ノートテイクの再申し出	56
事例 No.185(聴覚・言語障害)聞き取りやすい側からの対面要望、他学生に障害を知られないよう配慮	83

肢体不自由の事例

事例 No.7(肢体不自由)正課、課外活動に必要な施設改修	91
事例 No.83(肢体不自由)施設改修、スクールバス・自家用車の利用に関する申し出	93
事例 No.88(肢体不自由)入学後の修学や生活に対応できるかについて相談	93
事例 No.126(肢体不自由)施設利用や改修に関する相談への学校の対応について	106
事例 No.189(肢体不自由)降雪時の構内車椅子移動及び図書館呼び出しブザーについて	95
事例 No.193(肢体不自由)駐車スペースの設置とスペースへの優先的な駐車	111

事例 No.218(肢体不自由)手すり未設置キャンパスに対する改善要望	97
-------------------------------------	----

病弱・虚弱の事例

事例 No.119(病弱・虚弱)空気清浄機を預かってほしいとの申し出	120
------------------------------------	-----

重複の事例

事例 No.148(重複)ノートテイク・パソコンテイク支援担当者に対する申し出	128
---	-----

発達障害の事例

事例 No.55(発達障害)耳からの情報に弱く視覚情報に強いいため座席配慮を申し出	142
事例 No.57(発達障害)耳からの情報に弱く短期記憶が苦手との相談	143
事例 No.61(発達障害)小・中・高で受けた特別支援と同様の支援を申し出	144
事例 No.167(発達障害)保護者からの相談について	150
事例 No.222(発達障害)相談室・保健室のサポート	139

精神障害の事例

事例 No.128(精神障害)配慮願にある事項について	183
-----------------------------	-----

その他の障害の事例

事例 No.183(その他の障害)保護者の障害に対する理解について	197
事例 No.219(その他の障害)窓口対応について	199

式典・行事

聴覚・言語障害の事例

事例 No.69(聴覚・言語障害)入学式に手話通訳をつけてほしいとの申し出	68
事例 No.95(聴覚・言語障害)入学後、ノートテイクと手話サークル開設を申し出	54
事例 No.127(聴覚・言語障害)手話通訳者や、同時通訳用機材導入の申し出	57
事例 No.208(聴覚・言語障害)手話通訳・ノートテイク手配の要望	62

肢体不自由の事例

事例 No.1(肢体不自由)専用机・椅子、トイレ介助、専用ロッカー設置等	98
事例 No.43(肢体不自由)運動機能障害に関する様々な支援についての相談	112

精神障害の事例

事例 No.48(精神障害)健康診断等での配慮について	169
-----------------------------	-----

事例 No.75(精神障害)度重なる発作で授業の進行、他の履修生に影響	166
-------------------------------------	-----

その他の障害の事例

事例 No.183(その他の障害)保護者の障害に対する理解について	197
-----------------------------------	-----

寮・施設

視覚障害の事例

事例 No.20(視覚障害)キャンパス内の要所に目印、点字ブロックの設置を申し出	35
事例 No.24(視覚障害)学生用ロッカー（有料）が使用できない	37

聴覚・言語障害の事例

事例 No.208(聴覚・言語障害)手話通訳・ノートテイク手配の要望	62
------------------------------------	----

肢体不自由の事例

事例 No.43(肢体不自由)運動機能障害に関する様々な支援についての相談	112
事例 No.68(肢体不自由)車椅子用の座席を後ろに配置	92
事例 No.147(肢体不自由)入寮申込時にヘルパー利用の申し出	109
事例 No.189(肢体不自由)降雪時の構内車椅子移動及び図書館呼び出しブザーについて	95
事例 No.201(肢体不自由)雨天時における教職員専用出入り口使用の許可	114

病弱・虚弱の事例

事例 No.81(病弱・虚弱)行きやすい場所で落ち着いて休める場所がほしいと申し出	119
---	-----

発達障害の事例

事例 No.61(発達障害)小・中・高で受けた特別支援と同様の支援を申し出	144
---------------------------------------	-----

精神障害の事例

事例 No.4(精神障害)ロッカールーム使用についての申し出	171
--------------------------------	-----

試験・単位

聴覚・言語障害の事例

事例 No.212(聴覚・言語障害)ノートテイクの配置、試験時の配慮等の要望	87
--	----

肢体不自由の事例

事例 No.43(肢体不自由)運動機能障害に関する様々な支援についての相談	112
事例 No.122(肢体不自由)センター試験に準じた試験時間延長では不十分との申し出	103

病弱・虚弱の事例

事例 No.103(病弱・虚弱)授業、試験の欠席について代替課題、再試験の申し出	119
--	-----

重複の事例

事例 No.148(重複)ノートテイク・パソコンテイク支援担当者に対する申し出	128
---	-----

発達障害の事例

事例 No.63(発達障害)不得意科目の単位認定について	145
事例 No.67(発達障害)必修科目の補講や成績評価の代替措置を要望	146
事例 No.138(発達障害)定期試験配慮についての申し出	134
事例 No.198(発達障害)入学時より何度も面談を実施したが休学中	154

精神障害の事例

事例 No.19(精神障害)発表課題の免除を申し出	163
事例 No.56(精神障害)卒業・資格取得に必要な単位が取得できず保護者から申し出	165
事例 No.145(精神障害)本人に知られないよう修学支援を希望するとの保護者からの申し出	185
事例 No.216(精神障害)試験が不合格だったのは障害が原因なのではとの申し出	160
事例 No.223(精神障害)座学授業での別室受講	188

その他の障害の事例

事例 No.99(その他の障害)配慮依頼文書について	193
事例 No.183(その他の障害)保護者の障害に対する理解について	197
事例 No.205(その他の障害)復学後の個別指導を希望	198

その他

聴覚・言語障害の事例

事例 No.78(聴覚・言語障害)授業中の指名について	70
事例 No.79(聴覚・言語障害)字幕のない映像を授業で使用	71
事例 No.80(聴覚・言語障害)実習先でのスピーキング・ヒアリングを含む指導	52
事例 No.110(聴覚・言語障害)ノートテイク募集、依頼を大学が実施するよう申し出	55

肢体不自由の事例

事例 No.25(肢体不自由)トイレ介助について男性職員の支援を申し出	99
事例 No.52(肢体不自由)専属・直接雇用の男性介助者による介助を申し出	100
事例 No.66(肢体不自由)階段への手すり設置の申し出	113
事例 No.115(肢体不自由)トイレにベッド設置の申し出があったが長机で対応	102
事例 No.123(肢体不自由)記述試験での時間延長が不十分との申し出	104
事例 No.124(肢体不自由)通学支援の実施について	105
事例 No.129(肢体不自由)トイレでの排泄介助についての申し出	107
事例 No.199(肢体不自由)自動車通学の許可及び校内駐車場確保の申し出	96
事例 No.200(肢体不自由)原動機付自転車通学の許可と校内の駐輪場の確保の申し出	96

発達障害の事例

事例 No.8(発達障害)授業についていけないとの申し出	155
事例 No.13(発達障害)障害について学校や実習先に伝えることに不安	135
事例 No.22(発達障害)文字認識が困難なことに対する配慮の申し出	139
事例 No.159(発達障害)サークル・アルバイト先・出身高校で受けたハラスメントに関する申し出	148
事例 No.182(発達障害)就職活動について	153

精神障害の事例

事例 No.49(精神障害)公共交通機関の利用が苦手でバイク通学を申し出	161
事例 No.51(精神障害)担当部署閉室後の休憩場所について	164
事例 No.107(精神障害)就職支援について	167
事例 No.142(精神障害)保護者からの申し出、教員と状況を共有し制作発表プレゼンを紙媒体で実施	172
事例 No.165(精神障害)服装及びトイレの利用等に関する申し出	174
事例 No.168(精神障害)体調が悪化した場合を想定した配慮希望の申し出について	174
事例 No.210(精神障害)学期試験問題を選択式に変更してほしいとの申し出	186
事例 No.220(精神障害)入学試験科目・問題の変更希望及び入学後の学習支援・学外実習等について	187

その他の障害の事例

事例 No.86(その他の障害)段差の解消、移動支援、教室変更の申し出	192
事例 No.144(その他の障害)学生生活に関する支援の申し出	194
事例 No.175(その他の障害)試験時間延長の配慮を受けているが延長されなかったとの申し出	196
事例 No.183(その他の障害)保護者の障害に対する理解について	197
事例 No.190(その他の障害)試験直前の配慮申し出について	198

「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する
紛争の防止、解決等事例集
平成 28 年度収集事例

平成 29 年 7 月

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部障害学生支援課

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

電話：03-5520-6176 FAX：03-5520-6051

E-Mail：tokubetsushien@jasso.go.jp